

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2011-108204
(P2011-108204A)

(43) 公開日 平成23年6月2日(2011.6.2)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
G06Q 10/00 (2006.01)	G06F 17/60 172	
G06Q 30/00 (2006.01)	G06F 17/60 324	

審査請求 未請求 請求項の数 12 O L (全 80 頁)

(21) 出願番号	特願2009-265691 (P2009-265691)	(71) 出願人	305027401 公立大学法人首都大学東京 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
(22) 出願日	平成21年11月20日(2009.11.20)	(74) 代理人	100137752 弁理士 亀井 岳行
		(72) 発明者	成田 雅彦 東京都品川区東大井1-10-40 公立 大学 産業技術大学院大学内
		(72) 発明者	中川 優里 東京都品川区東大井1-10-40 公立 大学 産業技術大学院大学内
		(72) 発明者	泉井 透 東京都品川区東大井1-10-40 公立 大学 産業技術大学院大学内

最終頁に続く

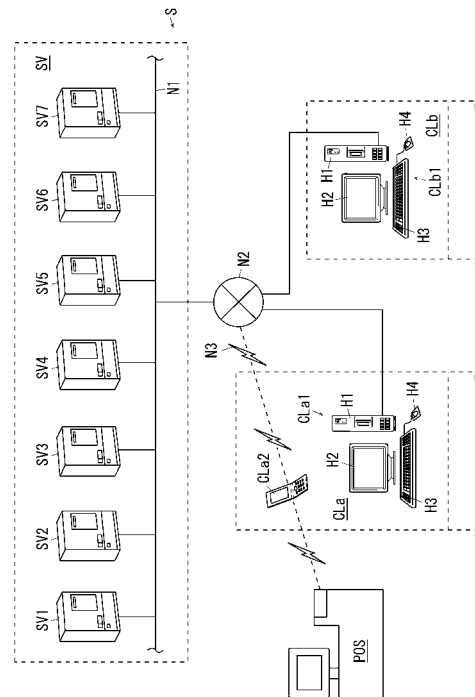
(54) 【発明の名称】 個人関連情報取引管理システムおよび提供者関連情報取引管理システム

(57) 【要約】

【課題】 運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できるようにすること。

【解決手段】 個人用情報処理装置 (CLa) は、購買履歴情報送信手段 (CA33) と提供範囲情報送信手段 (CA76) とを有し、運用者用情報処理装置 (SV) は、購買履歴情報受信手段 (CS6) と購買履歴情報記憶手段 (CS7) と提供範囲情報受信手段 (CS10) と提供範囲情報記憶手段 (CS11) とを有し、企業用情報処理装置 (CLb) は、利用要求情報送信手段 (CB27) を有し、運用者用情報処理装置 (SV) は、利用要求情報受信手段 (CS40) と利用情報生成手段 (CS40) と利用情報送信手段 (CS43) とを有し、企業用情報処理装置 (CLb) は、利用情報受信手段 (CB28) と利用情報表示手段 (CB29) と金銭の対価出金手段 (CB67) とを有する個人関連情報取引管理システム (S)。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

個人に使用される個人用情報処理装置と、
 前記個人用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、運用者に使用される運用者用情報処理装置と、
 前記運用者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、企業に使用される企業用情報処理装置と、
 を有する個人関連情報取引管理システムであって、
 前記個人用情報処理装置は、
 予め記憶された前記個人の購買活動の履歴である購買履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する購買履歴情報送信手段と、
 送信された前記購買履歴情報と、前記運用者用情報処理装置に予め記憶された前記個人を識別する個人識別情報と、を含む前記個人に関する個人関連情報について、前記企業に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、
 を有し、
 前記運用者用情報処理装置は、
 前記購買履歴情報送信手段により送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、
 受信した前記購買履歴情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する購買履歴情報記憶手段と、
 前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、
 受信した前記提供範囲情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する提供範囲情報記憶手段と、
 を有し、
 前記企業用情報処理装置は、
 前記個人関連情報を利用した利用情報を要求する利用要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する利用要求情報送信手段、
 を有し、
 前記運用者用情報処理装置は、
 前記利用要求情報送信手段により送信された前記利用要求情報を受信する利用要求情報受信手段と、
 前記利用要求情報を受信した場合に、前記個人関連情報と、前記提供範囲情報と、予め記憶された前記企業を識別する企業識別情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する利用情報生成手段と、
 生成された前記利用情報を、前記企業用情報処理装置に対して送信する利用情報送信手段と、
 を有し、
 前記企業用情報処理装置は、
 前記利用情報送信手段により送信された前記利用情報を受信する利用情報受信手段と、
 受信した前記利用情報を表示する利用情報表示手段と、
 前記利用情報に対する対価に応じた金銭的対価を、前記運用者用情報処理装置に対して出金する金銭的対価出金手段と、
 を有し、
 前記運用者用情報処理装置は、
 前記金銭的対価出金手段により出金された前記金銭的対価が入金される金銭的対価入金手段と、
 生成された前記利用情報の情報量としての利用情報量に対して、前記個人関連情報お

10

20

30

40

50

よび前記提供範囲情報に基づく前記個人が提供した情報量としての提供情報量が占める割合に基づいて、入金された前記金銭的对価のうちの前記個人に割り当てられた配当を演算する配当演算手段と、

前記配当演算手段によって演算された前記配当を、前記個人用情報処理装置に対して出金する配当出金手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記配当出金手段により入金された前記配当が入金される配当入金手段、

を有する

ことを特徴とする個人関連情報取引管理システム。

10

【請求項 2】

前記個人用情報処理装置は、

前記運用者用情報処理装置に記憶されている前記提供範囲情報を要求する提供範囲要求情報を、前記企業に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記提供範囲要求情報送信手段により送信された前記提供範囲要求情報を受信する提供範囲要求情報受信手段と、

前記提供範囲要求情報を受信した場合に、前記提供範囲情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、

20

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、

受信した前記提供範囲情報を表示する提供範囲情報表示手段と、

表示された前記提供範囲情報に基づいて、前記企業に対して提供可能として選択された範囲が変更された前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の個人関連情報取引管理システム。

30

【請求項 3】

前記運用者用情報処理装置は、

前記企業識別情報に基づく前記企業の信頼度および前記金銭的对価への期待度に応じて設定された前記企業の階級情報を記憶する階級情報記憶手段、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人関連情報について、前記企業の前記階級情報に応じて設定された前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有する、

ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の個人関連情報取引管理システム。

40

【請求項 4】

前記個人用情報処理装置は、

前記購買履歴情報が日・週・月・年の単位で分類され、且つ、購入した商品・サービスの種類ごとに分類されて集計された前記個人の家計に関する家計簿情報を要求する家計簿要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する家計簿要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記家計簿要求情報送信手段により送信された前記家計簿要求情報を受信する家計簿要求情報受信手段と、

50

前記家計簿要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記購買履歴情報とに基づいて、前記家計簿情報を生成する家計簿情報生成手段と、

生成された前記家計簿情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する家計簿情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記家計簿情報送信手段により送信された前記家計簿情報を受信する家計簿情報受信手段と、

受信した前記家計簿情報を表示する家計簿情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム。

10

【請求項 5】

前記個人用情報処理装置は、

予め記憶された前記個人の行動の履歴である行動履歴情報であって、分・時・日の単位ごとの前記個人の移動距離情報と移動時間情報とを含む前記行動履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する行動履歴情報送信手段と、

送信された前記行動履歴情報を含む前記個人関連情報についての前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記行動履歴情報送信手段により送信された前記行動履歴情報を受信する行動履歴情報受信手段と、

受信した前記行動履歴情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する行動履歴情報記憶手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記移動距離情報の移動距離と前記移動距離情報および前記移動時間情報に基づく移動速度との積算値に応じた前記個人の日単位の消費カロリー情報を含む前記個人の健康管理に関する健康管理情報を要求する健康管理要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する健康管理要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記健康管理要求情報送信手段により送信された前記健康管理要求情報を受信する健康管理要求情報受信手段と、

前記健康管理要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記健康管理情報を生成する健康管理情報生成手段と、

生成された前記健康管理情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する健康管理情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記健康管理情報送信手段により送信された前記健康管理情報を受信する健康管理情報受信手段と、

受信した前記健康管理情報を表示する健康管理情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム。

40

【請求項 6】

前記個人用情報処理装置は、

前記個人によって撮像された画像の画像情報と前記画像の撮像時刻の時刻情報と前記

50

画像の撮像場所の地図情報とを含む前記行動履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記行動履歴情報送信手段と、

前記行動履歴情報から前記画像情報と前記時刻情報と前記地図情報とが日単位で抽出された前記個人の日記としての日記情報を要求する日記要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する日記要求情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記日記要求情報送信手段により送信された前記日記要求情報を受信する日記要求情報受信手段と、

前記日記要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記日記情報を生成する日記情報生成手段と、

生成された前記日記情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する日記情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記日記情報送信手段により送信された前記日記情報を受信する日記情報受信手段と

、

受信した前記日記情報を表示する日記情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 5 に記載の個人関連情報取引管理システム。

【請求項 7】

前記個人用情報処理装置は、

前記個人に携帯された状態で移動可能な移動端末と、

予め設定された固定位置に設置された固定端末と、

を有し、

前記移動端末は、

前記個人が商品・サービスを購入した店舗の購買処理端末から送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、

受信した前記購買履歴情報を記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記購買履歴情報送信手段と、

前記提供範囲情報送信手段と、

前記配当入金手段と、

を有し、

前記固定端末は、

前記個人に入力された前記購買履歴情報を記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記購買履歴情報送信手段と、

前記提供範囲情報送信手段と、

前記配当入金手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 6 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム

。

【請求項 8】

前記企業用情報処理装置は、

前記利用情報を生成する前記個人関連情報について、前記個人に対して提供を要望する範囲を示す要望範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する要望範囲情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記要望範囲情報送信手段により送信された前記要望範囲情報を受信する要望範囲情報受信手段と、

10

20

30

40

50

受信した前記要望範囲情報を、前記企業識別情報に対応付けて記憶する要望範囲情報記憶手段と、

前記利用要求情報を受信した場合に、前記個人関連情報と、前記提供範囲情報と、前記企業識別情報と、前記要望範囲情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する前記利用情報生成手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 7 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム

【請求項 9】

前記運用者用情報処理装置は、

前記提供範囲情報と、前記要望範囲情報と、の重複範囲が予め設定された閾値を超えた場合に、前記利用情報が生成可能であると判別する生成可能判別手段と、

前記生成可能判別手段により前記利用情報が生成可能であると判別された場合に、前記利用情報が生成可能であることを告知する告知情報を、前記企業用情報処理装置に対して送信する告知情報送信手段と、

を有し、

前記企業用情報処理装置は、

前記告知情報送信手段により送信された前記告知情報を受信する告知情報受信手段と

、
受信した前記告知情報を表示する告知情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 8 に記載の個人関連情報取引管理システム。

【請求項 10】

前記企業用情報処理装置は、

予め記憶された前記企業の広告である広告情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する広告情報送信手段と、

前記広告情報を前記個人関連情報に応じて配信することを依頼する配信依頼情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する配信依頼情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記広告情報送信手段により送信された前記広告情報を受信する広告情報受信手段と

、
受信した前記広告情報を、前記企業識別情報に対応付けて記憶する広告情報記憶手段と、

前記配信依頼情報送信手段により送信された前記配信依頼情報を受信する配信依頼情報受信手段と、

前記配信依頼情報を受信した場合に、前記個人関連情報と前記広告情報とに基づいて、前記個人に関連する前記広告情報である個人関連広告情報を生成する個人関連広告情報生成手段と、

生成された前記個人関連広告情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する個人関連広告情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人関連広告情報送信手段により送信された前記個人関連広告情報を受信する個人関連広告情報受信手段と、

受信した前記個人関連広告情報を表示する個人関連広告情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 9 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム

【請求項 11】

10

20

30

40

50

前記個人用情報処理装置は、

前記個人識別情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する個人識別情報送信手段、

を有し、

前記企業用情報処理装置は、

前記企業識別情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する企業識別情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記個人識別情報送信手段により送信された前記個人識別情報を受信する個人識別情報受信手段と、

受信した前記個人識別情報を、前記個人の会員登録情報として記憶する個人識別情報記憶手段と、

前記企業識別情報送信手段により送信された前記企業識別情報を受信する企業識別情報受信手段と、

受信した前記企業識別情報を、前記企業の会員登録情報として記憶する企業識別情報記憶手段と、

を有する

ことを特徴とする請求項 1 ないし 10 のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システム。

【請求項 12】

提供者に使用される提供者用情報処理装置と、

前記提供者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、運用者に使用される運用者用情報処理装置と、

前記運用者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、利用者に使用される利用者用情報処理装置と、

を有する提供者関連情報取引管理システムであって、

前記提供者用情報処理装置は、

予め記憶された前記提供者の購買活動の履歴である購買履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する購買履歴情報送信手段と、

送信された前記購買履歴情報と、前記運用者用情報処理装置に予め記憶された前記提供者識別情報と、を含む前記提供者に関する提供者関連情報について、前記利用者に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記購買履歴情報送信手段により送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、

受信した前記購買履歴情報を、前記提供者識別情報に対応付けて記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、

受信した前記提供範囲情報を、前記提供者識別情報に対応付けて記憶する提供範囲情報記憶手段と、

を有し、

前記利用者用情報処理装置は、

前記提供者関連情報を利用した利用情報を要求する利用要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する利用要求情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

10

20

30

40

50

前記利用要求情報送信手段により送信された前記利用要求情報を受信する利用要求情報受信手段と、

前記利用要求情報を受信した場合に、前記提供者関連情報と、前記提供範囲情報と、予め記憶された前記利用者を識別する利用者識別情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する利用情報生成手段と、

生成された前記利用情報を、前記利用者用情報処理装置に対して送信する利用情報送信手段と、

を有し、

前記利用者用情報処理装置は、

前記利用情報送信手段により送信された前記利用情報を受信する利用情報受信手段と

10

受信した前記利用情報を表示する利用情報表示手段と、

前記利用情報に対する対価に応じた金銭的対価を、前記運用者用情報処理装置に対して出金する金銭的対価出金手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記金銭的対価出金手段により出金された前記金銭的対価が入金される金銭的対価入金手段と、

生成された前記利用情報の情報量としての利用情報量に対して、前記提供者関連情報および前記提供範囲情報に基づく前記提供者が提供した情報量としての提供情報量が占める割合に基づいて、入金された前記金銭的対価のうちの前記提供者に割り当てられた配当を演算する配当演算手段と、

20

前記配当演算手段によって演算された前記配当を、前記提供者用情報処理装置に対して出金する配当出金手段と、

を有し、

前記提供者用情報処理装置は、

前記配当出金手段により出金された前記配当が入金される配当入金手段、

を有する

ことを特徴とする提供者関連情報取引管理システム。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、氏名・住所等の個人（提供者）を識別する情報や前記個人の購買履歴情報等を含む前記個人に関する情報である個人関連情報（提供者関連情報）について売買等の取引を管理する個人関連情報取引管理システムおよび提供者関連情報取引管理システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、企業等が市場の動向や消費者のニーズを把握して商品開発等に利用するために、消費者側の情報を収集するマーケティング調査（マーケティングリサーチ）が盛んに行われている。ここで、前記消費者側の情報として、例えば、氏名・住所等の個人を識別する情報（個人情報、個人識別情報）や個人の購買履歴情報等を含む個人に関する情報（個人関連情報、ライフログ）等が収集されている。前記個人に関する情報を収集、管理等する技術として、例えば、下記の特許文献1、2に記載の技術が知られている。

40

【0003】

特許文献1としての特開2007-058820号公報には、消費者の携帯端末が、POS（Point Of Sale、販売時点情報管理）レジスタから購買した商品の前記商品情報を受信して記憶し、前記携帯端末に記憶された前記商品情報に基づいて、前記消費者の購買傾向・趣味・嗜好等の消費者属性情報を生成し、インターネット等を介して、前記消費者属性情報に関連する情報（消費者向け情報）を検索・取得する技術が記載されている。ま

50

た、特許文献 1 には、前記消費者属性情報を購買傾向等で分類したコード情報に変換し、インターネット上の企業側のサーバを介して、企業側に前記コード情報を提供することにより、企業側に前記消費者を特定させずに、企業側が前記消費者属性情報に基づくマーケティング調査を実行できようにする技術が記載されている。

なお、特許文献 1 には、前記携帯端末に記憶された前記商品情報を X M L (Extensible Markup Language) 等の構造化言語で構成することにより、前記携帯端末において前記商品情報を分類して管理したり、G P S (Global Positioning System、全地球測位システム) を備えた前記携帯端末により、前記商品情報に購入店舗等の属地的な情報を付与したりする技術が記載されている。

【 0 0 0 4 】

また、特許文献 2 としての特開 2 0 0 5 - 1 2 8 9 5 3 号公報には、利用者が自身の個人情報提供と引き替えに情報提供者から所望の情報を取得するための情報交換方法についての技術が記載されている。具体的には、まず、利用者が自身の利用者端末 (U S a , U S b) から通信ネットワーク (N W) を介して、情報提供者側の情報提供者装置 (C S a 1 ~ C S a n) やデータベースサーバ (S V) にアクセスする。そして、利用者が提示した個人情報 (項目数 N) の許可条件の値としての許容度 ($a (i) , 0 \leq i < N$) と、情報提供者が提示した個人情報の要求条件の値としての要求度 ($b (i) , 0 \leq i < N$) との差を類似度指数やユークリッド距離等によってそれぞれ算出し、算出された差が小さい順 (例えば、類似度指数の値が大きい順) に情報提供者のリストを作成して利用者に提示している。

【 0 0 0 5 】

また、特許文献 2 には、前記許容度 ($a (i)$) および前記要求度 ($b (i)$) に応じて設定された妥協度 ($A (i) , B (i)$) に基づいて、前記許容度 ($a (i)$) や前記要求度 ($b (i)$) が緩くなるように再設定する技術、すなわち、許可条件や要求条件を緩和する技術が記載されている。

すなわち、特許文献 2 には、利用者が提示した個人情報の許可条件と情報提供者が提示した個人情報の要求条件とのマッチングやすり合わせによって、利用者が情報交換可能な情報提供者をリストアップする技術が記載されている。

【 0 0 0 6 】

ここで、前記特許文献 1、2 等のように、前記個人に関する情報を収集する技術については、提供した個人 (消費者) に対して、企業側から有益な情報が提供されることがあっても、金銭的な対価が支払われるようなことが少ない傾向にある。このため、近年、前記個人に関する情報に対する金銭的な価値を認めて、個人 (消費者) に対して、前記個人に関する情報を提供した金銭的な対価を支払うシステム等が提案され始めている。前記個人に関する情報に対して金銭的な対価を支払うための技術として、例えば、下記の特許文献 3 ~ 5 に記載の技術が知られている。

【 0 0 0 7 】

特許文献 3 としての特開 2 0 0 9 - 0 9 3 4 7 4 号公報には、利用者 (4 0) と契約したデータセンタ (2 1) の運用者 (2 0) が、利用者 (4 0) が提供する決済情報 (5 2) に基づくマーケティング情報を購入者 (1 0) に販売すると共に、販売代金等を利用者 (4 0) 等に配分する技術が記載されている。具体的には、まず、利用者 (4 0) の決済情報 (5 2) が、利用者 (4 0) の携帯端末・P C 等の情報機器 (7 0) や店舗側の決済処理装置 (5 1) からデータセンタ (2 1) に送信され蓄積される。次に、前記データセンタ (2 1) が予め蓄積した利用者 I D (4 4) と決済情報 (5 2) とマーケティング情報とに基づいて、最新のマーケティング情報をリアルタイムに創生し蓄積する。

【 0 0 0 8 】

そして、運用者 (2 0) がデータセンタ (2 1) に蓄積したマーケティング情報を要求する購入者 (1 0) に販売すると共に、販売代金 (1 1) および広告宣伝出稿費 (1 2) の一部としての決済情報送付手数料 (2 5) とマーケティング情報の一部としての利用者向けマーケティング情報とを利用者 (4 0) に配分し、決済情報提供手数料 (2 8) とマ

10

20

30

40

50

ーケティング情報の一部としての決済処理装置運用者向けマーケティング情報とを店舗側の決済処理装置運用者（50）に配分している。

なお、特許文献3には、利用者（40）が提供した決済情報（52）の額面（例えば、月間7万円）の大きさに応じて、5 [%]の決済情報送付手数料（25）を配分する一例（例えば、月間3,500円、年間4.2万円）が記載されている。

また、特許文献3には、希望する利用者（40）に対して、決済情報（52）に基づく趣味・嗜好に適合する購入者（10）からの広告のダイレクトメールをデータセンタ（21）から送付する技術についても記載されている。

【0009】

また、特許文献4としての特開2003-16372号公報には、サービス利用者が自身の個人情報や購買履歴情報を情報利用者（6）に販売して代償を得る技術が記載されている。具体的には、まず、サービス利用者が店舗（2）で商品を購入する際に、店舗（2）がサービス利用者の個人情報記録デバイス（1）に記録された与信情報を参照して信用取引（クレジットカード決済）を行うと共に、前記信用取引の購買履歴情報が前記個人情報記録デバイス（1）に記録される。そして、サービス利用者が、前記個人情報記録デバイス（1）に記録された購買履歴情報および個人情報を、情報利用者（6）に対して、直接販売したり、クレジット会社等の信用付与機関（3）を介して販売したりして、現金、ポイント、商品割引の権利等の代償を得ている。なお、特許文献4には、購買履歴情報の大きさ（購買額の大きさ）に応じて、前記代償が大きくなることが記載されている。

また、特許文献4には、サービス利用者が、購買履歴情報および個人情報を開示する範囲に応じて、情報利用者（6）に提供するパスワードを設定可能な技術についても記載されている。さらに、特許文献4には、サービス利用者が、個人情報記録デバイス（1）に記録された購買履歴情報を家計簿管理に利用する技術についても記載されている。

【0010】

また、特許文献5としての特開2006-195552号公報には、情報提供者（一般消費者、購入者）の携帯通信端末（10）によって、商品購入の履歴であるレシート情報と情報提供者を識別可能なモニタ情報とを含む購入情報を、ネットワーク（100）および受信エージェント（20）を介して、サービス運用者の集計エージェント（30）に送信し、且つ、前記集計エージェント（30）によって、収集した購入情報を商品購入に関わる販売時点管理情報に加工すると共に、モニタ情報で識別された情報提供者に対して情報提供に対する対価を支払う技術が記載されている。

【0011】

また、特許文献5には、携帯通信端末（10）のウォークナビ機能によって取得したウォークナビ情報（現在位置情報・目的地情報・経路情報・所要時間情報等）を前記集計エージェント（30）に送信して、前記集計エージェント（30）が道路や特定施設の混雑状況を予測したり、携帯通信端末（10）のTVリモコン機能によって取得したTVチャンネル選択情報を前記集計エージェント（30）に送信して、前記集計エージェント（30）が現在放送中のTV番組の視聴状況を取得したりする技術についても記載されている。

すなわち、特許文献5には、対価と引き換えに購入情報・ウォークナビ情報・TVチャンネル選択情報を収集してマーケティング材料として利用する技術が記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0012】

【特許文献1】特開2007-058820号公報（「0097」～「0105」、「0211」～「0214」、図1～図5）

【特許文献2】特開2005-128953号公報（要約書、「0001」、「0023」、「0042」～「0051」、「0056」、「0070」～「0088」、図1～図9）

【特許文献3】特開2009-093474号公報（要約書、「0009」～「0018

10

20

30

40

50

」、 「 0 0 3 4 」 、 図 1 ~ 図 3)

【特許文献4】特開2003-16372号公報(要約書、「0024」~「0055」、図1~図7)

【特許文献5】特開2006-195552号公報(要約書、「0044」~「0055」、 「0065」~「0072」、図1~図5)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0013】

(従来技術の問題点)

特許文献3、5の技術では、サービス運用者側のサーバに収集された前記個人に関する情報については、マーケティング情報として購入した企業側が利用できるだけで、個人が自由に閲覧・参照したり、マーケティング情報としてどのように利用されるかを指定したりすることができなくなるという問題があった。

なお、特許文献1、2、4の技術では、個人の携帯端末等に記憶された提供前の前記個人に関する情報については、前記個人が自由に閲覧・参照したり、パスワード設定によって開示する範囲を設定・変更したりすることができる。

【0014】

しかしながら、サービス運用者側のサーバに収集された提供後の前記個人に関する情報については、特許文献3、5の技術と同様に、個人が自由に閲覧・参照したり、マーケティング情報としてどのように利用されるかを指定したりすることができなくなるという問題があった。

したがって、特許文献1~5の技術では、前記個人に関する情報がサービス運用者側に一旦提供されてしまうと、サービス運用者側の前記個人に関する情報については、提供した個人でもコントロール等ができなくなるという問題があった。

【0015】

また、特許文献3~5の技術では、個人ごとの前記個人に関する情報の価値と、企業側が収集した前記個人に関する情報から得られた収益との対応関係が不明確である。このため、企業側やサービス運用者側から支払われる金銭的対価の額によっては、個人ごとの利益が公平にならない可能性がある。例えば、一方の前記個人に関する情報については、収集後に複数のマーケティング情報に加工されて利用されているが、他方の前記個人に関する情報については、収集されてもマーケティング情報として殆ど利用されない場合について考える。この場合、企業側が得た収益に対する貢献度に大きな差があるにも関わらず、特許文献3、4のように、個人の購入額に応じて金銭的対価の額が大きくなる場合には、双方に支払われる金銭的対価が不公平になるという問題があった。特に、特許文献4のように、個人ごとに前記個人に関する情報を開示する範囲を制限できる場合には、個人ごとに支払われる金銭的対価が公平にならない可能性がより高くなるという問題があった。

【0016】

本発明は、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できるようにすることを第1の技術的課題とする。

また、本発明は、企業に開示された個人関連情報の価値に応じて個人に金銭的対価が支払われるようにすることを第2の技術的課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0017】

前記技術的課題を解決するために、請求項1に記載の発明の個人関連情報取引管理システムは、

個人に使用される個人用情報処理装置と、

前記個人用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、運用者に使用される運用者用情報処理装置と、

前記運用者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、企業に使用される企業用情報処理装置と、

10

20

30

40

50

を有する個人関連情報取引管理システムであって、
前記個人用情報処理装置は、

予め記憶された前記個人の購買活動の履歴である購買履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する購買履歴情報送信手段と、

送信された前記購買履歴情報と、前記運用者用情報処理装置に予め記憶された前記個人を識別する個人識別情報と、を含む前記個人に関する個人関連情報について、前記企業に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記購買履歴情報送信手段により送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、

受信した前記購買履歴情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、

受信した前記提供範囲情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する提供範囲情報記憶手段と、

を有し、

前記企業用情報処理装置は、

前記個人関連情報を利用した利用情報を要求する利用要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する利用要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記利用要求情報送信手段により送信された前記利用要求情報を受信する利用要求情報受信手段と、

前記利用要求情報を受信した場合に、前記個人関連情報と、前記提供範囲情報と、予め記憶された前記企業を識別する企業識別情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する利用情報生成手段と、

生成された前記利用情報を、前記企業用情報処理装置に対して送信する利用情報送信手段と、

を有し、

前記企業用情報処理装置は、

前記利用情報送信手段により送信された前記利用情報を受信する利用情報受信手段と

、
受信した前記利用情報を表示する利用情報表示手段と、

前記利用情報に対する対価に応じた金銭的対価を、前記運用者用情報処理装置に対して出金する金銭的対価出金手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記金銭的対価出金手段により出金された前記金銭的対価が入金される金銭的対価入金手段と、

生成された前記利用情報の情報量としての利用情報量に対して、前記個人関連情報および前記提供範囲情報に基づく前記個人が提供した情報量としての提供情報量が占める割合に基づいて、入金された前記金銭的対価のうちの前記個人に割り当てられた配当を演算する配当演算手段と、

前記配当演算手段によって演算された前記配当を、前記個人用情報処理装置に対して出金する配当出金手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

10

20

30

40

50

前記配当出金手段により出金された前記配当が入金される配当入金手段、
を有する
ことを特徴とする。

【0018】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、
前記個人用情報処理装置は、

前記運用者用情報処理装置に記憶されている前記提供範囲情報を要求する提供範囲要求情報を、前記企業に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲要求情報送信手段、
を有し、

10

前記運用者用情報処理装置は、

前記提供範囲要求情報送信手段により送信された前記提供範囲要求情報を受信する提供範囲要求情報受信手段と、

前記提供範囲要求情報を受信した場合に、前記提供範囲情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、

20

受信した前記提供範囲情報を表示する提供範囲情報表示手段と、

表示された前記提供範囲情報に基づいて、前記企業に対して提供可能として選択された範囲が変更された前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0019】

請求項3に記載の発明は、請求項1または2に記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記運用者用情報処理装置は、

前記企業識別情報に基づく前記企業の信頼度および前記金銭的対価への期待度に応じて設定された前記企業の階級情報を記憶する階級情報記憶手段、

30

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人関連情報について、前記企業の前記階級情報に応じて設定された前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有する、

ことを特徴とする。

【0020】

請求項4に記載の発明は、請求項1ないし3のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

40

前記個人用情報処理装置は、

前記購買履歴情報が日・週・月・年の単位で分類され、且つ、購入した商品・サービスの種類ごとに分類されて集計された前記個人の家計に関する家計簿情報を要求する家計簿要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する家計簿要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記家計簿要求情報送信手段により送信された前記家計簿要求情報を受信する家計簿要求情報受信手段と、

前記家計簿要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記購買履歴情報とに基づいて、前記家計簿情報を生成する家計簿情報生成手段と、

50

生成された前記家計簿情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する家計簿情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記家計簿情報送信手段により送信された前記家計簿情報を受信する家計簿情報受信手段と、

受信した前記家計簿情報を表示する家計簿情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0021】

請求項5に記載の発明は、請求項1ないし4のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記個人用情報処理装置は、

予め記憶された前記個人の行動の履歴である行動履歴情報であって、分・時・日の単位ごとの前記個人の移動距離情報と移動時間情報とを含む前記行動履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する行動履歴情報送信手段と、

送信された前記行動履歴情報を含む前記個人関連情報についての前記提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する前記提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記行動履歴情報送信手段により送信された前記行動履歴情報を受信する行動履歴情報受信手段と、

受信した前記行動履歴情報を、前記個人識別情報に対応付けて記憶する行動履歴情報記憶手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記移動距離情報の移動距離と前記移動距離情報および前記移動時間情報に基づく移動速度との積算値に応じた前記個人の日単位の消費カロリー情報を、前記個人の健康管理に関する健康管理情報を要求する健康管理要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する健康管理要求情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記健康管理要求情報送信手段により送信された前記健康管理要求情報を受信する健康管理要求情報受信手段と、

前記健康管理要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記健康管理情報を生成する健康管理情報生成手段と、

生成された前記健康管理情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する健康管理情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記健康管理情報送信手段により送信された前記健康管理情報を受信する健康管理情報受信手段と、

受信した前記健康管理情報を表示する健康管理情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0022】

請求項6に記載の発明は、請求項5に記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人によって撮像された画像の画像情報と前記画像の撮像時刻の時刻情報と前記画像の撮像場所の地図情報とを含む前記行動履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対

10

20

30

40

50

して送信する前記行動履歴情報送信手段と、

前記行動履歴情報から前記画像情報と前記時刻情報と前記地図情報とが日単位で抽出された前記個人の日記としての日記情報を要求する日記要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する日記要求情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記日記要求情報送信手段により送信された前記日記要求情報を受信する日記要求情報受信手段と、

前記日記要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記日記情報を生成する日記情報生成手段と、

生成された前記日記情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する日記情報送信手段と、

を有し、

前記個人用情報処理装置は、

前記日記情報送信手段により送信された前記日記情報を受信する日記情報受信手段と

、

受信した前記日記情報を表示する日記情報表示手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0023】

請求項7に記載の発明は、請求項1ないし6のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人に携帯された状態で移動可能な移動端末と、

予め設定された固定位置に設置された固定端末と、

を有し、

前記移動端末は、

前記個人が商品・サービスを購入した店舗の購買処理端末から送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、

受信した前記購買履歴情報を記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記購買履歴情報送信手段と、

前記提供範囲情報送信手段と、

前記配当入金手段と、

を有し、

前記固定端末は、

前記個人に入力された前記購買履歴情報を記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記購買履歴情報送信手段と、

前記提供範囲情報送信手段と、

前記配当入金手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0024】

請求項8に記載の発明は、請求項1ないし7のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記企業用情報処理装置は、

前記利用情報を生成する前記個人関連情報について、前記個人に対して提供を要望する範囲を示す要望範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する要望範囲情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

10

20

30

40

50

前記要望範囲情報送信手段により送信された前記要望範囲情報を受信する要望範囲情報受信手段と、

受信した前記要望範囲情報を、前記企業識別情報に対応付けて記憶する要望範囲情報記憶手段と、

前記利用要求情報を受信した場合に、前記個人関連情報と、前記提供範囲情報と、前記企業識別情報と、前記要望範囲情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する前記利用情報生成手段と、

を有する
ことを特徴とする。

【0025】

請求項9に記載の発明は、請求項8に記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、前記運用者用情報処理装置は、

前記提供範囲情報と、前記要望範囲情報と、の重複範囲が予め設定された閾値を超えた場合に、前記利用情報が生成可能であると判別する生成可能判別手段と、

前記生成可能判別手段により前記利用情報が生成可能であると判別された場合に、前記利用情報が生成可能であることを告知する告知情報を、前記企業用情報処理装置に対して送信する告知情報送信手段と、

を有し、
前記企業用情報処理装置は、

前記告知情報送信手段により送信された前記告知情報を受信する告知情報受信手段と

、
受信した前記告知情報を表示する告知情報表示手段と、
を有する
ことを特徴とする。

【0026】

請求項10に記載の発明は、請求項1ないし9のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記企業用情報処理装置は、

予め記憶された前記企業の広告である広告情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する広告情報送信手段と、

前記広告情報を前記個人関連情報に応じて配信することを依頼する配信依頼情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する配信依頼情報送信手段と、

を有し、
前記運用者用情報処理装置は、

前記広告情報送信手段により送信された前記広告情報を受信する広告情報受信手段と

、
受信した前記広告情報を、前記企業識別情報に対応付けて記憶する広告情報記憶手段と、

前記配信依頼情報送信手段により送信された前記配信依頼情報を受信する配信依頼情報受信手段と、

前記配信依頼情報を受信した場合に、前記個人関連情報と前記広告情報とに基づいて、前記個人に関連する前記広告情報である個人関連広告情報を生成する個人関連広告情報生成手段と、

生成された前記個人関連広告情報を、前記個人用情報処理装置に対して送信する個人関連広告情報送信手段と、

を有し、
前記個人用情報処理装置は、

前記個人関連広告情報送信手段により送信された前記個人関連広告情報を受信する個人関連広告情報受信手段と、

受信した前記個人関連広告情報を表示する個人関連広告情報表示手段と、

10

20

30

40

50

を有する
ことを特徴とする。

【0027】

請求項11に記載の発明は、請求項1ないし10のいずれかに記載の個人関連情報取引管理システムにおいて、

前記個人用情報処理装置は、

前記個人識別情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する個人識別情報送信手段、

を有し、

前記企業用情報処理装置は、

前記企業識別情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する企業識別情報送信手段、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記個人識別情報送信手段により送信された前記個人識別情報を受信する個人識別情報受信手段と、

受信した前記個人識別情報を、前記個人の会員登録情報として記憶する個人識別情報記憶手段と、

前記企業識別情報送信手段により送信された前記企業識別情報を受信する企業識別情報受信手段と、

受信した前記企業識別情報を、前記企業の会員登録情報として記憶する企業識別情報記憶手段と、

を有する

ことを特徴とする。

【0028】

前記技術的課題を解決するために、請求項12に記載の発明の個人関連情報取引管理システムは、

提供者に使用される提供者用情報処理装置と、

前記提供者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、運用者に使用される運用者用情報処理装置と、

前記運用者用情報処理装置と情報の送受信が可能に接続され、利用者に使用される利用者用情報処理装置と、

を有する提供者関連情報取引管理システムであって、

前記提供者用情報処理装置は、

予め記憶された前記提供者の購買活動の履歴である購買履歴情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する購買履歴情報送信手段と、

送信された前記購買履歴情報と、前記運用者用情報処理装置に予め記憶された前記提供者識別情報と、を含む前記提供者に関する提供者関連情報について、前記利用者に対して提供可能として選択された範囲を示す提供範囲情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する提供範囲情報送信手段と、

を有し、

前記運用者用情報処理装置は、

前記購買履歴情報送信手段により送信された前記購買履歴情報を受信する購買履歴情報受信手段と、

受信した前記購買履歴情報を、前記提供者識別情報に対応付けて記憶する購買履歴情報記憶手段と、

前記提供範囲情報送信手段により送信された前記提供範囲情報を受信する提供範囲情報受信手段と、

受信した前記提供範囲情報を、前記提供者識別情報に対応付けて記憶する提供範囲情報記憶手段と、

10

20

30

40

50

を有し、
 前記利用者用情報処理装置は、
 前記提供者関連情報を利用した利用情報を要求する利用要求情報を、前記運用者用情報処理装置に対して送信する利用要求情報送信手段と、
 を有し、
 前記運用者用情報処理装置は、
 前記利用要求情報送信手段により送信された前記利用要求情報を受信する利用要求情報受信手段と、
 前記利用要求情報を受信した場合に、前記提供者関連情報と、前記提供範囲情報と、予め記憶された前記利用者を識別する利用者識別情報と、に基づいて、前記利用情報を生成する利用情報生成手段と、
 生成された前記利用情報を、前記利用者用情報処理装置に対して送信する利用情報送信手段と、
 を有し、
 前記利用者用情報処理装置は、
 前記利用情報送信手段により送信された前記利用情報を受信する利用情報受信手段と、
 、
 受信した前記利用情報を表示する利用情報表示手段と、
 前記利用情報に対する対価に応じた金銭的対価を、前記運用者用情報処理装置に対して出金する金銭的対価出金手段と、
 を有し、
 前記運用者用情報処理装置は、
 前記金銭的対価出金手段により出金された前記金銭的対価が入金される金銭的対価入金手段と、
 生成された前記利用情報の情報量としての利用情報量に対して、前記提供者関連情報および前記提供範囲情報に基づく前記提供者が提供した情報量としての提供情報量が占める割合に基づいて、入金された前記金銭的対価のうちの前記提供者に割り当てられた配当を演算する配当演算手段と、
 前記配当演算手段によって演算された前記配当を、前記提供者用情報処理装置に対して出金する配当出金手段と、
 を有し、
 前記提供者用情報処理装置は、
 前記配当出金手段により出金された前記配当が入金される配当入金手段、
 を有する
 ことを特徴とする。

【発明の効果】

【0029】

請求項1に記載の発明によれば、提供範囲情報を運用者用情報処理装置に対して送信することにより、個人関連情報について企業に対して提供可能な範囲を個人が選択でき、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できる。また、請求項1に記載の発明によれば、企業が支払った金銭的対価と、利用情報量に対する個人の提供情報量が占める割合とに応じて、個人に割り当てられた配当が支払われるため、企業に開示された個人関連情報の価値に応じて個人に金銭的対価が支払われるようにすることができる。

【0030】

請求項2に記載の発明によれば、運用者用情報処理装置に記憶された提供範囲情報を更新することができ、個人関連情報について企業に対して提供可能な範囲を個人が事後的に再選択できる。

請求項3に記載の発明によれば、個人が各企業の階級ごとに提供範囲情報を設定でき、個人関連情報について各企業の階級に応じて提供可能な範囲を個人が制御できる。

請求項4に記載の発明によれば、運用者用情報処理装置に記憶された個人関連情報に基

づく家計簿情報を個人が閲覧・参照することができ、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できる。

【0031】

請求項5に記載の発明によれば、運用者用情報処理装置に記憶された個人関連情報に基づく健康管理情報を個人が閲覧・参照することができ、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できる。

請求項6に記載の発明によれば、運用者用情報処理装置に記憶された個人関連情報に基づく日記情報を個人が閲覧・参照することができ、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できる。

【0032】

請求項7に記載の発明によれば、個人の移動端末が店舗の購買処理端末から送信された購買履歴情報を運用者用情報処理装置に送信できると共に、個人の固定端末に入力された購買履歴情報を運用者用情報処理装置に送信できる。

請求項8に記載の発明によれば、要望範囲情報を運用者用情報処理装置に対して送信することにより、企業が個人関連情報について提供を要望する範囲を選択できると共に、提供範囲情報と要望範囲情報とが重複した範囲で、企業が利用情報を利用できる。

請求項9に記載の発明によれば、提供範囲情報と要望範囲情報とが一定範囲重複していた場合に企業が利用情報を利用できると共に、企業に対して利用情報が生成可能であることを告知することができる。

【0033】

請求項10に記載の発明によれば、企業が不特定多数の個人に対して個人関連広告情報、いわゆる、ターゲティング広告を配信できる。

請求項11に記載の発明によれば、個人識別情報を運用者用情報処理装置に対して送信することにより、個人が個人関連情報取引管理システムに会員登録したり、会員情報を更新したりすることができる。また、企業識別情報を運用者用情報処理装置に対して送信することにより、企業が個人関連情報取引管理システムに会員登録したり、会員情報を更新したりすることができる。

【0034】

請求項12に記載の発明によれば、提供範囲情報を運用者用情報処理装置に対して送信することにより、提供者関連情報について利用者に対して提供可能な範囲を提供者が選択でき、運用者に提供された提供者関連情報を提供者が制御できる。また、請求項1に記載の発明によれば、利用者が支払った金銭的対価と、利用情報量に対する提供者の提供情報量が占める割合とに応じて、提供者に割り当てられた配当が支払われるため、利用者に開示された提供者関連情報の価値に応じて提供者に金銭的対価が支払われるようにすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0035】

【図1】図1は実施例1の個人関連情報取引管理システムの全体説明図である。

【図2】図2は実施例1の個人関連情報取引管理システムを構成する各装置の機能をブロック図（機能ブロック図）で示した説明図である。

【図3】図3は図2の続きのブロック図である。

【図4】図4は図3の続きのブロック図である。

【図5】図5は実施例1の個人用のメイン画像の説明図である。

【図6】図6は実施例1の個人用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図6Aはログイン画像の説明図、図6Bはログイン失敗画像の説明図である。

【図7】図7は実施例1の個人会員情報制御画像の説明図である。

【図8】図8は実施例1の家計簿情報制御画像の説明図である。

【図9】図9は実施例1の健康管理情報制御画像の説明図である。

【図10】図10は実施例1の日記情報制御画像の説明図である。

【図11】図11は実施例1の提供範囲情報制御画像の説明図である。

10

20

30

40

50

- 【図 1 2】図 1 2 は実施例 1 の配当履歴情報制御画像の説明図である。
- 【図 1 3】図 1 3 は実施例 1 の退会に関する画像の説明図であり、図 1 3 A は退会画像の説明図、図 1 3 B は退会完了画像の説明図である。
- 【図 1 4】図 1 4 は実施例 1 の企業用のメイン画像の説明図である。
- 【図 1 5】図 1 5 は実施例 1 の個人用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図 1 5 A はログイン画像の説明図、図 1 5 B はログイン失敗画像の説明図である。
- 【図 1 6】図 1 6 は実施例 1 の企業会員情報制御画像の説明図である。
- 【図 1 7】図 1 7 は実施例 1 の検索結果情報制御画像の説明図である。
- 【図 1 8】図 1 8 は実施例 1 の広告情報制御画像の説明図である。
- 【図 1 9】図 1 9 は実施例 1 の要望範囲情報制御画像の説明図である。 10
- 【図 2 0】図 2 0 は実施例 1 の対価支払履歴制御画像の説明図である。
- 【図 2 1】図 2 1 は実施例 1 の退会およびユーザ削除に関する画像の説明図であり、図 2 1 A は退会・ユーザ削除画像の説明図、図 2 1 B は退会完了画像の説明図、図 2 1 C はユーザ削除完了画像の説明図である。
- 【図 2 2】図 2 2 は実施例 1 の配当の演算方法による配当の額の一例を示す説明図であり、提供情報量が異なる 1 0 0 0 0 人の個人が存在し且つ手数料が引かれた金銭的対価の額が 1 0 0 万円であった場合に、各個人の提供情報量に応じた配当の額を示す説明図である。
- 【図 2 3】図 2 3 は実施例 1 の運用者用のメイン画像の説明図である。
- 【図 2 4】図 2 4 は実施例 1 の運用者用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図 2 4 A はログイン画像の説明図、図 2 4 B はログイン失敗画像の説明図である。 20
- 【図 2 5】図 2 5 は実施例 1 の個人会員情報一覧制御画像の説明図である。
- 【図 2 6】図 2 6 は実施例 1 の企業会員情報一覧制御画像の説明図である。
- 【図 2 7】図 2 7 は実施例 1 の情報利用状況制御画像の説明図である。
- 【図 2 8】図 2 8 は実施例 1 の個人用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。
- 【図 2 9】図 2 9 は実施例 1 の個人用情報処理装置の家計簿情報制御処理のフローチャートであり、図 2 8 の S T 1 0 9 のサブルーチンの説明図である。
- 【図 3 0】図 3 0 は実施例 1 の個人用情報処理装置の健康管理情報制御処理のフローチャートであり、図 2 8 の S T 1 1 1 のサブルーチンの説明図である。 30
- 【図 3 1】図 3 1 は実施例 1 の個人用情報処理装置の提供範囲情報制御処理のフローチャートであり、図 2 8 の S T 1 1 5 のサブルーチンの説明図である。
- 【図 3 2】図 3 2 は実施例 1 の企業用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。
- 【図 3 3】図 3 3 は実施例 1 の企業用情報処理装置の検索結果情報制御処理のフローチャートであり、図 3 2 の S T 2 0 9 のサブルーチンの説明図である。
- 【図 3 4】図 3 4 は実施例 1 の企業用情報処理装置の対価支払履歴制御処理のフローチャートであり、図 3 2 の S T 2 1 7 のサブルーチンの説明図である。
- 【図 3 5】図 3 5 は実施例 1 の運用者用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。 40
- 【図 3 6】図 3 6 は図 3 5 の続きのフローチャートである。
- 【図 3 7】図 3 7 は実施例 1 の運用者用情報処理装置の運用管理処理のフローチャートである。
- 【図 3 8】図 3 8 は変更例の配当の演算方法による配当の額の一例を示す説明図であり、提供情報量が 1 0 から 1 0 0 までの 9 1 種類となる 9 1 人の個人が存在し且つ手数料が引かれた金銭的対価の額が 1 0 0 万円であった場合に、提供情報量が 1 0 の個人の偏差値および配当の額と、提供情報量が 1 0 0 の個人の偏差値および配当の額とを示す説明図である。
- 【発明を実施するための形態】 50

【 0 0 3 6 】

次に図面を参照しながら、本発明の実施の形態の具体例（以下、実施例と記載する）を説明するが、本発明は以下の実施例に限定されるものではない。

なお、以下の図面を使用した説明において、理解の容易のために説明に必要な部材以外の図示は適宜省略されている。

【 実施例 1 】

【 0 0 3 7 】

図 1 は実施例 1 の個人関連情報取引管理システムの全体説明図である。

図 1 において、本発明の実施例 1 の個人関連情報取引管理システム S は、前記個人関連情報取引管理システム S の運用者に使用される運用者用情報処理装置 S V を有する。

実施例 1 の前記運用者用情報処理装置 S V は、前記運用者側に情報を提供する提供者としての個人の会員登録情報を管理する個人会員管理装置（個人識別情報記憶装置、提供者識別情報記憶装置）S V 1 を有する。また、前記運用者用情報処理装置 S V は、前記個人の購買活動の履歴である購買履歴情報等を含む前記個人に関する情報である個人関連情報（提供者関連情報、ライフログ）を記憶する個人関連情報記憶装置（提供者関連情報記憶装置）S V 2 を有する。また、前記運用者用情報処理装置 S V は、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 に記憶された前記個人関連情報に対するアクセスを制御するアクセス制御装置（提供範囲制御装置）S V 3 を有する。

【 0 0 3 8 】

また、前記運用者用情報処理装置 S V は、金銭的対価の支払いを条件として、前記個人から提供された情報を利用する利用者としての企業の会員登録情報を管理する企業会員管理装置（企業識別情報記憶装置、利用者識別情報記憶装置）S V 4 を有する。また、前記運用者用情報処理装置 S V は、前記企業から支払われた前記金銭的対価に基づく前記個人への配当の支払いを管理する配当管理装置 S V 5 を有する。また、前記運用者用情報処理装置 S V は、前記個人に関連する前記企業の広告情報であるターゲティング広告（個人関連広告情報、提供者関連広告情報）を管理するターゲティング広告管理装置（個人関連広告情報生成装置、提供者関連広告情報生成装置）S V 6 を有する。さらに、前記運用者用情報処理装置 S V は、前記ターゲティング広告を電子メールで前記個人に配信するメール配信装置（個人関連広告情報送信装置）S V 7 を有する。

実施例 1 の前記各装置 S V 1 ~ S V 7 は、いわゆる、コンピュータ装置により構成されており、図示しないコンピュータ本体と、ディスプレイと、キーボードやマウス等の入力装置、H D ドライブ（ハードディスクドライブ）等により構成されている。また、前記各装置 S V 1 ~ S V 7 は、第 1 の情報通信回線の一例としての有線 L A N（Local Area Network）N 1 を介して、互いに情報を送受信可能に接続されている。

【 0 0 3 9 】

また、前記個人関連情報取引管理システム S は、前記運用者用情報処理装置 S V に接続された前記個人に使用される個人用情報処理装置（提供者用情報処理装置）C L a を有する。

実施例 1 の前記個人用情報処理装置 C L a は、予め設定された固定位置に設置された個人用の固定端末の一例としての個人用クライアントパソコン C L a 1 と、前記個人に携帯された状態で移動可能な移動端末の一例としての携帯電話 C L a 2 とを有する。実施例 1 の前記個人用クライアントパソコン C L a 1 は、いわゆる、コンピュータ装置により構成されており、コンピュータ本体 H 1 と、ディスプレイ H 2 と、キーボード H 3 やマウス H 4 等の入力装置、図示しない H D ドライブ等により構成されている。

【 0 0 4 0 】

また、実施例 1 の前記個人用クライアントパソコン C L a 1 は、第 2 の情報通信回線の一例としてのインターネット N 2 および前記有線 L A N（N 1）を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に接続されている。また、実施例 1 の前記携帯電話 C L a 2 は、第 3 の情報通信回線の一例としての移動体通信網 N 3、前記インターネット N 2 および前記有線 L A N（N 1）を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に接続されている。また、実施例 1

の前記携帯電話 C L a2は、前記個人が商品やサービス（役務）を購入した店舗（小売店等）の購買処理端末の一例としての販売時点情報管理レジスタ P O S から送信される前記購買履歴情報を非接触で受信可能に構成されている。さらに、前記携帯電話 C L a2は、前記受信機能の他にも、電子メールの送受信、G P S、カメラ、歩数計、ナビゲーション等の各機能を有している。

【 0 0 4 1 】

また、前記個人関連情報取引管理システム S は、前記運用者用情報処理装置 S V に接続された前記企業（利用者、企業担当者）に使用される企業用情報処理装置（利用者用情報処理装置）C L b を有する。

実施例 1 の前記企業用情報処理装置 C L b は、予め設定された固定位置に設置された企業用の固定端末の一例としての企業用クライアントパソコン C L b1 を有する。実施例 1 の前記企業用クライアントパソコン C L b1 は、前記個人用クライアントパソコン C L a1 と同様に、コンピュータ装置により構成されており、コンピュータ本体 H 1 と、ディスプレイ H 2 と、キーボード H 3 やマウス H 4 等の入力装置、図示しない H D ドライブ等により構成されている。

また、実施例 1 の前記企業用クライアントパソコン C L b1 は、前記各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に接続されている。

【 0 0 4 2 】

（実施例 1 の制御部の説明）

図 2 は実施例 1 の個人関連情報取引管理システムを構成する各装置の機能をブロック図（機能ブロック図）で示した説明図である。

図 3 は図 2 の続きのブロック図である。

図 4 は図 3 の続きのブロック図である。

図 2 ~ 図 4 において、前記運用者用情報処理装置 S V の各装置 S V 1 ~ S V 7、前記各クライアントパソコン C L a1 , C L b1 のコンピュータ本体 H 1 および前記携帯電話 C L a2 は、外部との信号の入出力および入出力信号レベルの調節等を行う I / O（入出力インターフェース）、必要な起動処理を行うためのプログラムおよびデータ等が記憶された R O M（リードオンリーメモリ、記録媒体）、必要なデータ及びプログラムを一時的に記憶するための R A M（ランダムアクセスメモリ、記録媒体）、R O M 等に記憶された起動プログラムに応じた処理を行う C P U（中央演算処理装置）、ならびにクロック発振器等を有

しており、前記 R O M 及び R A M 等に記憶されたプログラムを実行することにより種々の機能を実現することができる。

前記構成の前記各装置 S V 1 ~ S V 7 , C L a1 , C L a2 , C L b1 は、前記ハードディスクや R O M 等に記憶されたプログラムを実行することにより種々の機能を実現することができる。

【 0 0 4 3 】

（個人用情報処理装置 C L a の各装置 C L a1 , C L a2 の制御部の説明）

前記個人用情報処理装置 C L a の個人用クライアントパソコン C L a1 のコンピュータ本体 H 1 および携帯電話 C L a2 には、前記各装置 C L a1 , C L a2 の基本動作を制御する基本ソフト、いわゆる、オペレーティングシステム O S や、アプリケーションプログラムとしての個人会員用制御プログラム A P 1、個人識別情報制御プログラム A P 2、個人関連情報送信プログラム A P 3、家計簿情報制御プログラム A P 4、健康管理情報制御プログラム A P 5、日記情報制御プログラム A P 6、情報運用制御プログラム A P 7、配当制御プログラム A P 8、退会制御プログラム A P 9、その他の図示しないソフトウェアが記憶されている。

【 0 0 4 4 】

（個人会員用制御プログラム A P 1）

前記個人会員用制御プログラム A P 1 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 0 4 5 】

図 5 は実施例 1 の個人用のメイン画像の説明図である。

C A 1 : メイン画像表示手段

メイン画像表示手段 C A 1 は、図 5 に示す、個人用のメイン画像 1 0 1 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記メイン画像 1 0 1 は、個人が入会を行うための入会ボタン 1 0 1 a を有する。また、前記メイン画像 1 0 1 は、会員としての個人の家計に関する家計簿情報を制御するための家計簿情報ボタン 1 0 1 b と、個人の健康管理に関する健康管理情報を制御するための健康管理情報ボタン 1 0 1 c と、個人の日記としての日記情報を制御するための日記情報ボタン 1 0 1 d と、個人の個人関連情報の運用を制御するための情報運用ボタン 1 0 1 e と、個人の会員情報の運用を制御するための会員情報ボタン 1 0 1 f と、個人の個人関連情報の提供に対する配当の履歴を表示するための配当履歴ボタン 1 0 1 g と、個人が退会するための退会ボタン 1 0 1 h とを有する。

10

【 0 0 4 6 】

C A 2 : 入会手続選択判別手段

入会手続選択判別手段 C A 2 は、前記入会手続ボタン 1 0 1 a が選択されたか否かを判別することにより、前記個人が入会手続を行うか否かを判別する。

C A 3 : 会員利用開始判別手段

会員利用開始判別手段 C A 3 は、前記家計簿情報ボタン 1 0 1 b が選択されたか否かを判別する家計簿利用開始判別手段 C A 3a と、前記健康管理情報ボタン 1 0 1 c が選択されたか否かを判別する健康管理利用開始判別手段 C A 3b と、前記日記情報ボタン 1 0 1 d が選択されたか否かを判別する日記利用開始判別手段 C A 3c と、前記情報運用ボタン 1 0 1 e が選択されたか否かを判別する情報運用利用開始判別手段 C A 3d と、前記会員情報ボタン 1 0 1 f が選択されたか否かを判別する会員情報利用開始判別手段 C A 3e と、前記配当履歴ボタン 1 0 1 g が選択されたか否かを判別する配当履歴利用開始判別手段 C A 3f と、前記退会ボタン 1 0 1 h が選択されたか否かを判別する退会手続選択判別手段 C A 3g とを有し、前記入会手続ボタン 1 0 1 a 以外の会員用の各ボタン 1 0 1 b ~ 1 0 1 h が選択されたか否かを判別することにより、前記個人が会員向けに提供する各機能の利用を開始するか否かを判別する。

20

【 0 0 4 7 】

C A 4 : ログイン制御手段

ログイン制御手段 C A 4 は、ログインフラグ F L 1 と、ログイン画像表示手段 C A 4a と、ログイン情報表示手段 C A 4b と、ログイン情報送信手段 C A 4c と、ログイン可能情報受信手段 C A 4d と、ログイン失敗情報受信手段 C A 4e と、ログイン判別手段 C A 4f と、ログイン失敗画像表示手段 C A 4g とを有し、前記個人関連情報取引管理システム S に対して前記個人を会員として識別させるための操作、いわゆる、ログインを制御する。

30

F L 1 : ログインフラグ

ログインフラグ F L 1 は、初期値が「 0 」であり、個人がログイン済である場合に「 1 」となる。

【 0 0 4 8 】

図 6 は実施例 1 の個人用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図 6 A はログイン画像の説明図、図 6 B はログイン失敗画像の説明図である。

40

C A 4a : ログイン画像表示手段

ログイン画像表示手段 C A 4a は、前記会員利用開始判別手段 C A 3 によって個人が会員向けの各サービスの利用を開始すると判別した場合、且つ、ログインフラグ F L 1 が「 0 」である場合に、図 6 A に示す、個人用のログイン画像 1 0 2 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記ログイン画像 1 0 2 は、予め設定された個人の「会員 ID」および「パスワード」の各情報を有するログイン情報が入力されるログイン情報入力部 1 0 2 a と、入力されたログイン情報でログインするためのログインボタン 1 0 2 b とを有する。

C A 4b : ログイン情報表示手段

ログイン情報表示手段 C A 4b は、前記ログイン情報入力部 1 0 2 a に入力されたログイン情報を表示する。

50

【 0 0 4 9 】

C A 4c : ログイン情報送信手段

ログイン情報送信手段 C A 4c は、前記ログインボタン 1 0 2 b が選択された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記ログイン情報を送信する。

C A 4d : ログイン可能情報受信手段

ログイン可能情報受信手段 C A 4d は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、ログインが可能であることを示すログイン可能情報を受信する。

C A 4e : ログイン失敗情報受信手段

ログイン失敗情報受信手段 C A 4e は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、ログインに失敗したことを示すログイン失敗情報を受信する。

10

【 0 0 5 0 】

C A 4f : ログイン判別手段

ログイン判別手段 C A 4f は、前記ログイン可能情報受信手段 C A 4d によって前記ログイン可能情報を受信した場合に、ログインしたと判別し、ログインフラグ F L 1 を「 1 」にセットすると共に、前記ログイン失敗情報受信手段 C A 4e によってログイン失敗情報を受信した場合に、ログインに失敗したと判別し、ログインフラグ F L 1 を「 0 」にセットする。

C A 4g : ログイン失敗画像表示手段

ログイン失敗画像表示手段 C A 4g は、図 6 B に示す、ログインに失敗した旨が記載された個人用のログイン失敗画像 1 0 3 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記ログイン失敗画像 1 0 3 は、前記メイン画像 1 0 1 に戻るための戻るボタン 1 0 3 a を有する。

20

【 0 0 5 1 】

(個人識別情報制御プログラム A P 2)

また、前記個人会員用制御プログラム A P 2 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 0 5 2 】

図 7 は実施例 1 の個人会員情報制御画像の説明図である。

30

C A 21 : 個人会員情報制御画像表示手段

個人会員情報制御画像表示手段 C A 21 は、図 7 に示す、個人用の会員情報を制御するための個人会員情報制御画像 1 0 4 をディスプレイ H 2 に表示する。

実施例 1 の前記個人会員情報制御画像 1 0 4 は、個人を識別する情報としての個人識別情報を入力するための個人識別情報入力部 1 0 4 a と、入力された個人識別情報で登録・更新するための登録更新ボタン 1 0 4 b と、個人会員情報制御画像 1 0 4 による操作を終了するための終了ボタン 1 0 4 c とを有する。なお、実施例 1 では、前記個人識別情報入力部 1 0 4 a に入力される前記個人識別情報は、「会員 ID」の情報と、個人の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、「会員 ID」に応じた「パスワード」、「入金口座」についての各情報とを有する。

40

実施例 1 の前記個人会員情報制御画像表示手段 C A 21 は、前記入会手続選択判別手段 C A 2 によって個人が入会手続を行うと判別された場合、または、前記会員情報利用開始判別手段 C A 3e によって個人が会員情報の利用を開始すると判別された場合に、前記個人会員情報制御画像 1 0 4 を表示する。

【 0 0 5 3 】

C A 22 : 個人識別情報表示手段

個人識別情報表示手段 C A 22 は、前記個人識別情報入力部 1 0 4 a に入力された前記個人識別情報を表示する。

C A 23 : 個人識別情報判別手段

個人識別情報判別手段 C A 23 は、前記登録更新ボタン 1 0 5 b が選択された場合に、個

50

人識別情報入力部 104 a の入力内容が前記個人識別情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、各情報が全て入力されているか否か、入力された文字・数値が予め設定された文字群・数値群の範囲内であるか否かを判別する。

C A 24：個人識別情報送信手段

個人識別情報送信手段 C A 24 は、前記個人識別情報判別手段 C A 23 によって前記個人識別情報入力部 104 a の入力内容が前記個人識別情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記個人識別情報を送信する。

【 0 0 5 4 】

C A 25：個人識別要求情報送信手段

個人識別要求情報送信手段 C A 25 は、前記会員情報利用開始判別手段 C A 3e によって個人が会員情報の利用を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記個人識別情報を要求する個人識別要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記個人識別要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

10

C A 26：個人識別情報受信手段

個人識別情報受信手段 C A 26 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記個人識別要求情報に応じた個人識別情報を受信する。

なお、受信した前記個人識別情報は、前記個人識別情報表示手段 C A 22 によって前記個人識別情報入力部 104 a に表示される。

20

【 0 0 5 5 】

(個人関連情報送信プログラム A P 3)

また、前記個人関連情報送信プログラム A P 3 は、下記の機能手段(プログラムモジュール)を有する。なお、前記個人関連情報送信プログラム A P 3 は、前記携帯電話 C L a 2 にのみ記憶されている。

【 0 0 5 6 】

C A 31：購買履歴情報受信手段

購買履歴情報受信手段 C A 31 は、前記販売時点情報管理レジスタ P O S から送信された前記購買履歴情報を受信する。ここで、前記販売時点情報管理レジスタ P O S から前記購買履歴情報を非接触で受信する技術については、特許文献 1、4 に記載の技術と同様であるため、詳細な説明を省略する。

30

なお、実施例 1 では、前記販売時点情報管理レジスタ P O S から送信される前記購買履歴情報は、「会員 I D」の情報と、購入した商品・サービスごとの「決済 I D」、「J A N (Japanese Article Number) コード」、「決済日」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」の各情報とを有する。

C A 32：購買履歴情報記憶手段

購買履歴情報記憶手段 C A 32 は、受信した前記購買履歴情報を記憶する。実施例 1 の前記購買履歴情報記憶手段 C A 32 は、前記購買履歴情報受信手段 C A 31 によって受信した前記購買履歴情報に、「会員 I D」の情報を付加した購買履歴情報を記憶する。

40

【 0 0 5 7 】

C A 33：購買履歴情報送信手段

購買履歴情報送信手段 C A 33 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記購買履歴情報記憶手段 C A 32 に記憶された前記購買履歴情報を送信する。実施例 1 の前記購買履歴情報送信手段 C A 33 は、前記購買履歴情報記憶手段 C A 32 に前記購買履歴情報が記憶された場合に、記憶された前記購買履歴情報を送信する。

C A 34：行動履歴情報生成手段

行動履歴情報生成手段 C A 34 は、歩数計数手段 C A 34a と、移動距離情報測定手段 C A 34b と、移動時間情報測定手段 C A 34c と、画像撮像手段 C A 34d とを有し、個人の行動の履歴である行動履歴情報を生成する。なお、実施例 1 では、前記行動履歴情報として、分・

50

時・日の単位ごとの前記個人の歩数情報および移動距離情報と、前記歩数情報および前記移動距離情報に応じた移動時間情報と、前記個人によって撮像された画像の画像情報と、前記画像の撮像時刻の時刻情報と、前記画像の撮像場所の地図情報（地図の画像情報）とを有する。

【 0 0 5 8 】

C A 34a：歩数計数手段

歩数計数手段 C A 34aは、前記個人の歩数を計数することにより、前記歩数情報を生成する。

C A 34b：移動距離情報測定手段

移動距離情報測定手段 C A 34bは、前記個人の移動距離情報を測定する。なお、歩数計機能を備えた携帯電話 C L a2によって歩数を計数する技術や G P S 機能を備えた携帯電話 C L a2によって移動距離を計数する技術については、例えば、特開 2 0 0 2 - 2 4 4 0 4 号公報等に記載されており、公知であるため、詳細な説明を省略する。

C A 34c：移動時間情報測定手段

移動時間情報測定手段 C A 34cは、前記個人の歩数や移動距離を測定した時間を測定することにより、前記移動時間情報を生成する。

【 0 0 5 9 】

C A 34d：画像撮像手段

画像撮像手段 C A 34dは、携帯電話 C L a2の図示しないカメラにより、画像を撮像する。実施例 1 の前記画像撮像手段 C A 34dは、前記携帯電話 C L a2の G P S 機能により、撮像された画像の画像情報に、前記時刻情報と前記地図情報とが付与される。なお、撮像した画像情報に前記地図情報を付与する技術については、例えば、特開 2 0 0 8 - 2 0 5 7 5 5 号公報等に記載されており、公知であるため、詳細な説明を省略する。

C A 35：行動履歴情報記憶手段

行動履歴情報記憶手段 C A 35は、前記行動履歴情報生成手段 C A 34によって生成された前記行動履歴情報（歩数情報、移動距離情報、移動時間情報、画像情報、時刻情報、地図情報等）を記憶する。

C A 36：行動履歴情報送信手段

行動履歴情報送信手段 C A 36は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記行動履歴情報記憶手段 C A 35に記憶された前記行動履歴情報を送信する。実施例 1 の前記行動履歴情報送信手段 C A 36は、前記行動履歴情報記憶手段 C A 35に前記行動履歴情報が記憶された場合に、記憶された前記行動履歴情報を送信する。

【 0 0 6 0 】

（家計簿情報制御プログラム A P 4）

また、前記家計簿情報制御プログラム A P 4 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 0 6 1 】

C A 41：家計簿要求情報送信手段

家計簿要求情報送信手段 C A 41は、前記家計簿利用開始判別手段 C A 3aによって個人が家計簿情報の利用を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記家計簿情報を要求する家計簿要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記家計簿要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C A 42：家計簿情報受信手段

家計簿情報受信手段 C A 42は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記家計簿要求情報に応じた家計簿情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記家計簿情報は、「会員 I D」の情報と、購入した商品・サービスごとの「決済 I D」、「J A N コード」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」の各情報が、「決済日」によって日・週・月・年の単位で分類され、且つ、「J A N コード」によって商品・サービスの種類ごとに分類されて集計された

10

20

30

40

50

文字情報（テキストデータ）とを有する。

【 0 0 6 2 】

図 8 は実施例 1 の家計簿情報制御画像の説明図である。

C A 43：家計簿情報制御画像表示手段

家計簿情報制御画像表示手段 C A 43 は、前記家計簿情報受信手段 C A 42 によって前記家計簿情報を受信した場合に、図 8 に示す、前記家計簿情報を制御するための家計簿情報制御画像 1 0 5 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記家計簿情報制御画像 1 0 5 は、家計簿情報を入力するための家計簿情報入力部 1 0 5 a と、購入した商品・サービスごとの各情報を登録・更新するための登録更新ボタン 1 0 5 b と、前の（日・週・月・年の）家計簿情報に更新するための前ボタン 1 0 5 c と、次の（日・週・月・年の）家計簿情報に更新するための次ボタン 1 0 5 d と、前記家計簿情報を日単位の表示に切り替えるための日単位ボタン 1 0 5 e と、前記家計簿情報を週単位の表示に切り替えるための週単位ボタン 1 0 5 f と、前記家計簿情報を月単位の表示に切り替えるための月単位ボタン 1 0 5 g と、前記家計簿情報を年単位の表示に切り替えるための年単位ボタン 1 0 5 h と、家計簿情報制御画像 1 0 5 による操作を終了するための終了ボタン 1 0 5 i とを有する。

10

【 0 0 6 3 】

C A 44：家計簿情報表示手段

家計簿情報表示手段 C A 44 は、前記家計簿情報受信手段 C A 42 によって受信した前記家計簿情報を前記家計簿情報入力部 1 0 5 a に表示する。また、実施例 1 の前記家計簿情報表示手段 C A 44 は、前記家計簿情報入力部 1 0 5 a に入力された前記家計簿情報を表示する。

20

なお、実施例 1 の前記家計簿情報表示手段 C A 44 は、前記家計簿情報制御画像 1 0 5 が表示された場合には、当日の前記家計簿情報を前記家計簿情報入力部 1 0 5 a に表示する。

C A 45：家計簿情報判別手段

家計簿情報判別手段 C A 45 は、前記登録更新ボタン 1 0 5 b が選択された場合に、家計簿情報入力部 1 0 5 a の入力内容が前記家計簿情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、購入した商品・サービスごとの各情報が全て入力されているか否か、入力された文字・数値が予め設定された文字群・数値群の範囲内であるか否かを判別する。

30

【 0 0 6 4 】

C A 46：家計簿情報送信手段

家計簿情報送信手段 C A 46 は、前記家計簿情報判別手段 C A 45 によって前記家計簿情報入力部 1 0 5 a の入力内容が前記家計簿情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、入力された前記家計簿情報を送信する。

C A 47：表示切替判別手段

表示切替判別手段 C A 47 は、表示を切り替えるための前記各ボタン 1 0 5 c ~ 1 0 5 h が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記家計簿情報表示手段 C A 44 は、前記前ボタン 1 0 5 c が選択された場合には前の（日・週・月・年の）家計簿情報を表示し、前記次ボタン 1 0 5 d が選択された場合には次の（日・週・月・年の）家計簿情報を表示し、前記日単位ボタン 1 0 5 e が選択された場合には当日の家計簿情報を表示し、前記週単位ボタン 1 0 5 f が選択された場合には当週の家計簿情報を表示し、前記月単位ボタン 1 0 5 g が選択された場合には当月の家計簿情報を表示し、前記年単位ボタン 1 0 5 h が選択された場合には当年の家計簿情報を表示する。

40

【 0 0 6 5 】

（健康管理情報制御プログラム A P 5）

また、前記健康管理情報制御プログラム A P 5 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 0 6 6 】

50

C A 51：健康管理要求情報送信手段

健康管理要求情報送信手段 C A 51は、前記健康管理利用開始判別手段 C A 3bによって個人が健康管理情報の利用を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記健康管理情報を要求する健康管理要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記健康管理要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C A 52：健康管理情報受信手段

健康管理情報受信手段 C A 52は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記健康管理要求情報に応じた健康管理情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記健康管理情報は、「会員 I D」の情報と、前記移動時間情報ごとの前記地図情報（省略可能）および前記個人の消費カロリー情報が日単位で分類されて集計された情報とを有する。

10

【 0 0 6 7 】

図 9 は実施例 1 の健康管理情報制御画像の説明図である。

C A 53：健康管理情報制御画像表示手段

健康管理情報制御画像表示手段 C A 53は、前記健康管理情報受信手段 C A 52によって前記健康管理情報を受信した場合に、図 9 に示す、前記健康管理情報を制御するための健康管理情報制御画像 1 0 6 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記健康管理情報制御画像 1 0 6 は、健康管理情報を入力するための健康管理情報入力部 1 0 6 a と、前記移動時間情報ごとの前記地図情報および前記個人の消費カロリー情報を登録・更新するための登録更新ボタン 1 0 6 b と、前日の健康管理情報に更新するための前日ボタン 1 0 6 c と、翌日の健康管理情報に更新するための翌日ボタン 1 0 6 d と、健康管理情報制御画像 1 0 6 による操作を終了するための終了ボタン 1 0 6 e とを有する。

20

【 0 0 6 8 】

C A 54：健康管理情報表示手段

健康管理情報表示手段 C A 54は、前記健康管理情報受信手段 C A 52によって受信した前記健康管理情報を前記健康管理情報入力部 1 0 6 a に表示する。また、実施例 1 の前記健康管理情報表示手段 C A 54は、前記健康管理情報入力部 1 0 6 a に入力された前記健康管理情報を表示する。

なお、実施例 1 の前記健康管理情報表示手段 C A 54は、前記健康管理情報制御画像 1 0 6 が表示された場合には、当日の前記健康管理情報を前記健康管理情報入力部 1 0 6 a に表示する。

30

C A 55：健康管理情報判別手段

健康管理情報判別手段 C A 55は、前記登録更新ボタン 1 0 6 b が選択された場合に、健康管理情報入力部 1 0 6 a の入力内容が前記家計簿情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、前記移動時間情報ごとに前記カロリー情報が入力されているか否か、入力される数値（消費カロリーの値）が予め設定された数値群の範囲内であるか否かを判別する。

【 0 0 6 9 】

C A 56：健康管理情報送信手段

健康管理情報送信手段 C A 56は、前記健康管理情報判別手段 C A 55によって前記健康管理情報入力部 1 0 6 a の入力内容が前記健康管理情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、入力された前記健康管理情報を送信する。

40

C A 57：表示切替判別手段

表示切替判別手段 C A 57は、前記表示切替判別手段 C A 47と同様に、表示を切り替えるための前記各ボタン 1 0 6 c , 1 0 6 d が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記健康管理情報表示手段 C A 54は、前記前日ボタン 1 0 6 c が選択された場合には前日の健康管理情報を表示し、前記翌日ボタン 1 0 6 d が選択された場合には翌日の健康管理情報を表示する。

50

【 0 0 7 0 】

(日記情報制御プログラム A P 6)

また、前記日記情報制御プログラム A P 6 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 0 7 1 】

C A 61 : 日記要求情報送信手段

日記要求情報送信手段 C A 61 は、前記日記利用開始判別手段 C A 3 c によって個人が日記情報の利用を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記日記情報を要求する日記要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記日記要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

10

C A 62 : 日記情報受信手段

日記情報受信手段 C A 62 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記日記要求情報に応じた日記情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記日記情報は、「会員 I D」の情報と、前記画像情報ごとに前記時刻情報と前記地図情報 (省略可能) と前記個人が記載する日記の本文についての本文情報 (省略可能) とが日単位で分類されて集計された情報とを有する。

【 0 0 7 2 】

図 1 0 は実施例 1 の日記情報制御画像の説明図である。

C A 63 : 日記情報制御画像表示手段

日記情報制御画像表示手段 C A 63 は、前記日記情報受信手段 C A 62 によって前記日記情報を受信した場合に、図 1 0 に示す、前記日記情報を制御するための日記情報制御画像 1 0 7 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記日記情報制御画像 1 0 7 は、日記情報を入力するための日記情報入力部 1 0 7 a と、前記画像情報ごとの前記時刻情報・前記地図情報・前記本文情報を登録・更新するための登録更新ボタン 1 0 7 b と、前日の日記情報に更新するための前日ボタン 1 0 7 c と、翌日の日記情報に更新するための翌日ボタン 1 0 7 d と、日記情報制御画像 1 0 7 による操作を終了するための終了ボタン 1 0 7 e とを有する。

20

【 0 0 7 3 】

C A 64 : 日記情報表示手段

日記情報表示手段 C A 64 は、前記日記情報受信手段 C A 62 によって受信した前記日記情報を前記日記情報入力部 1 0 7 a に表示する。また、実施例 1 の前記日記情報表示手段 C A 64 は、前記日記情報入力部 1 0 7 a に入力された前記日記情報を表示する。

30

なお、実施例 1 の前記日記情報表示手段 C A 64 は、前記日記情報制御画像 1 0 7 が表示された場合には、当日の前記日記情報を前記日記情報入力部 1 0 7 a に表示する。

C A 65 : 日記情報判別手段

日記情報判別手段 C A 65 は、前記登録更新ボタン 1 0 7 b が選択された場合に、日記情報入力部 1 0 7 a の入力内容が前記日記情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、前記画像情報ごとに前記時刻情報が入力されているか否か、入力された文字・数値 (時刻の数値等) が予め設定された文字群・数値群の範囲内であるか否かを判別する。

40

【 0 0 7 4 】

C A 66 : 日記情報送信手段

日記情報送信手段 C A 66 は、前記日記情報判別手段 C A 65 によって前記日記情報入力部 1 0 7 a の入力内容が前記日記情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、入力された前記日記情報を送信する。

C A 67 : 表示切替判別手段

表示切替判別手段 C A 67 は、前記表示切替判別手段 C A 47 , C A 57 と同様に、表示を切り替えるための前記各ボタン 1 0 6 c , 1 0 6 d が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記日記情報表示手段 C A 64 は、前記前日ボタン 1 0 7 c が選択された場合には前日の日記情報を表示し、前記翌日ボタン 1 0 7 d が選択された場合には翌日

50

の日記情報を表示する。

【0075】

(情報運用制御プログラムAP7)

また、前記情報運用制御プログラムAP7は、下記の機能手段(プログラムモジュール)を有する。

【0076】

CA71: 提供範囲要求情報送信手段

提供範囲要求情報送信手段CA71は、前記情報運用利用開始判別手段CA3dによって個人関連情報の運用方法の設定を開始すると判別された場合に、各情報通信回線N1~N3を介して、前記運用者用情報処理装置SVに対して、前記企業に対して提供可能(アクセス可能)として選択された範囲を示す提供範囲情報(アクセス条件の情報)を要求する提供範囲要求情報を送信する。なお、実施例1の前記提供範囲要求情報は、「会員ID」の情報

10

を有する。

CA72: 提供範囲情報受信手段

提供範囲情報受信手段CA72は、各情報通信回線N1~N3を介して、前記運用者用情報処理装置SVから、前記提供範囲要求情報に応じた提供範囲情報を受信する。

【0077】

なお、実施例1では、受信した前記提供範囲情報は、「会員ID」の情報と、前記企業の信頼度および前記配当への期待度に応じて予め設定された前記企業の階級情報(例えば、「Aクラスの企業」、「Bクラスの企業」、「Cクラスの企業」、...)ごとに前記個人識別情報(「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」の各情報)のどの情報が提供可能であることを示す情報とを有する。また、前記提供範囲情報は、前記階級情報ごとに前記購買履歴情報および前記行動履歴情報をどのような目的(例えば、予め設定された「制限無し」、「目的A」~「目的D」の各目的)で、どの期間(例えば、予め設定された「制限無し」、「期間A」~「期間D」の各期間)だけ、どの種類の商品・サービス(例えば、予め設定された「制限無し」、「種類A」~「種類D」の各種類)まで提供可能であることを示す情報を有する。さらに、前記提供範囲情報は、前記階級情報ごとにどのような企業広告等の受領サービス(例えば、予め設定された「制限無し」、「電子メール」、「郵便」、「電話セールス」の各サービス)を受領可能であることを示す情報を有する。

20

30

【0078】

図11は実施例1の提供範囲情報制御画像の説明図である。

CA73: 提供範囲情報制御画像表示手段

提供範囲情報制御画像表示手段CA73は、前記提供範囲情報受信手段CA72によって前記提供範囲情報を受信した場合に、図11に示す、前記提供範囲情報を制御するための提供範囲情報制御画像108をディスプレイH2に表示する。実施例1の前記提供範囲情報制御画像108は、提供範囲情報を入力するための提供範囲情報入力部108aと、前記提供範囲情報を登録・更新するための登録更新ボタン108bと、提供範囲情報制御画像108による操作を終了するための終了ボタン108cとを有する。また、実施例1の前記提供範囲情報入力部108aは、前記階級情報ごとに、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、目的の「制限無し」、「目的A」~「目的D」、期間の「制限無し」、「期間A」~「期間D」、種類の「制限無し」、「種類A」~「種類D」、受領サービスの「制限無し」、「電子メール」、「郵便」、「電話セールス」の各項目について提供・受領可能であることを示すための各チェックボックスによって構成されている。

40

【0079】

CA74: 提供範囲情報表示手段

提供範囲情報表示手段CA74は、前記提供範囲情報受信手段CA72によって受信した前記提供範囲情報を前記提供範囲情報入力部108aに表示する。また、実施例1の前記提供範囲情報表示手段CA74は、前記提供範囲情報入力部108aに入力された前記提供範

50

困情報を表示する。具体的には、各項目に応じた各チェックボックスにチェックが表示される。

C A 75：提供範囲情報判別手段

提供範囲情報判別手段 C A 75は、前記登録更新ボタン 1 0 8 b が選択された場合に、提供範囲情報入力部 1 0 8 a の入力内容が前記提供範囲情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、提供範囲情報入力部 1 0 8 a のいずれかのチェックボックスにチェックがされているか否かを判別する。

C A 76：提供範囲情報送信手段

提供範囲情報送信手段 C A 76は、前記提供範囲情報判別手段 C A 75によって前記提供範囲情報入力部 1 0 8 a の入力内容が前記提供範囲情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、入力された前記提供範囲情報を送信する。

10

【 0 0 8 0 】

(配当制御プログラム A P 8)

また、前記配当制御プログラム A P 8 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 0 8 1 】

C A 81：配当入金手段

配当入金手段 C A 81には、前記個人関連情報に応じて前記個人に割り当てられた配当であって、前記運用者用情報処理装置 S V によって出金された前記配当が入金される。なお、実施例 1 では、前記個人識別情報の「口座番号」の情報等に基づいて、配当を実体口座に入金する技術として、いわゆる、インターネットバンキングシステムが利用されている。ここで、前記インターネットバンキングシステムについては、例えば、特開 2 0 0 2 - 2 5 9 6 9 5 号公報や特表 2 0 0 8 - 5 3 3 6 2 5 号公報等に記載されており、公知であるため、詳細な説明を省略する。

20

【 0 0 8 2 】

C A 82：配当履歴要求情報送信手段

配当履歴要求情報送信手段 C A 82は、前記配当履歴利用開始判別手段 C A 3f によって個人が配当の履歴の参照を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記配当の履歴である配当履歴情報を要求する配当履歴要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記配当履歴要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

30

C A 83：配当履歴情報受信手段

配当履歴情報受信手段 C A 83は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記配当履歴要求情報に応じた配当履歴情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記配当履歴情報は、前記配当の額が入金日によって日・週・月・年の単位で分類されて集計された文字情報である。

【 0 0 8 3 】

図 1 2 は実施例 1 の配当履歴情報制御画像の説明図である。

C A 84：配当履歴情報制御画像表示手段

配当履歴情報制御画像表示手段 C A 84は、前記配当履歴情報受信手段 C A 83によって前記配当履歴情報を受信した場合に、図 1 2 に示す、前記配当履歴情報を制御するための配当履歴情報制御画像 1 0 9 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記配当履歴情報制御画像 1 0 9 は、配当履歴情報を表示するための配当履歴情報表示部 1 0 9 a と、前の（日・週・月・年の）配当履歴情報に更新するための前ボタン 1 0 9 b と、次の（日・週・月・年の）配当履歴情報に更新するための次ボタン 1 0 9 c と、前記配当履歴情報を日単位の表示に切り替えるための日単位ボタン 1 0 9 d と、前記配当履歴情報を週単位の表示に切り替えるための週単位ボタン 1 0 9 e と、前記配当履歴情報を月単位の表示に切り替えるための月単位ボタン 1 0 9 f と、前記配当履歴情報を年単位の表示に切り替えるための年単位ボタン 1 0 9 g と、配当履歴情報制御画像 1 0 9 による操作を終了するための

40

50

終了ボタン 109h とを有する。

【0084】

C A 85：配当履歴情報表示手段

配当履歴情報表示手段 C A 85は、前記配当履歴情報受信手段 C A 83によって受信した前記配当履歴情報を前記配当履歴情報表示部 109a に表示する。

C A 86：表示切替判別手段

表示切替判別手段 C A 86は、表示を切り替えるための前記各ボタン 109b ~ 109g が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記配当履歴情報表示手段 C A 85は、前記前ボタン 109b が選択された場合には前の（日・週・月・年の）配当履歴情報を表示し、前記次ボタン 109c が選択された場合には次の（日・週・月・年の）配当履歴情報を表示し、前記日単位ボタン 109d が選択された場合には当日の配当履歴情報を表示し、前記週単位ボタン 109e が選択された場合には当週の配当履歴情報を表示し、前記月単位ボタン 109f が選択された場合には当月の配当履歴情報を表示し、前記年単位ボタン 109g が選択された場合には当年の配当履歴情報を表示する。

10

【0085】

C A 87：ターゲティング広告受信手段

ターゲティング広告受信手段 C A 87は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記ターゲティング広告を受信する。実施例 1 の前記ターゲティング広告受信手段 C A 87は、電子メールとして送信されたターゲティング広告を受信する。

20

C A 88：ターゲティング広告表示手段

ターゲティング広告表示手段 C A 88は、前記ターゲティング広告受信手段 C A 87によって受信した前記ターゲティング広告を表示する。なお、電子メール送受信機能を備えた各装置 C L a1, C L a2 が受信した電子メールを表示する技術については、例えば、特開 2005 - 222408 号公報等に記載されており、公知であるため、図示および詳細な説明については省略する。

【0086】

（退会制御プログラム A P 9）

また、前記退会制御プログラム A P 9 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

30

【0087】

図 13 は実施例 1 の退会に関する画像の説明図であり、図 13 A は退会画像の説明図、図 13 B は退会完了画像の説明図である。

C A 91：退会画像表示手段

退会画像表示手段 C A 91は、前記退会手続選択判別手段 C A 3gによって個人が退会手続をすると判別された場合に、図 13 A に示す、退会手続が完了した旨が記載された退会画像 110 を表示する。実施例 1 の前記退会画像 110 は、退会手続を実行するための退会ボタン 110a と、退会画像 110 による操作を終了するための終了ボタン 110b とを有する。

40

C A 92：退会情報送信手段

退会情報送信手段 C A 92は、前記退会ボタン 110a が選択された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記個人が退会手続を実行したことを示す退会情報を送信する。なお、実施例 1 の前記退会情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C A 93：退会完了画像表示手段

退会完了画像表示手段 C A 93は、前記退会ボタン 110a が選択された場合に、図 13 B に示す、退会完了画像 111 を表示する。実施例 1 の前記退会完了画像 111 は、退会完了画像 111 による操作を終了するための終了ボタン 111a を有する。

【0088】

50

(企業用情報処理装置 C L b の企業用クライアントパソコン C L b1 の制御部の説明)

前記企業用情報処理装置 C L b の企業用クライアントパソコン C L b1 のコンピュータ本体 H 1 には、前記オペレーティングシステム O S や、アプリケーションプログラムとしての企業会員用制御プログラム A P 1 1、企業識別情報制御プログラム A P 1 2、検索結果情報制御プログラム A P 1 3、広告情報制御プログラム A P 1 4、情報運用制御プログラム A P 1 5、対価支払履歴制御プログラム A P 1 6、退会・ユーザ削除制御プログラム A P 1 7、その他の図示しないソフトウェアが記憶されている。

【 0 0 8 9 】

(企業会員用制御プログラム A P 1 1)

前記企業会員用制御プログラム A P 1 1 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

10

【 0 0 9 0 】

図 1 4 は実施例 1 の企業用のメイン画像の説明図である。

C B 1 : メイン画像表示手段

メイン画像表示手段 C B 1 は、図 1 4 に示す、企業用のメイン画像 2 0 1 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記メイン画像 2 0 1 は、企業が入会を行うための入会手続ボタン 2 0 1 a を有する。また、前記メイン画像 2 0 1 は、会員としての企業が前記個人関連情報について検索した結果である検索結果情報 (利用情報、マーケティング情報) を制御するための検索結果情報ボタン 2 0 1 b と、企業の広告情報を制御するための広告情報ボタン 2 0 1 c と、企業が要望する個人関連情報の運用を制御するための情報運用ボタン 2 0 1 d と、企業の会員情報の運用を制御するための会員情報ボタン 2 0 1 e と、企業の個人関連情報の提供に対する金銭的対価の支払いや支払履歴を制御するための対価支払履歴ボタン 2 0 1 f と、企業が退会したりユーザ (企業担当者) を削除したりするための退会ボタン 2 0 1 g とを有する。

20

【 0 0 9 1 】

C B 2 : 入会手続選択判別手段

入会手続選択判別手段 C B 2 は、前記入会手続ボタン 2 0 1 a が選択されたか否かを判別することにより、前記企業が入会手続を行うか否かを判別する。

C B 3 : 会員利用開始判別手段

会員利用開始判別手段 C B 3 は、前記検索結果情報ボタン 2 0 1 b が選択されたか否かを判別する検索結果情報利用開始判別手段 C B 3a と、前記広告情報ボタン 2 0 1 c が選択されたか否かを判別する広告利用開始判別手段 C B 3b と、前記情報運用ボタン 2 0 1 d が選択されたか否かを判別する情報運用利用開始判別手段 C B 3c と、前記会員情報ボタン 2 0 1 e が選択されたか否かを判別する会員情報利用開始判別手段 C B 3d と、前記対価支払履歴ボタン 2 0 1 f が選択されたか否かを判別する対価支払履歴利用開始判別手段 C B 3e と、前記退会ボタン 2 0 1 g が選択されたか否かを判別する退会手続選択判別手段 C B 3f とを有し、前記入会手続ボタン 2 0 1 a 以外の会員用の各ボタン 2 0 1 b ~ 2 0 1 g が選択されたか否かを判別することにより、前記企業が会員向けに提供する各機能の利用を開始するか否かを判別する。

30

【 0 0 9 2 】

C B 4 : ログイン制御手段

ログイン制御手段 C B 4 は、ログインフラグ F L 2 と、ログイン画像表示手段 C B 4a と、ログイン情報表示手段 C B 4b と、ログイン情報送信手段 C B 4c と、ログイン可能情報受信手段 C B 4d と、ログイン失敗情報受信手段 C B 4e と、ログイン判別手段 C B 4f と、ログイン失敗画像表示手段 C B 4g とを有し、前記個人関連情報取引管理システム S に対して前記企業を会員として識別させるための操作、いわゆる、ログインを制御する。

40

【 0 0 9 3 】

図 1 5 は実施例 1 の個人用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図 1 5 A はログイン画像の説明図、図 1 5 B はログイン失敗画像の説明図である。

C B 4a : ログイン画像表示手段

50

ログイン画像表示手段 C B 4a は、前記会員利用開始判別手段 C B 3 によって個人が会員向けの各サービスの利用を開始すると判別した場合、且つ、ログインフラグ F L 2 が「0」である場合に、図 1 5 A に示す、企業用のログイン画像 2 0 2 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記ログイン画像 2 0 2 は、予め設定された個人の「会員 I D」と企業担当者ごとの「ユーザ I D」と「パスワード」との各情報を有するログイン情報が入力されるログイン情報入力部 2 0 2 a と、入力されたログイン情報でログインするためのログインボタン 2 0 2 b とを有する。

【 0 0 9 4 】

なお、ログインフラグ F L 2、ログイン情報表示手段 C B 4b、ログイン情報送信手段 C B 4c、ログイン可能情報受信手段 C B 4d、ログイン失敗情報受信手段 C B 4e、ログイン判別手段 C B 4f、ログイン失敗画像表示手段 C B 4g の各説明については、前記個人会員用制御プログラム A P 1 の前記ログインフラグ F L 1、前記ログイン情報表示手段 C A 4b、前記ログイン情報送信手段 C A 4c、前記ログイン可能情報受信手段 C A 4d、前記ログイン失敗情報受信手段 C A 4e、前記ログイン判別手段 C A 4f、前記ログイン失敗画像表示手段 C A 4g の各説明と同様になるため、詳細な説明を省略する。

10

【 0 0 9 5 】

(企業識別情報制御プログラム A P 1 2)

また、前記企業会員用制御プログラム A P 1 2 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 0 9 6 】

20

図 1 6 は実施例 1 の企業会員情報制御画像の説明図である。

C B 11 : 企業会員情報制御画像表示手段

企業会員情報制御画像表示手段 C B 11 は、図 1 6 に示す、企業用の会員情報を制御するための企業会員情報制御画像 2 0 4 をディスプレイ H 2 に表示する。

実施例 1 の前記企業会員情報制御画像 2 0 4 は、企業を識別する情報としての企業識別情報を入力するための企業識別情報入力部 2 0 4 a と、入力された企業識別情報で登録・更新するための登録更新ボタン 2 0 4 b と、企業会員情報制御画像 2 0 4 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 4 c とを有する。なお、実施例 1 では、前記企業識別情報入力部 2 0 4 a に入力される前記企業識別情報は、「会員 I D」の情報と、企業の「企業名」、「上場 (市場・区分)」、「認証 (取得・区分)」、「出金口座」、ユーザとしての企業担当者ごとの「ユーザ I D」、「企業担当者名」、「ユーザ I D」に応じた「パスワード」についての各情報を有する。

30

【 0 0 9 7 】

実施例 1 の前記企業会員情報制御画像表示手段 C B 11 は、前記入会手続選択判別手段 C B 2 によって企業が入会手続を行うと判別された場合、または、前記会員情報利用開始判別手段 C B 3d によって企業が会員情報の利用を開始すると判別された場合に、前記企業会員情報制御画像 2 0 4 を表示する。

なお、企業識別情報表示手段 C B 12、企業識別情報判別手段 C B 13、企業識別情報送信手段 C B 14、企業識別要求情報送信手段 C B 15、企業識別情報受信手段 C B 16 の各説明については、「個人」を「企業」に、「 1 0 4 」を「 2 0 4 」に置き換えるだけで、個人識別情報制御プログラム A P 2 の個人識別情報表示手段 C A 22、個人識別情報判別手段 C A 23、個人識別情報送信手段 C A 24、個人識別要求情報送信手段 C A 25、個人識別情報受信手段 C A 26 の各説明と同様になるため、詳細な説明を省略する。

40

【 0 0 9 8 】

(検索結果情報制御プログラム A P 1 3)

また、前記検索結果情報制御プログラム A P 1 3 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 0 9 9 】

C B 21 : 検索結果履歴要求情報送信手段

検索結果履歴要求情報送信手段 C B 21 は、前記検索結果情報利用開始判別手段 C B 3a に

50

よって企業が検索結果情報の利用を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記検索結果情報の履歴である検索結果履歴情報を要求する検索結果履歴要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記検索結果履歴要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C B 22：検索結果履歴情報受信手段

検索結果履歴情報受信手段 C B 22 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記検索結果履歴要求情報に応じた検索結果履歴情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記検索結果履歴情報は、「会員 I D」の情報と、文字情報（テキストデータ）と前記文字情報に応じた画像情報（例えば、予め設定された「グラフ A」、「グラフ B」、「グラフ C」の各画像情報）とを有する前記検索結果情報が集計された情報とを有する。

10

【 0 1 0 0 】

図 1 7 は実施例 1 の検索結果情報制御画像の説明図である。

C B 23：検索結果情報制御画像表示手段

検索結果情報制御画像表示手段 C B 23 は、前記検索結果履歴情報受信手段 C B 22 によって前記検索結果履歴情報を受信した場合に、図 1 7 に示す、前記検索結果情報を制御するための検索結果情報制御画像 2 0 5 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記検索結果情報制御画像 2 0 5 は、企業が前記個人関連情報について検索する条件である検索条件情報（利用要求情報、目的・期間・種類・対象人数・対象年齢層等の検索条件を示す情報）を入力するための検索条件情報入力部 2 0 5 a と、入力された検索条件情報で検索するための検索ボタン 2 0 5 b と、前記検索結果情報を表示するための検索結果情報表示部 2 0 5 c と、前記検索結果履歴情報を表示するための検索結果履歴情報表示部 2 0 5 d と、検索結果情報および検索結果履歴情報を文字情報にそれぞれ更新するためのテキストボタン 2 0 5 e と、検索結果情報および検索結果履歴情報を「グラフ A」の画像情報にそれぞれ更新するためのグラフ A ボタン 2 0 5 f と、検索結果情報および検索結果履歴情報を「グラフ B」の画像情報にそれぞれ更新するためのグラフ B ボタン 2 0 5 g と、検索結果情報および検索結果履歴情報を「グラフ C」の画像情報にそれぞれ更新するためのグラフ B ボタン 2 0 5 h と、検索結果情報制御画像 2 0 5 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 5 i とを有する。

20

【 0 1 0 1 】

C B 24：検索結果履歴情報表示手段

検索結果履歴情報表示手段 C B 24 は、前記検索結果履歴情報受信手段 C B 22 によって受信した前記検索結果履歴情報を前記検索結果履歴情報表示部 2 0 5 d に表示する。

30

C B 25：検索条件情報表示手段

検索条件情報表示手段（利用要求情報表示手段）C B 25 は、前記検索条件情報入力部 2 0 5 a に入力された前記検索条件情報を表示する。なお、実施例 1 では、前記検索条件情報として、前記企業の検索条件がデータベース言語の一例としての S Q L によって記載された情報、いわゆる、検索クエリ（query）が前記検索条件情報入力部 2 0 5 a に入力される。

C B 26：検索条件情報判別手段

検索条件情報判別手段（利用要求情報判別手段）C B 26 は、前記検索ボタン 2 0 5 b が選択された場合に、前記検索条件情報入力部 2 0 5 a の入力内容が前記検索条件情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、入力された文字が予め設定された文字群の範囲内であるか否かを判別する。

40

【 0 1 0 2 】

C B 27：検索条件情報送信手段

検索条件情報送信手段（利用要求情報送信手段）C B 27 は、前記検索条件情報判別手段 C B 26 によって前記検索条件情報入力部 2 0 5 a の入力内容が前記検索条件情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、入力された前記検索条件情報に「会員 I D」の情報等を付加して送

50

信する。

C B 28：検索結果情報受信手段

検索結果情報受信手段（利用情報受信手段）C B 28は、各情報通信回線 N 1，N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記検索結果要求情報に応じた検索結果情報を受信する。

C B 29：検索結果情報表示手段

検索結果情報表示手段（利用情報表示手段）C B 29は、前記検索結果情報受信手段 C B 28によって受信した前記検索結果情報を前記検索結果情報表示部 2 0 5 c に表示する。

【 0 1 0 3 】

C B 30：表示切替判別手段

表示切替判別手段 C B 30は、表示を切り替えるための前記各ボタン 2 0 5 e ~ 2 0 5 h が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記各表示手段 C B 24，C B 29は、前記テキストボタン 2 0 5 e が選択された場合には検索結果情報および検索結果履歴情報の文字情報をそれぞれ表示し、前記グラフ A ボタン 2 0 5 f が選択された場合には検索結果情報および検索結果履歴情報の「グラフ A」の画像情報をそれぞれ表示し、前記グラフ B ボタン 2 0 5 g が選択された場合には検索結果情報および検索結果履歴情報の「グラフ B」の画像情報をそれぞれ表示し、前記グラフ C ボタン 2 0 5 h が選択された場合には検索結果情報および検索結果履歴情報の「グラフ C」の画像情報をそれぞれ表示する。

【 0 1 0 4 】

C B 31：告知情報受信手段

告知情報受信手段 C B 31は、各情報通信回線 N 1，N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記企業が要望する前記検索結果情報が生成可能であることを告知する告知情報を受信する。実施例 1 の前記告知情報受信手段 C B 31は、電子メールとして送信された前記告知情報を受信する。

C B 32：告知情報表示手段

告知情報表示手段 C B 32は、前記告知情報受信手段 C B 31によって受信した前記告知情報を表示する（特開 2 0 0 5 - 2 2 2 4 0 8 号公報等参照）。

【 0 1 0 5 】

（広告情報制御プログラム A P 1 4）

また、前記広告情報制御プログラム A P 1 4 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 1 0 6 】

図 1 8 は実施例 1 の広告情報制御画像の説明図である。

C B 41：広告情報制御画像表示手段

広告情報制御画像表示手段 C B 41は、図 1 8 に示す、前記企業の広告情報を制御するための広告情報制御画像 2 0 6 をディスプレイ H 2 に表示する。

実施例 1 の前記広告情報制御画像 2 0 6 は、前記広告情報を入力するための広告情報入力部 2 0 6 a と、入力された広告情報で登録・更新するための登録更新ボタン 2 0 6 b と、広告情報制御画像 2 0 6 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 6 c とを有する。

なお、実施例 1 では、前記広告情報入力部 2 0 6 a に入力される前記広告情報は、「本文」に入力される広告の内容を示す本文情報と、「提供条件」に入力される提供条件情報（目的・期間・対象人数・対象年齢層等の提供条件を示す情報）とを有する文字情報である。なお、実施例 1 では、前記提供条件情報として、前記検索条件と同様に、S Q L によって記載された検索クエリが入力される。

実施例 1 の前記広告情報制御画像表示手段 C B 41は、前記広告利用開始判別手段 C B 3b によって企業が広告情報の制御を行うと判別された場合に、前記広告情報制御画像 2 0 6 を表示する。

【 0 1 0 7 】

C B 42：広告情報表示手段

10

20

30

40

50

広告情報表示手段 C B 42 は、前記広告情報入力部 2 0 6 a に入力された前記広告情報を表示する。

C B 43：広告情報判別手段

広告情報判別手段 C B 43 は、前記登録更新ボタン 2 0 6 b が選択された場合に、広告情報入力部 2 0 6 a の入力内容が前記広告情報として妥当であるか否かを判別する。具体的には、各情報が全て入力されているか否か、入力された文字・数値が予め設定された文字群・数値群の範囲内であるか否かを判別する。

C B 44：広告情報送信手段

広告情報送信手段 C B 44 は、広告情報判別手段 C B 43 によって前記広告情報入力部 2 0 6 a の入力内容が前記広告情報として妥当であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、「会員 I D」の情報が付加された前記広告情報を送信する。

10

【 0 1 0 8 】

C B 45：配信依頼情報送信手段

配信依頼情報送信手段 C B 45 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、送信された前記広告情報に基づいて前記ターゲティング広告を配信することを依頼する配信依頼情報を送信する。実施例 1 の前記配信依頼情報送信手段 C B 45 は、前記広告情報送信手段 C B 44 によって前記広告情報が送信されると同時に前記配信依頼情報を送信する。

20

C B 46：広告要求情報送信手段

広告要求情報送信手段 C B 46 は、前記広告利用開始判別手段 C B 3b によって企業が広告情報の制御を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記広告情報を要求する広告要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記広告要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C B 47：広告情報受信手段

広告情報受信手段 C B 47 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記広告要求情報に応じた広告情報を受信する。

なお、受信した前記広告情報は、前記広告情報表示手段 C B 42 によって前記広告情報入力部 2 0 6 a に表示される。

30

【 0 1 0 9 】

(情報運用制御プログラム A P 1 5)

また、前記情報運用制御プログラム A P 1 5 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 1 1 0 】

C B 51：要望範囲要求情報送信手段

要望範囲要求情報送信手段 C B 51 は、前記情報運用利用開始判別手段 C B 3c によって個人関連情報の運用方法の設定を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記個人に対して提供を要望する範囲を示す要望範囲情報（アクセス許可を要望する情報）を要求する要望範囲要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記要望範囲要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

40

C B 52：要望範囲情報受信手段

要望範囲情報受信手段 C B 52 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記要望範囲要求情報に応じた要望範囲情報を受信する。

なお、実施例 1 では、受信した前記要望範囲情報は、「会員 I D」の情報と、前記個人の前記個人識別情報（「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」の各情報）のどの情報を要望するかを示す情報とを有する。また、前記要望範囲情報は、前記個人の前記購買履歴情報および前記行動履歴情報をどのような目的（「制限無し」、「目的 A」～「目的 D」の各目的）で、どの期間（「制限無し」、「期間 A」～「期間 D」の各期間）だけ、どの種類の商品・サービス（「制限無し」、「種類 A」～「種類 D」の各種類）を要望するかを示す情報を有する。

50

【 0 1 1 1 】

図 1 9 は実施例 1 の要望範囲情報制御画像の説明図である。

C B 53 : 要望範囲情報制御画像表示手段

要望範囲情報制御画像表示手段 C B 53 は、前記要望範囲情報受信手段 C B 52 によって前記要望範囲情報を受信した場合に、図 1 9 に示す、前記要望範囲情報を制御するための要望範囲情報制御画像 2 0 7 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記要望範囲情報制御画像 2 0 7 は、前記要望範囲情報を入力するための要望範囲情報入力部 2 0 7 a と、前記要望範囲情報を登録・更新するための登録更新ボタン 2 0 7 b と、要望範囲情報制御画像 2 0 7 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 7 c とを有する。また、実施例 1 の前記要望範囲情報入力部 2 0 7 a は、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、目的の「制限無し」、「目的 A」～「目的 D」、期間の「制限無し」、「期間 A」～「期間 D」、種類の「制限無し」、「種類 A」～「種類 D」の各項目について要望することを示すための各チェックボックスによって構成されている。

なお、要望範囲情報表示手段 C B 54、要望範囲情報判別手段 C B 55、要望範囲情報送信手段 C B 56 の各説明については、「要望」を「提供」に、「1 0 8」を「2 0 7」に置き換えるだけで、情報運用制御プログラム A P 7 の提供範囲情報表示手段 C A 74、提供範囲情報判別手段 C A 75、提供範囲情報送信手段 C A 76 の各説明と同様になるため、詳細な説明を省略する。

【 0 1 1 2 】

(対価支払履歴制御プログラム A P 1 6)

また、前記対価支払履歴制御プログラム A P 1 6 は、下記の機能手段(プログラムモジュール)を有する。

【 0 1 1 3 】

C B 61 : 支払履歴要求情報送信手段

支払履歴要求情報送信手段 C B 61 は、前記対価支払履歴利用開始判別手段 C B 3e によって企業が前記金銭的対価の支払に関する制御を開始すると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記金銭的対価の支払履歴である支払履歴情報を要求する支払履歴要求情報を送信する。なお、実施例 1 の前記支払履歴要求情報は、「会員 I D」の情報を有する。

C B 62 : 支払履歴情報受信手段

支払履歴情報受信手段 C B 62 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V から、前記支払履歴要求情報に応じた支払履歴情報を受信する。なお、実施例 1 では、受信した前記支払履歴情報は、「会員 I D」の情報と、前記検索条件情報・前記広告情報と、前記検索条件情報に応じた検索結果情報・前記広告情報ごとに支払った金銭的対価の額が出金日によって日・週・月・年の単位で分類されて集計された文字情報とを有する。

【 0 1 1 4 】

図 2 0 は実施例 1 の対価支払履歴制御画像の説明図である。

C B 63 : 対価支払履歴制御画像表示手段

対価支払履歴制御画像表示手段 C B 63 は、前記支払履歴情報受信手段 C B 62 によって前記支払履歴情報を受信した場合に、図 2 0 に示す、前記金銭的対価の支払いや支払履歴を制御するための対価支払履歴制御画像 2 0 8 をディスプレイ H 2 に表示する。実施例 1 の前記対価支払履歴制御画像 2 0 8 は、前記検索結果情報・前記広告情報に応じた対価の額を入力するための対価入力部 2 0 8 a と、入力された対価を支払うための支払ボタン 2 0 8 b と、前記支払履歴情報を表示するため支払履歴情報表示部 2 0 8 c と、対価支払履歴制御画像 2 0 8 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 8 d とを有する。

【 0 1 1 5 】

C B 64 : 支払履歴情報表示手段

支払履歴情報表示手段 C B 64 は、前記支払履歴情報受信手段 C B 62 によって受信した前記支払履歴情報を前記支払履歴情報表示部 2 0 8 c に表示する。

10

20

30

40

50

C B 65：対価表示手段

対価表示手段 C B 65は、前記対価入力部 2 0 8 a に入力された金銭的対価の額を表示する。

C B 66：対価支払判別手段

対価支払判別手段 C B 66は、前記支払ボタン 2 0 8 b が選択された場合に、対価入力部 2 0 8 a の入力内容が前記対価の額として妥当であるか否かを判別する。具体的には、前記対価の額が入力されているか否か、入力された数値が予め設定された数値群の範囲内であるか否かを判別する。

【 0 1 1 6 】

C B 67：金銭的対価出金手段

金銭的対価出金手段 C B 67は、前記金銭的対価を、前記運用者用情報処理装置 S V に出金する。なお、実施例 1 では、前記企業識別情報の「口座番号」の情報等に基づいて、前記金銭的対価の額を実体口座に出金する技術として、インターネットバンキングシステムを利用する（特開 2 0 0 2 - 2 5 9 6 9 5 号公報、特表 2 0 0 8 - 5 3 3 6 2 5 号公報等参照）。

10

C B 68：対価支払情報送信手段

対価支払情報送信手段 C B 68は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記金銭的対価出金手段 C B 67によって前記金銭的対価が出金された場合に、検索結果情報・広告情報に応じて前記金銭的対価を支払ったことを示す対価支払情報を送信する。なお、実施例 1 の前記対価支払情報は、「会員 I D」の情報と、対価を支払った前記検索結果情報の検索条件情報と、前記対価の額の情報とを有する。

20

【 0 1 1 7 】

(退会・ユーザ削除制御プログラム A P 1 7)

また、前記退会・ユーザ削除制御プログラム A P 1 7 は、下記の機能手段（プログラムモジュール）を有する。

【 0 1 1 8 】

図 2 1 は実施例 1 の退会およびユーザ削除に関する画像の説明図であり、図 2 1 A は退会・ユーザ削除画像の説明図、図 2 1 B は退会完了画像の説明図、図 2 1 C はユーザ削除完了画像の説明図である。

C B 71：退会・ユーザ削除画像表示手段

退会・ユーザ削除画像表示手段 C B 71は、前記退会・ユーザ削除選択判別手段 C B 3f によって企業が退会したりユーザ（企業担当者）を削除したりすると判別された場合に、図 2 1 A に示す、退会・ユーザ削除画像 2 0 9 を表示する。実施例 1 の前記退会・ユーザ削除画像 2 0 9 は、退会手続を実行するための退会ボタン 2 0 9 a と、ログイン中のユーザのユーザ削除手続を実行するためのユーザ削除ボタン 2 0 9 b と、退会・ユーザ削除画像 2 0 9 による操作を終了するための終了ボタン 2 0 9 c とを有する。

30

【 0 1 1 9 】

C B 72：退会情報送信手段

退会情報送信手段 C B 72は、前記退会ボタン 2 0 9 a が選択された場合に、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記企業が退会手続を実行したことを示す退会情報を送信する。なお、実施例 1 の前記退会情報は、「会員 I D」の情報を有する。

40

C B 73：退会完了画像表示手段

退会完了画像表示手段 C B 73は、前記退会ボタン 2 0 9 a が選択された場合に、図 2 1 B に示す、退会手続が完了した旨が記載された退会完了画像 2 1 0 を表示する。実施例 1 の前記退会完了画像 2 1 0 は、退会完了画像 2 1 0 による操作を終了するための終了ボタン 2 1 0 a を有する。

【 0 1 2 0 】

C B 74：ユーザ削除情報送信手段

ユーザ削除情報送信手段 C B 74は、前記ユーザ削除ボタン 2 0 9 b が選択された場合に

50

、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記運用者用情報処理装置 S V に対して、前記企業がユーザ削除手続を実行したことを示すユーザ削除情報を送信する。なお、実施例 1 の前記退会情報は、「ユーザ I D」の情報を有する。

C B 75 : ユーザ削除完了画像表示手段

ユーザ削除完了画像表示手段 C B 75 は、前記ユーザ削除ボタン 2 0 9 b が選択された場合に、図 2 1 C に示す、ユーザが削除された旨が記載されたユーザ削除完了画像 2 1 1 を表示する。実施例 1 の前記ユーザ削除完了画像 2 1 1 は、ユーザ削除完了画像 2 1 1 による操作を終了するための終了ボタン 2 1 1 a を有する。

【 0 1 2 1】

(運用者用情報処理装置 S V の各装置 S V 1 ~ S V 7 の制御部の説明)

前記運用者用情報処理装置 S V の各装置 S V 1 ~ S V 7 のコンピュータ本体の制御部には、前記オペレーティングシステム O S や、アプリケーションプログラムとしての個人関連情報取引管理プログラム A P 2 1、運用者用制御プログラム A P 2 2、その他の図示しないソフトウェアが記憶されている。

【 0 1 2 2】

(個人関連情報取引管理プログラム A P 2 1)

前記個人関連情報取引管理プログラム A P 2 1 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 1 2 3】

C S 1 : 個人識別情報受信手段

個人識別情報受信手段 C S 1 は、前記個人識別情報送信手段 C A 24 によって送信された前記個人識別情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が前記個人識別情報を受信する。

C S 2 : 個人識別情報記憶手段

個人識別情報記憶手段 C S 2 は、受信した前記個人識別情報を記憶する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が受信した前記個人識別情報を記憶すると共に、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記個人会員管理装置 S V 1 から転送された前記個人識別情報を記憶する。

【 0 1 2 4】

C S 3 : 企業識別情報受信手段

企業識別情報受信手段 C S 3 は、前記企業識別情報送信手段 C B 14 によって送信された前記企業識別情報を受信する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が前記企業識別情報を受信する。

C S 4 : 階級情報設定手段

階級情報設定手段 C S 4 は、受信した前記企業識別情報に基づいて、前記企業の階級情報を設定する。実施例 1 の前記階級情報演算手段 C S 4 は、具体的には、前記企業識別情報について、『「上場 (市場・区分)」の情報が「東証 1 部」である』と『「認証 (取得・区分)」の情報が「プライバシーマーク (P マーク)」が含まれている』との 2 つの条件を両方満たす場合には「 A クラスの企業」に設定し、前記各条件をいずれか一方だけ満たす場合には「 B クラスの企業」に設定し、前記各条件を両方満たさない場合には「 C クラスの企業」に設定する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が前記階級情報を設定する。

C S 5 : 企業識別情報記憶手段

企業識別情報記憶手段 C S 5 は、前記階級情報設定手段 C S 4 によって設定された前記階級情報を記憶する階級情報記憶手段 C S 5a を有し、受信した前記企業識別情報を記憶する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が受信した前記企業識別情報を記憶する。

【 0 1 2 5】

C S 6 : 購買履歴情報受信手段

購買履歴情報受信手段 C S 6 は、前記購買履歴情報送信手段 C A 33 によって送信された

10

20

30

40

50

前記購買履歴情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記購買履歴情報を受信する。

C S 7 : 購買履歴情報記憶手段

購買履歴情報記憶手段 C S 7 は、受信した前記購買履歴情報を、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記個人識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記購買履歴情報が記憶されることにより、前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が受信した前記購買履歴情報を前記個人関連情報として記憶する。

【 0 1 2 6 】

C S 8 : 行動履歴情報受信手段

行動履歴情報受信手段 C S 8 は、前記行動履歴情報送信手段 C A 36 によって送信された前記行動履歴情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記行動履歴情報を受信する。

C S 9 : 行動履歴情報記憶手段

行動履歴情報記憶手段 C S 9 は、受信した前記行動履歴情報を、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記個人識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記行動履歴情報が記憶されることにより、前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が受信した前記行動履歴情報を前記個人関連情報として記憶する。

【 0 1 2 7 】

C S 10 : 提供範囲情報受信手段

提供範囲情報受信手段 C S 10 は、前記提供範囲情報送信手段 C A 76 によって送信された前記提供範囲情報を受信する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記提供範囲情報を受信する。

C S 11 : 提供範囲情報記憶手段

提供範囲情報記憶手段 C S 11 は、受信した前記提供範囲情報を、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記個人識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記提供範囲情報が記憶されることにより、前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が受信した前記提供範囲情報を記憶する。

【 0 1 2 8 】

C S 12 : 広告情報受信手段

広告情報受信手段 C S 12 は、前記広告情報送信手段 C B 44 によって送信された前記広告情報を受信する。

実施例 1 では、前記ターゲティング広告管理装置 S V 6 が前記広告情報を受信する。

C S 13 : 広告情報記憶手段

広告情報記憶手段 C S 13 は、受信した前記広告情報を、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記企業識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記広告情報が記憶されることにより、前記企業識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記ターゲティング広告管理装置 S V 6 が受信した前記広告情報を記憶する。

【 0 1 2 9 】

C S 14 : 要望範囲情報受信手段

要望範囲情報受信手段 C S 14 は、前記要望範囲情報送信手段 C B 56 によって送信された前記要望範囲情報を受信する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記要望範囲情報を受信する。

C S 15 : 要望範囲情報記憶手段

10

20

30

40

50

要望範囲情報記憶手段 C S 15 は、受信した前記要望範囲情報を、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記企業識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記要望範囲情報が記憶されることにより、前記企業識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が受信した前記要望範囲情報を記憶する。

【 0 1 3 0 】

C S 16 : ログイン情報受信手段

ログイン情報受信手段 C S 16 は、前記ログイン情報送信手段 C A 4c , C B 4c によって送信された前記ログイン情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が個人用のログイン情報を受信すると共に、前記企業会員管理装置 S V 4 が企業用のログイン情報を受信する。

C S 17 : ログイン可能判別手段

ログイン可能判別手段 C S 17 は、受信した前記ログイン情報でログイン可能であるか否かを判別する。

【 0 1 3 1 】

具体的には、受信した個人用のログイン情報については、ログイン情報の「会員 I D」および「パスワード」が、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報の「会員 I D」および「パスワード」の情報と一致するものがあるか否かを判別することにより、ログイン可能であるか否かを判別する。また、受信した企業用のログイン情報については、ログイン情報の「会員 I D」、「ユーザ I D」および「パスワード」が、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報の「会員 I D」、「ユーザ I D」および「パスワード」の情報と一致するものがあるか否かを判別することにより、ログイン可能であるか否かを判別する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 において個人がログイン可能か否かを判別すると共に、前記企業会員管理装置 S V 4 において企業のユーザがログイン可能か否かを判別する。

【 0 1 3 2 】

C S 18 : ログイン可能情報送信手段

ログイン可能情報送信手段 C S 18 は、ログイン可能判別手段 C S 17 によってログイン可能であると判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記各装置 C L a , C L b に対して、前記ログイン可能情報を送信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が個人用のログイン可能情報を送信すると共に、前記企業会員管理装置 S V 4 が企業用のログイン可能情報を送信する。

C S 19 : ログイン失敗情報送信手段

ログイン失敗情報送信手段 C S 19 は、ログイン可能判別手段 C S 17 によってログインに失敗したと判別された場合に、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記各装置 C L a , C L b に対して、前記ログイン失敗情報を送信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が個人用のログイン失敗情報を送信すると共に、前記企業会員管理装置 S V 4 が企業用のログイン失敗情報を送信する。

【 0 1 3 3 】

C S 20 : 個人識別要求情報受信手段

個人識別要求情報受信手段 C S 20 は、前記個人識別要求情報送信手段 C A 25 によって送信された前記個人識別要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が前記個人識別要求情報を受信する。

C S 21 : 個人識別情報送信手段

個人識別情報送信手段 C S 21 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、受信した前記個人識別要求情報に応じた前記個人識別情報を送信する。具体的には、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報のうち、前記個人識別要求情報の「会員 I D」の情報と一致する個人識別情報を送信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が前記個人識別情報を送信する。

10

20

30

40

50

【 0 1 3 4 】

C S 22 : 企業識別要求情報受信手段

企業識別要求情報受信手段 C S 22 は、前記企業識別要求情報送信手段 C B 15 によって送信された前記企業識別要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が前記企業識別要求情報を受信する。

C S 23 : 企業識別情報送信手段

企業識別情報送信手段 C S 23 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記企業用情報処理装置 C L b に対して、受信した前記企業識別要求情報に応じた前記企業識別情報を送信する。具体的には、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報のうち、前記企業識別要求情報の「会員 I D」の情報と一致する企業識別情報を送信する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が前記企業識別情報を送信する。

10

【 0 1 3 5 】

C S 24 : 提供範囲要求情報受信手段

提供範囲要求情報受信手段 C S 24 は、前記提供範囲要求情報送信手段 C A 71 によって送信された前記提供範囲要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記提供範囲要求情報を受信する。

C S 25 : 提供範囲情報送信手段

提供範囲情報送信手段 C S 25 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、受信した前記提供範囲要求情報に応じた前記提供範囲情報を送信する。具体的には、前記提供範囲情報記憶手段 C S 11 に記憶された前記提供範囲情報のうち、前記提供範囲要求情報の「会員 I D」の情報と一致する提供範囲情報を送信する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記提供範囲情報を送信する。

20

【 0 1 3 6 】

C S 26 : 家計簿要求情報受信手段

家計簿要求情報受信手段 C S 26 は、前記家計簿要求情報送信手段 C A 41 によって送信された前記家計簿要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記家計簿要求情報を受信する。

C S 27 : 家計簿情報生成手段

家計簿情報生成手段 C S 27 は、前記家計簿要求情報受信手段 C S 26 によって前記家計簿要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記購買履歴情報とに基づいて、前記家計簿情報を生成する。具体的には、まず、前記家計簿要求情報の「会員 I D」の情報と一致する前記購買履歴情報を抽出する。そして、抽出された前記購買履歴情報について、購入した商品・サービスごとの「決済 I D」、「J A N コード」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」の各情報を、「決済日」によって日・週・月・年の単位で分類し、且つ、「J A N コード」によって商品・サービスの種類ごとに分類して集計した文字情報（テキストデータ）を生成する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記家計簿情報を生成する。

30

【 0 1 3 7 】

C S 28 : 家計簿情報送信手段

家計簿情報送信手段 C S 28 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、前記家計簿情報生成手段 C S 27 によって生成された前記家計簿情報を送信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記家計簿情報を送信する。

40

C S 29 : 家計簿情報受信手段

家計簿情報受信手段 C S 29 は、前記家計簿情報送信手段 C A 46 によって送信された前記家計簿情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記家計簿情報を受信する。

【 0 1 3 8 】

C S 30 : 購買履歴情報抽出手段

購買履歴情報抽出手段 C S 30 は、前記家計簿情報受信手段 C S 29 によって前記家計簿情

50

報を受信した場合に、受信した前記家計簿情報から前記購買履歴情報を抽出する。具体的には、更新・追加された前記家計簿情報から「会員ID」の情報と、購入した商品・サービスごとの「決済ID」、「JAN (Japanese Article Number) コード」、「決済日」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」の各情報とを抽出する。なお、抽出された購買履歴情報は、前記購買履歴情報記憶手段CS7によって前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記購買履歴情報を抽出して記憶する。

【0139】

CS31：健康管理要求情報受信手段

健康管理要求情報受信手段CS31は、前記健康管理要求情報送信手段CA51によって送信された前記健康管理要求情報を受信する。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記健康管理要求情報を受信する。

CS32：健康管理情報生成手段

健康管理情報生成手段CS32は、消費カロリー演算手段CS32aを有し、前記健康管理要求情報受信手段CS31によって前記健康管理要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記健康管理情報を生成する。具体的には、まず、前記健康管理要求情報の「会員ID」の情報と一致する前記行動履歴情報を抽出する。そして、抽出された前記行動履歴情報について、前記移動時間情報ごとの前記地図情報(省略可能)および前記個人の消費カロリー情報を、日単位で分類して集計した情報を生成する。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記健康管理情報を生成する。

【0140】

CS32a：消費カロリー演算手段

消費カロリー演算手段CS32aは、前記行動履歴情報のうちの前記移動距離情報の移動距離と前記移動距離情報および前記移動時間情報に基づく移動速度との積算値に応じた前記個人の消費カロリー情報を演算する。具体的には、前記移動距離情報の値(移動距離)を x [m]とし、前記移動時間情報の値(移動時間)を t [sec]とし、前記移動速度を v [m/sec]とし($v = x / t$)、予め設定された定数を C とし、消費カロリーの値を C [Kcal]とした場合に、以下の式(1)によって消費カロリーを前記する。

$$C = v \times x = x^2 / t \quad \dots \text{式(1)}$$

【0141】

CS33：健康管理情報送信手段

健康管理情報送信手段CS33は、各情報通信回線N1～N3を介して、前記個人用情報処理装置CLaに対して、前記健康管理情報生成手段CS32によって生成された前記健康管理情報を送信する。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記健康管理情報を送信する。

CS34：健康管理情報受信手段

健康管理情報受信手段CS34は、前記健康管理情報送信手段CA56によって送信された前記健康管理情報を受信する。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記健康管理情報を受信する。

【0142】

CS35：日記要求情報受信手段

日記要求情報受信手段CS35は、前記日記要求情報送信手段CA61によって送信された前記日記要求情報を受信する。

実施例1では、前記個人関連情報記憶装置SV2が前記日記要求情報を受信する。

CS36：日記情報生成手段

日記情報生成手段CS36は、前記日記要求情報受信手段CS35によって前記日記要求情報を受信した場合に、前記個人識別情報と前記行動履歴情報とに基づいて、前記日記情報を生成する。具体的には、まず、前記日記要求情報の「会員ID」の情報と一致する前記

10

20

30

40

50

行動履歴情報を抽出する。そして、抽出された前記行動履歴情報について、前記画像情報ごとに前記時刻情報と前記地図情報（省略可能）と前記本文情報（省略可能）とを日単位で分類して集計した情報を生成する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記日記情報を生成する。

【 0 1 4 3 】

C S 37：日記情報送信手段

日記情報送信手段 C S 37 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、前記日記情報生成手段 C S 36 によって生成された前記日記情報を送信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記日記情報を送信する。

10

C S 38：日記情報受信手段

日記情報受信手段 C S 38 は、前記日記情報送信手段 C A 66 によって送信された前記日記情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記日記情報を受信する。

【 0 1 4 4 】

C S 39：行動履歴情報抽出手段

行動履歴情報抽出手段 C S 39 は、前記各受信手段 C S 34 , C S 38 によって前記各情報を受信した場合に、受信した前記各情報から前記行動履歴情報を抽出する。具体的には、更新・追加された前記健康管理情報については、「会員 I D」の情報と、前記移動時間情報と、前記地図情報とを抽出し、前記消費カロリー情報の値 C から、前記移動距離情報の値 x を以下の式 (2) によって演算して抽出する。

20

$$x = (C t / \quad) ^ { 1 / 2 } \quad \dots \text{式 (2)}$$

また、更新・追加された前記日記情報については、前記画像情報ごとに前記時刻情報と前記地図情報と前記本文情報とを抽出する。なお、抽出された行動履歴情報は、前記行動履歴情報記憶手段 C S 9 によって前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 が前記行動履歴情報を抽出して記憶する。

【 0 1 4 5 】

C S 40：検索条件情報受信手段

検索条件情報受信手段（利用要求情報受信手段）C S 40 は、前記検索条件情報送信手段 C B 27 によって送信された前記検索条件情報を受信する。

30

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記検索条件情報を受信する。

C S 41：検索結果情報生成手段

検索結果情報生成手段（利用情報生成手段）C S 41 は、前記検索条件情報受信手段 C S 40 によって前記検索条件情報を受信した場合に、前記個人関連情報と前記提供範囲情報と前記企業識別情報と前記要望範囲情報とに基づいて、前記検索結果情報を生成する。

【 0 1 4 6 】

具体的には、まず、前記検索条件情報の「会員 I D」の情報と一致する前記要望範囲情報を抽出する。次に、抽出された前記要望範囲情報と受信した前記検索条件情報とを照合して、検索対象となる前記個人関連情報を利用する目的・期間・種類を特定する。次に、前記提供範囲情報記憶手段 C S 11 に記憶された前記提供範囲情報と、前記階級情報記憶手段 C S 5a に記憶された前記階級情報と、特定された目的・期間・種類とを照合して、提供可能な前記個人関連情報を特定する。そして、前記各記憶手段 C S 2 , C S 7 , C S 9 から提供可能な前記個人関連情報の各情報を抽出し、前記検索条件情報の検索クエリに応じた前記検索結果情報を生成する。

40

なお、検索クエリに応じて文字情報や表やグラフ等の画像情報を生成する技術については、例えば、特開 2 0 0 3 - 0 9 9 4 4 1 号公報等に記載されており、公知であるため、詳細な説明を省略する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が提供可能な（アクセス可能な）前記個人関連情報を特定すると共に、前記個人関連情報記憶装置 S V 2 から提供可能な前記個人関

50

連情報を取得して前記検索結果情報を生成する。

【0147】

C S 42：検索結果情報記憶手段

検索結果情報生成手段（利用情報記憶手段）C S 42は、生成された前記検索結果情報の検索条件情報を記憶する検索条件情報記憶手段（利用要求情報記憶手段）C S 42aを有し、前記検索条件情報と、前記検索条件情報から生成された前記検索結果情報とを記憶する。

実施例1では、前記アクセス制御装置S V 3が前記検索条件情報と前記検索結果情報とを記憶すると共に、前記個人関連情報記憶装置S V 2が前記アクセス制御装置S V 3から転送された前記検索条件情報と前記検索結果情報とを記憶する。

10

C S 43：検索結果情報送信手段

検索結果情報送信手段（利用情報送信手段）C S 43は、各情報通信回線N 1，N 2を介して、前記企業用情報処理装置C L bに対して、前記検索結果情報生成手段C S 41によって生成された前記検索結果情報を送信する。

実施例1では、前記アクセス制御装置S V 3が前記検索結果情報を送信する。

【0148】

C S 44：検索結果履歴要求情報受信手段

検索結果履歴要求情報受信手段C S 44は、前記検索結果履歴要求情報送信手段C B 21によって送信された前記検索結果履歴要求情報を受信する。

実施例1では、前記アクセス制御装置S V 3が前記検索結果履歴要求情報を受信する。

20

C S 45：検索結果履歴情報生成手段

検索結果履歴情報生成手段C S 45は、前記検索条件情報受信手段C S 40によって前記検索条件情報を受信した場合に、前記検索結果情報生成手段C S 42に記憶された前記検索条件情報と前記検索結果情報とに基づいて、前記検索結果履歴情報を生成する。具体的には、前記検索結果履歴要求情報の「会員ID」の情報と一致する前記検索結果情報を抽出し、抽出された前記検索結果情報を集計した情報を生成する。

実施例1では、前記アクセス制御装置S V 3が前記検索結果履歴情報を生成する。

【0149】

C S 46：検索結果履歴情報送信手段

検索結果履歴情報送信手段C S 46は、各情報通信回線N 1，N 2を介して、前記企業用情報処理装置C L bに対して、前記検索結果情報生成手段C S 41によって生成された前記検索結果情報を送信する。

実施例1では、前記アクセス制御装置S V 3が前記検索結果履歴情報を送信する。

30

C S 47：配信依頼情報受信手段

配信依頼情報受信手段C S 47は、前記配信依頼情報送信手段C B 45によって送信された前記配信依頼情報を受信する。

実施例1では、前記ターゲティング広告管理装置S V 6が前記配信依頼情報を受信すると共に、前記メール配信装置S V 7が前記ターゲティング広告管理装置S V 6から転送された前記配信依頼情報を受信する。

【0150】

40

C S 48：ターゲティング広告生成手段

ターゲティング広告生成手段（個人関連広告情報生成手段）C S 48は、前記配信依頼情報を受信した場合に、前記個人関連情報と前記広告情報とに基づいて、前記ターゲティング広告を生成する。具体的には、まず、前記配信依頼情報と同時に受信した前記広告情報の提供条件情報と、前記提供範囲情報記憶手段C S 11に記憶された前記提供範囲情報と、前記階級情報記憶手段C S 5aに記憶された前記階級情報とを照合して、電子メールとしてのターゲティング広告を提供可能な前記個人を特定する。そして、前記広告情報の本文情報と、前記個人識別記憶手段C S 2から提供可能な前記個人識別情報の「メールアドレス」の情報とを有する前記検索結果情報を生成する。

実施例1では、前記ターゲティング広告管理装置S V 6が前記各装置S V 3，S V 4か

50

ら取得した前記提供範囲情報および前記階級情報からターゲティング広告を提供可能な個人を特定すると共に、受信した前記広告情報と前記個人会員管理装置 S V 1 から取得した前記個人識別情報とから特定した個人に対する前記ターゲティング広告を生成する。

【 0 1 5 1 】

C S 49：ターゲティング広告記憶手段

ターゲティング広告記憶手段（個人関連広告情報記憶手段）C S 49は、生成された前記検索結果情報とを記憶する。

実施例 1 では、前記ターゲティング広告管理装置 S V 6 が前記ターゲティング広告を記憶する。

C S 50：ターゲティング広告送信手段

ターゲティング広告送信手段（個人関連広告情報送信手段）C S 50は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、前記ターゲティング広告生成手段 C S 48 によって生成された前記ターゲティング広告を送信する。

実施例 1 では、前記メール配信装置 S V 7 が前記ターゲティング広告管理装置 S V 6 から取得した電子メールとしての前記ターゲティング広告を送信する。

【 0 1 5 2 】

C S 51：金銭的対価入金手段

金銭的対価入金手段 C S 51 には、前記金銭的対価出金手段 C B 67 により出金された前記金銭的対価が入金される（特開 2 0 0 2 - 2 5 9 6 9 5 号公報、特表 2 0 0 8 - 5 3 3 6 2 5 号公報等参照）。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記金銭的対価入金手段 C S 51 を有する。

C S 52：対価支払情報受信手段

対価支払情報受信手段 C S 52 は、前記対価支払情報送信手段 C B 68 によって送信された前記対価支払情報を受信する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記対価支払情報を受信する。

C S 53：対価支払情報記憶手段

対価支払情報記憶手段 C S 53 は、受信した前記対価支払情報を、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記企業識別情報の「会員 I D」の情報を含む前記対価支払情報が記憶されることにより、前記企業識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が受信した前記対価支払情報を記憶する。

【 0 1 5 3 】

C S 54：支払履歴要求情報受信手段

支払履歴要求情報受信手段 C S 54 は、前記支払履歴要求情報送信手段 C B 61 によって送信された前記支払履歴要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記支払履歴要求情報を受信する。

C S 55：支払履歴情報生成手段

支払履歴情報生成手段 C S 55 は、前記支払履歴要求情報受信手段 C S 54 によって前記支払履歴要求情報を受信した場合に、前記対価支払情報記憶手段 C S 53 に記憶された前記対価支払情報に基づいて、前記支払履歴情報を生成する。具体的には、前記支払履歴要求情報の「会員 I D」の情報と一致する前記対価支払情報を抽出し、抽出された前記対価支払情報を集計した情報を生成する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記支払履歴情報を生成する。

C S 56：支払履歴情報送信手段

支払履歴情報送信手段 C S 56 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記企業用情報処理装置 C L b に対して、前記支払履歴情報生成手段 C S 55 によって生成された前記支払履歴情報を送信する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記支払履歴情報を送信する。

【 0 1 5 4 】

C S 57：配当演算手段

配当演算手段 C S 57 は、入金された前記金銭的対価のうちの前記個人に割り当てられた配当を演算する。実施例 1 の前記配当演算手段 C S 57 は、(1) 生成された前記検索結果情報が前記個人関連情報の各情報に基づく統計情報である場合、(2) 生成された前記検索結果情報が前記個人関連情報の各情報そのものである場合に、前記検索結果情報の情報量としての検索結果情報量(利用情報量)に対して、前記個人関連情報および前記提供範囲情報に基づく前記個人が提供した情報量としての提供情報量が占める割合に基づいて、前記配当を演算する。

【0155】

具体的には、まず、入金された前記金銭的対価の額から、運用者側の予め設定された手数料を引いておく。また、前記提供情報量を、各個人が提供した個人関連情報の種類(「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「メールアドレス」、「決済ID」、「JANコード」、「決済日」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」、歩数情報、移動距離情報、移動時間情報、画像情報、時刻情報、地図情報等)について、提供した数とする。例えば、ある個人が購入した10商品について、「決済ID」、「JANコード」、「決済日」、「商品名」、「数量」、「単価」、「合計」、「決済方法」、「店舗情報」の9種類の各情報を提供した場合、前記提供情報量は90となる(10×9=90)。また、前記検索結果情報量は、各個人の前記提供情報量の合計値となる。例えば、提供対象となる10000人の個人(提供者)の提供情報量の平均値が50であった場合、前記検索結果情報量は500000となる(10000×50=500000)。

10

20

【0156】

次に、各個人の提供情報量に基づいて、標準偏差と平均値とを演算する。ここで、演算された前記標準偏差を σ とし、前記平均値を μ とする。次に、標準偏差 σ および平均値 μ に基づく正規分布のグラフにおける各区間(「 $\mu - 2\sigma$ までの区間」、「 $\mu - 2\sigma$ から $\mu - \sigma$ までの区間」、「 $\mu - \sigma$ から $\mu \pm 0$ までの区間」、「 $\mu \pm 0$ から $\mu + \sigma$ までの区間」、「 $\mu + \sigma$ から $\mu + 2\sigma$ までの区間」、「 $\mu + 2\sigma$ からの区間」)の面積の割合に応じて、各区間における金銭的対価の額(手数料が引かれた金銭的対価の区間ごとの分配額)が設定される。次に、各区間における金銭的対価の額を各区間以上に含まれる個人の該当人数で除算した額を各区間の配当金とする。そして、各個人には提供情報量に応じた区間以下の配当金を累積的に加算した額が配当として分配される。

30

【0157】

図22は実施例1の配当の演算方法による配当の額の一例を示す説明図であり、提供情報量が異なる10000人の個人が存在し且つ手数料が引かれた金銭的対価の額が100万円であった場合に、各個人の提供情報量に応じた配当の額を示す説明図である。

ここで、図22に示すように、提供情報量が異なる10000人の個人が存在し且つ金銭的対価の額が100万円であった場合について考える。この場合、各区間の全体に対する面積の割合が、「 $\mu - 2\sigma$ までの区間」、「 $\mu - 2\sigma$ から $\mu - \sigma$ までの区間」、「 $\mu - \sigma$ から $\mu \pm 0$ までの区間」、「 $\mu \pm 0$ から $\mu + \sigma$ までの区間」、「 $\mu + \sigma$ から $\mu + 2\sigma$ までの区間」、「 $\mu + 2\sigma$ からの区間」の順に、約2.28[%]、約13.59[%]、約34.13[%]、約34.13[%]、約13.59[%]、約2.28[%]となる。また、各区間における金銭的対価の額については、約22,800[円]、約135,900[円]、約341,300[円]、約341,300[円]、約135,900[円]、約22,800[円]となる。また、各区間以上に含まれる個人の該当人数は、10000[人]、約9772[人](10000-2280=9772[人])、約8413[人](9772-1359=8413[人])、約5000[人](8413-3413=5000[人])、約1587[人](5000-3413=1587[人])、約228[人](1587-1359=228[人])となる。

40

【0158】

よって、各区間の配当金については、約2.28[円](22800/10000=2.28[円])、約13.90[円](135900/9772=13.90[円])、

50

約 40.56 [円] (341300 / 8413 = 40.56 [円]) , 約 68.26 [円] (341300 / 5000 = 68.26 [円]) , 約 85.63 [円] (135900 / 1587 = 85.63 [円]) , 約 100 [円] (22800 / 228 = 100 [円]) となる。

この結果、提供情報量に応じた区間が、「 $\mu - 2$ までの区間」であれば約 2.28 [円]、「 $\mu - 2$ から $\mu - 1$ までの区間」であれば約 16.18 [円] (2.28 + 13.90 = 16.18 [円])、「 $\mu - 1$ から $\mu \pm 0$ までの区間」であれば約 56.75 [円] (16.18 + 40.56 = 56.75 [円])、「 $\mu \pm 0$ から $\mu + 1$ までの区間」であれば約 125.01 [円] (56.75 + 68.26 = 125.01 [円])、「 $\mu + 1$ から $\mu + 2$ までの区間」であれば約 210.64 [円] (125.01 + 85.63 = 210.64 [円])、「 $\mu + 2$ からの区間」であれば約 310.64 [円] (210.64 + 100 = 310.64 [円]) の配当が各個人に分配される。例えば、 $\mu = 500$, $\sigma = 100$ が成立する場合に、ある個人が提供した提供情報量が 750 であれば、「 $\mu + 2$ からの区間」に含まれるため (500 + 2 × 100 = 700 , 700 < 750) 、約 310.64 [円] の配当が得られることになる。

【 0 1 5 9 】

C S 58 : 配当出金手段

配当出金手段 C S 58 は、前記配当演算手段 C S 57 によって演算された前記配当を、前記個人用情報処理装置 C L a に出金する (特開 2002 - 259695 号公報、特表 2008 - 533625 号公報等参照)。

C S 59 : 配当支払情報記憶手段

配当支払情報記憶手段 C S 59 は、前記配当が支払われたことを示す配当支払情報を、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報に対応付けて記憶する。具体的には、前記個人識別情報の「会員 ID」の情報を含む前記対価支払情報が記憶されることにより、前記個人識別情報に対応付けて記憶される。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が受信した前記配当支払情報を記憶する。

【 0 1 6 0 】

C S 60 : 手数料入金情報記憶手段

手数料入金情報記憶手段 C S 60 は、前記手数料が入金された情報である手数料入金情報を記憶する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記手数料入金情報を記憶する。

C S 61 : 配当履歴要求情報受信手段

配当履歴要求情報受信手段 C S 61 は、前記配当履歴要求情報送信手段 C A 82 によって送信された前記支払履歴要求情報を受信する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記配当履歴要求情報を受信する。

【 0 1 6 1 】

C S 62 : 配当履歴情報生成手段

配当履歴情報生成手段 C S 62 は、前記配当履歴要求情報受信手段 C S 61 によって前記配当履歴要求情報を受信した場合に、前記配当支払情報記憶手段 C S 59 に記憶された前記配当支払情報に基づいて、前記配当履歴情報を生成する。具体的には、前記配当履歴要求情報の「会員 ID」の情報と一致する前記配当支払情報を抽出し、抽出された前記対価支払情報を、前記配当の額を入金日によって日・週・月・年の単位で分類して集計した情報を生成する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記配当履歴情報を生成する。

C S 63 : 配当履歴情報送信手段

配当履歴情報送信手段 C S 63 は、各情報通信回線 N 1 ~ N 3 を介して、前記個人用情報処理装置 C L a に対して、前記配当履歴情報生成手段 C S 62 によって生成された前記配当履歴情報を送信する。

実施例 1 では、前記配当管理装置 S V 5 が前記配当履歴情報を送信する。

【 0 1 6 2 】

10

20

30

40

50

C S 64 : 退会情報受信手段

退会情報受信手段 C S 64 は、前記退会情報送信手段 C A 91 , C B 72 によって送信された前記退会情報を受信する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が個人用の退会情報を受信すると共に、前記企業会員管理装置 S V 4 が企業用の退会情報を受信する。

C S 65 : ユーザ削除情報受信手段

ユーザ削除情報受信手段 C S 65 は、前記ユーザ削除情報送信手段 C B 74 によって送信された前記ユーザ削除情報を受信する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が前記ユーザ削除情報を受信する。

【 0 1 6 3 】

C S 66 : 個人識別情報削除手段

個人識別情報削除手段 C S 66 は、前記退会情報受信手段 C S 64 によって個人用の退会情報を受信した場合に、個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された前記個人識別情報を削除する。また、実施例 1 の前記個人識別情報削除手段 C S 66 は、削除される個人識別情報に対応付けて前記各記憶手段 C S 7 , C S 9 , C S 11 , C S 59 に記憶された前記各情報についても削除する。具体的には、前記退会情報の「会員 I D」の情報と一致する各情報を削除する。

実施例 1 では、前記個人会員管理装置 S V 1 が個人識別情報を削除すると共に、前記各装置 S V 2 , S V 3 , S V 5 が前記個人会員管理装置 S V 1 から転送された前記退会情報に基づいて各情報を削除する。

【 0 1 6 4 】

C S 67 : 企業識別情報削除手段

企業識別情報削除手段 C S 67 は、ユーザ削除手段 C S 67a を有し、前記退会情報受信手段 C S 64 によって企業用の退会情報を受信した場合に、企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報を削除する。また、実施例 1 の前記企業識別情報削除手段 C S 67 は、削除される企業識別情報に対応付けて前記各記憶手段 C S 13 , C S 15 , C S 42 , C S 49 , C S 53 に記憶された前記各情報についても削除する。具体的には、前記退会情報の「会員 I D」の情報と一致する各情報を削除する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が企業識別情報を削除すると共に、前記各装置 S V 3 , S V 5 , S V 6 が前記企業会員管理装置 S V 4 から転送された前記退会情報に基づいて各情報を削除する。

C S 67a : ユーザ削除手段

ユーザ削除手段 C S 67a は、前記ユーザ削除情報受信手段 C S 65 によってユーザ削除情報を受信した場合に、企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された前記企業識別情報のうちの「ユーザ I D」の情報と、「ユーザ I D」に応じた「パスワード」の情報を削除する。

実施例 1 では、前記企業会員管理装置 S V 4 が「ユーザ I D」および「パスワード」の各情報を削除する。

【 0 1 6 5 】

C S 68 : 生成可能判別手段

生成可能判別手段 C S 68 は、前記提供範囲情報と前記要望範囲情報とに基づいて、前記検索結果情報が生成可能であるか否かを判別する。実施例 1 の前記生成可能判別手段 C S 68 は、前記提供範囲情報と前記要望範囲情報との重複範囲が予め設定された閾値を超えた場合に、前記検索結果情報が生成可能であると判別する。実施例 1 では、前記閾値が 1 0 0 [%] に予め設定されており、前記階級情報記憶手段 C S 5a に記憶された前記階級情報と、前記提供範囲情報記憶手段 C S 11 に記憶された前記提供範囲情報と、前記要望範囲情報記憶手段 C S 15 に記憶された前記要望範囲情報とを照合して、前記要望範囲情報が要望する目的・期間・種類で前記個人関連情報を提供可能な個人（提供者）を特定する。すなわち、前記要望範囲情報と前記提供範囲情報とが完全一致する個人（提供者）を特定する。そして、特定された個人が複数存在する場合に、前記検索結果情報が生成可能であると判別する。

10

20

30

40

50

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記検索結果情報が生成可能であるか否かを判別する。

C S 69 : 告知情報送信手段

告知情報送信手段 C S 69 は、各情報通信回線 N 1 , N 2 を介して、前記企業用情報処理装置 C L b に対して、前記告知情報を送信する。

実施例 1 では、前記アクセス制御装置 S V 3 が前記告知情報を送信する。

【 0 1 6 6 】

(運用者用制御プログラム A P 2 2)

また、前記運用者用制御プログラム A P 2 2 は、下記の機能手段 (プログラムモジュール) を有する。

【 0 1 6 7 】

図 2 3 は実施例 1 の運用者用のメイン画像の説明図である。

C S 101 : メイン画像表示手段

メイン画像表示手段 C S 101 は、図 2 3 に示す、運用者用のメイン画像 3 0 1 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記メイン画像 3 0 1 は、個人の会員情報を一覧表示するための個人会員情報一覧ボタン 3 0 1 a と、企業の会員情報を一覧表示するための企業会員情報一覧ボタン 3 0 1 b と、前記個人関連情報の利用状況を表示するための情報利用状況ボタン 3 0 1 c とを有する。

【 0 1 6 8 】

C S 102 : 運用状況確認開始判別手段

運用状況確認開始判別手段 C S 102 は、前記個人会員情報一覧ボタン 3 0 1 a が選択されたか否かを判別する個人会員情報確認開始判別手段 C S 102a と、前記企業会員情報一覧ボタン 3 0 1 b が選択されたか否かを判別する企業会員情報確認開始判別手段 C S 102b と、前記情報利用状況ボタン 3 0 1 c が選択されたか否かを判別する情報利用状況確認開始判別手段 C S 102c とを有し、各ボタン 3 0 1 a ~ 3 0 1 c が選択されたか否かを判別することにより、前記運用者が運用状況確認を開始するか否かを判別する。

C S 103 : ログイン制御手段

ログイン制御手段 C S 103 は、ログインフラグ F L 3 と、ログイン画像表示手段 C S 103 a と、ログイン情報表示手段 C S 103 b と、ログイン判別手段 C S 103 c と、ログイン失敗画像表示手段 C S 103 d とを有し、前記個人関連情報取引管理システム S に対して前記運用者として識別させるためのログインを制御する。

【 0 1 6 9 】

図 2 4 は実施例 1 の運用者用のログイン画像およびログイン失敗画像の説明図であり、図 2 4 A はログイン画像の説明図、図 2 4 B はログイン失敗画像の説明図である。

C S 103a : ログイン画像表示手段

ログイン画像表示手段 C S 103a は、前記運用状況確認開始判別手段 C S 102 によって前記運用者が運用状況確認を開始すると判別した場合、且つ、ログインフラグ F L 3 が「 0 」である場合に、図 2 4 A に示す、運用者用のログイン画像 3 0 2 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記ログイン画像 3 0 2 は、予め設定された運用者の「運用者 ID」および「パスワード」の各情報を有するログイン情報が入力されるログイン情報入力部 3 0 2 a と、入力されたログイン情報でログインするためのログインボタン 3 0 2 b とを有する。

C S 103b : ログイン情報表示手段

ログイン情報表示手段 C S 103b は、前記ログイン情報入力部 3 0 2 a に入力されたログイン情報を表示する。

【 0 1 7 0 】

C S 103c : ログイン判別手段

ログイン判別手段 C S 103c は、前記ログインボタン 3 0 2 b が選択された場合に、入力した前記ログイン情報でログイン可能であるか否かを判別する。具体的には、入力した運用者用のログイン情報が、予め設定された運用者のログイン情報の「運用者 ID」および

10

20

30

40

50

「パスワード」と一致するか否かを判別し、ログイン可能な場合には、ログインフラグ F L 3 を「1」にセットする。

C S 103d：ログイン失敗画像表示手段

ログイン失敗画像表示手段 C S 103d は、ログインに失敗した場合に、図 2 4 B に示す、ログインに失敗した旨が記載された運用者用のログイン失敗画像 3 0 3 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記ログイン失敗画像 3 0 3 は、前記メイン画像 3 0 1 に戻るための戻るボタン 3 0 3 a を有する。

【 0 1 7 1 】

図 2 5 は実施例 1 の個人会員情報一覧制御画像の説明図である。

C S 104：個人会員情報一覧制御画像表示手段

10

個人会員情報一覧制御画像表示手段 C S 104 は、前記個人会員情報確認開始判別手段 C S 102a によって個人会員情報の確認を開始すると判別した場合に、図 2 5 に示す、個人会員情報の一覧を制御するための個人会員情報一覧制御画像 3 0 4 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記個人会員情報一覧制御画像 3 0 4 は、個人会員情報を一覧表示するための個人会員情報一覧表示部 3 0 4 a と、個人会員情報一覧制御画像 3 0 4 による操作を終了するための終了ボタン 3 0 4 b とを有する。

C S 105：個人会員情報一覧生成手段

個人会員情報一覧生成手段 C S 105 は、前記個人会員情報一覧制御画像表示手段 C S 104 によって前記個人会員情報一覧制御画像 3 0 4 が表示された場合に、前記個人識別情報記憶手段 C S 2 に記憶された全ての前記個人識別情報を集計した個人会員情報一覧を生成する。

20

C S 106：個人会員情報一覧表示手段

個人会員情報一覧表示手段 C S 106 は、生成された前記個人識別情報一覧を前記個人会員情報一覧表示部 3 0 4 a に表示する。

【 0 1 7 2 】

図 2 6 は実施例 1 の企業会員情報一覧制御画像の説明図である。

C S 107：企業会員情報一覧制御画像表示手段

企業会員情報一覧制御画像表示手段 C S 107 は、前記企業会員情報確認開始判別手段 C S 102b によって企業会員情報の確認を開始すると判別した場合に、図 2 6 に示す、企業会員情報の一覧を制御するための企業会員情報一覧制御画像 3 0 5 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記企業会員情報一覧制御画像 3 0 5 は、企業会員情報を一覧表示するための企業会員情報一覧表示部 3 0 5 a と、企業会員情報一覧制御画像 3 0 5 による操作を終了するための終了ボタン 3 0 5 b とを有する。

30

C S 108：企業会員情報一覧生成手段

企業会員情報一覧生成手段 C S 108 は、前記企業会員情報一覧制御画像表示手段 C S 107 によって前記企業会員情報一覧制御画像 3 0 5 が表示された場合に、前記企業識別情報記憶手段 C S 5 に記憶された全ての前記企業識別情報を集計した企業会員情報一覧を生成する。

C S 109：企業会員情報一覧表示手段

企業会員情報一覧表示手段 C S 109 は、生成された前記企業識別情報一覧を前記企業会員情報一覧表示部 3 0 5 a に表示する。

40

【 0 1 7 3 】

図 2 7 は実施例 1 の情報利用状況制御画像の説明図である。

C S 110：情報利用状況制御画像表示手段

情報利用状況制御画像表示手段 C S 110 は、前記情報利用状況確認開始判別手段 C S 102 c によって前記個人関連情報の利用状況を確認を開始すると判別した場合に、図 2 7 に示す、前記個人関連情報の利用状況を制御するための情報利用状況制御画像 3 0 6 を図示しないディスプレイに表示する。実施例 1 の前記情報利用状況制御画像 3 0 6 は、前記個人関連情報の利用状況を表示するための利用状況表示部 3 0 6 a と、前の（日・週・月・年の）利用状況に更新するための前ボタン 3 0 5 b と、次の（日・週・月・年の）利用状況

50

に更新するための次ボタン 306c と、前記利用状況を日単位の表示に切り替えるための日単位ボタン 306d と、前記利用状況を週単位の表示に切り替えるための週単位ボタン 306e と、前記利用状況を月単位の表示に切り替えるための月単位ボタン 306f と、前記利用状況を年単位の表示に切り替えるための年単位ボタン 306g と、情報利用状況制御画像 306 による操作を終了するための終了ボタン 306h とを有する。

【0174】

C S 111：情報利用状況生成手段

情報利用状況生成手段 C S 111 は、前記情報利用状況制御画像表示手段 C S 110 によって前記情報利用状況制御画像 306 が表示された場合に、前記個人関連情報の利用状況を生成する。実施例 1 では、前記個人関連情報の利用状況として、前記個人のログイン数や各情報の送信回数の情報である個人利用状況と、前記企業のログイン数や各情報の送信回数である企業利用状況と、対価を支払った企業の企業数や支払件数や支払額や手数料収入額等の対価支払状況とを生成する。具体的には、まず、前記ログイン可能情報送信手段 C S 18 によって個人にログイン可能情報を送信した回数と、前記各送信手段 C S 21, C S 25, C S 28, C S 33, C S 37, C S 63 によって個人に各情報を送信した回数とを計数して個人利用状況を生成する。次に、前記ログイン可能情報送信手段 C S 18 によって企業のユーザにログイン可能情報を送信した回数と、前記各送信手段 C S 23, C S 43, C S 46, C S 50, C S 56 によって個人に各情報を送信した回数とを計数して企業利用状況を生成する。そして、対価支払情報記憶手段 C S 53 および配当支払情報記憶手段 C S 59 に記憶された各情報に基づいて、前記対価支払状況を生成する。

10

20

C S 112：情報利用状況表示手段

情報利用状況表示手段 C S 112 は、生成された前記利用状況を前記利用状況表示部 306a に表示する。

【0175】

C S 113：表示切替判別手段

表示切替判別手段 C S 113 は、表示を切り替えるための前記各ボタン 306b ~ 306g が選択されたか否かを判別する。

なお、実施例 1 の前記情報利用状況表示手段 C S 112 は、前記前ボタン 306b が選択された場合には前の（日・週・月・年の）利用状況を表示し、前記次ボタン 306c が選択された場合には次の（日・週・月・年の）利用状況を表示し、前記日単位ボタン 306d が選択された場合には当日の利用状況を表示し、前記週単位ボタン 306e が選択された場合には当週の利用状況を表示し、前記月単位ボタン 306f が選択された場合には当月の利用状況を表示し、前記年単位ボタン 306g が選択された場合には当年の利用状況を表示する。

30

【0176】

（実施例 1 のフローチャートの説明）

次に、実施例 1 の前記各装置 S V, C L a, C L b の各プログラム A P 1 ~ A P 2 2 の処理の流れをフローチャートを使用して説明する。

（実施例 1 の個人用情報処理装置 C L a のメイン処理の説明）

図 28 は実施例 1 の個人用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。

40

図 28 のフローチャートの各 S T（ステップ）の処理は、前記制御部の R O M 等に記憶されたプログラムに従って行われる。また、この処理は前記制御部の他の各種処理と並行してマルチタスクで実行される。

【0177】

図 28 に示すフローチャートは、前記個人用情報処理装置 C L a が起動して個人会員用制御プログラム A P 1 を実行した場合に開始される。

図 28 の S T 101 において、以下の（1）、（2）の処理を実行し、S T 102 に移る。

（1）ログインフラグ F L 1 を「0」にセットする。

（2）図 5 に示すメイン画像 101 を表示する。

50

ST102において、入会手続ボタン101aが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST103に移り、ノー（N）の場合はST104に移る。

ST103において、個人会員の入会を制御する入会制御処理を実行し、ST102に戻る。なお、前記入会制御処理は、図7に示す個人会員情報制御画像104を表示し、個人識別情報入力部104aに個人識別情報が入力されて登録更新ボタン104bを選択された場合に、入力された個人識別情報を送信するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

【0178】

ST104において、入会手続ボタン101a以外の他のボタン101b～101hが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST105に移り、ノー（N）の場合はST121に移る。

ST105において、ログインフラグFL1が「1」であるか否かを判別することにより、ログイン済であるか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST108に移り、ノー（N）の場合はST106に移る。

ST106において、個人用のログイン制御処理を実行し、ST107に移る。なお、前記ログイン制御処理は、図6Aに示すログイン画像102を表示し、ログイン情報入力部102aにログイン情報が入力されてログインボタン102bを選択された場合に、入力されたログイン情報を運用者用情報処理装置SVに送信して、ログイン可能情報を受信した場合にログインフラグFL1を「1」にセットすると共に、ログイン失敗情報を受信した場合に図6Bに示すログイン失敗画像103を表示するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

【0179】

ST107において、ログインフラグFL1が「1」になったかを判別することにより、ログインできたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST108に移り、ノー（N）の場合はST102に戻る。

ST108において、家計簿情報ボタン101bが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST109に移り、ノー（N）の場合はST110に移る。

ST109において、家計簿情報を制御する家計簿情報制御処理（後述する図29のフローチャート参照）を実行し、ST102に戻る。

ST110において、健康管理情報ボタン101cが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST111に移り、ノー（N）の場合はST112に移る。

ST111において、健康管理情報を制御する健康管理情報制御処理（後述する図30のフローチャート参照）を実行し、ST102に戻る。

【0180】

ST112において、日記情報ボタン101dが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST113に移り、ノー（N）の場合はST114に移る。

ST113において、日記情報を制御する日記情報制御処理を実行し、ST102に戻る。なお、前記日記情報制御処理については、前記日記情報を前記健康管理情報に置き換えるだけで、前記健康管理情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST114において、情報運用ボタン101eが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST115に移り、ノー（N）の場合はST116に移る。

ST115において、提供範囲情報を制御する提供範囲情報制御処理（後述する図31のフローチャート参照）を実行し、ST102に戻る。

ST116において、会員情報ボタン101fが選択されたか否かを判別する。イエス（Y）の場合はST117に移り、ノー（N）の場合はST118に移る。

【0181】

ST117において、個人が会員情報を制御する個人会員情報制御処理を実行し、ST102に戻る。なお、前記個人会員情報制御処理については、前記個人識別要求情報を前記提供範囲要求情報に、前記個人識別情報を前記提供範囲情報に置き換えるだけで、前

10

20

30

40

50

記提供範囲情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST118において、配当履歴ボタン101gが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST119に移り、ノー(N)の場合はST120に移る。

ST119において、配当履歴を表示する配当履歴表示処理を実行し、ST102に戻る。なお、前記配当履歴表示処理については、前記配当履歴情報を前記家計簿情報に置き換え、且つ、登録更新ボタン105bが選択された場合の各処理(後述する図29のST136~ST138参照)を省略するだけで前記家計簿情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

【0182】

ST120において、個人の退会手続を制御する退会制御処理を実行し、ST102に戻る。なお、前記退会制御処理は、図13Aに示す退会画像110を表示し、退会ボタン110aが選択された場合に退会情報を運用者用情報処理装置SVに送信して図13Bに示す退会完了画像111を表示するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST121において、個人会員用制御プログラムAP1を終了する入力がされたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST122に移り、ノー(N)の場合はST102に戻る。

ST122において、メイン画像101を非表示にしてメイン処理を終了する。

【0183】

(実施例1の個人用情報処理装置CLaの家計簿情報制御処理のフローチャートの説明) 図29は実施例1の個人用情報処理装置の家計簿情報制御処理のフローチャートであり、図28のST109のサブルーチンの説明図である。

【0184】

図29のST131において、家計簿要求情報を運用者用情報処理装置SVに送信する。そして、ST132に移る。

ST132において、家計簿情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST133に移り、ノー(N)の場合はST132を繰り返す。

ST133において、以下の(1)、(2)の処理を実行し、ST134に移る。

(1) 図8に示す家計簿情報制御画像105を表示する。

(2) 家計簿情報入力部105aに受信した家計簿情報を表示する。

ST134において、家計簿情報入力部105aに家計簿情報の入力されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST135に移り、ノー(N)の場合はST136に移る。

【0185】

ST135において、家計簿情報入力部105aに入力内容を表示する。そして、ST134に戻る。

ST136において、登録更新ボタン105bが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST137に移り、ノー(N)の場合はST139に移る。

ST137において、家計簿情報入力部105aの入力内容は妥当であるか否かを判別することにより、家計簿情報の追加登録・内容更新が可能であるか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST138に移り、ノー(N)の場合はST134に戻る。

ST138において、更新された家計簿情報を運用者用情報処理装置SVに送信する。そして、ST134に戻る。

ST139において、前ボタン105cが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST140に移り、ノー(N)の場合はST141に移る。

【0186】

ST140において、家計簿情報入力部105aの入力内容を前の(日・週・月・年の)家計簿情報に更新する。そして、ST134に戻る。

ST141において、次ボタン105dが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)

10

20

30

40

50

の場合は S T 1 4 2 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 4 3 に移る。

S T 1 4 2 において、家計簿情報入力部 1 0 5 a の入力内容を次の (日・週・月・年の) 家計簿情報に更新する。そして、S T 1 3 4 に戻る。

【 0 1 8 7 】

S T 1 4 3 において、各単位ボタン 1 0 5 c ~ 1 0 5 h が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 4 4 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 4 5 に移る。

S T 1 4 4 において、家計簿情報入力部 1 0 5 a の入力内容を選択された単位 (日・週・月・年) の家計簿情報に更新する。そして、S T 1 3 4 に戻る。

S T 1 4 5 において、終了ボタン 1 0 5 i が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 4 6 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 3 4 に戻る。

S T 1 4 6 において、家計簿情報制御画像 1 0 5 を非表示にする。そして、家計簿情報制御処理を終了して、図 2 8 の S T 1 0 9 に戻る。

【 0 1 8 8 】

(実施例 1 の個人用情報処理装置 C L a の健康管理情報制御処理のフローチャートの説明)

図 3 0 は実施例 1 の個人用情報処理装置の健康管理情報制御処理のフローチャートであり、図 2 8 の S T 1 1 1 のサブルーチンの説明図である。

【 0 1 8 9 】

図 3 0 の S T 1 5 1 において、健康管理要求情報を運用者用情報処理装置 S V に送信する。そして、S T 1 5 2 に移る。

S T 1 5 2 において、健康管理情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 5 3 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 5 2 を繰り返す。

S T 1 5 3 において、以下の (1) , (2) の処理を実行し、S T 1 5 4 に移る。

(1) 図 9 に示す健康管理情報制御画像 1 0 6 を表示する。

(2) 健康管理情報入力部 1 0 6 a に健康管理情報を表示する。

S T 1 5 4 において、健康管理情報入力部 1 0 6 a に健康管理情報の入力されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 5 5 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 5 6 に移る。

【 0 1 9 0 】

S T 1 5 5 において、健康管理情報入力部 1 0 6 a に入力内容を表示する。そして、S T 1 3 4 に戻る。

S T 1 5 6 において、登録更新ボタン 1 0 6 b が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 5 7 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 5 8 に移る。

S T 1 5 7 において、健康管理情報入力部 1 0 6 a の入力内容は妥当であるか否かを判別することにより、健康管理情報の追加登録・内容更新が可能であるか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 5 8 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 5 4 に戻る。

S T 1 5 8 において、更新された健康管理情報を運用者用情報処理装置 S V に送信する。そして、S T 1 5 4 に戻る。

S T 1 5 9 において、前日ボタン 1 0 6 c が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 6 0 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 6 1 に移る。

【 0 1 9 1 】

S T 1 6 0 において、健康管理情報入力部 1 0 6 a の入力内容を前日の健康管理情報に更新する。そして、S T 1 5 4 に戻る。

S T 1 6 1 において、翌日ボタン 1 0 6 d が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 6 2 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 6 3 に移る。

S T 1 6 2 において、健康管理情報入力部 1 0 6 a の入力内容を翌日の健康管理情報に更新する。そして、S T 1 5 4 に戻る。

S T 1 6 3 において、終了ボタン 1 0 6 e が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 6 4 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 5 4 に戻る。

S T 1 6 4 において、健康管理情報制御画像 1 0 6 を非表示にする。そして、健康管理

10

20

30

40

50

情報制御処理を終了して、図 28 の S T 1 1 1 に戻る。

【 0 1 9 2 】

(実施例 1 の個人用情報処理装置 C L a の提供範囲情報制御処理のフローチャートの説明)

図 3 1 は実施例 1 の個人用情報処理装置の提供範囲情報制御処理のフローチャートであり、図 28 の S T 1 1 5 のサブルーチンの説明図である。

【 0 1 9 3 】

図 3 1 の S T 1 7 1 において、提供範囲要求情報を運用者用情報処理装置 S V に送信する。そして、S T 1 7 2 に移る。

S T 1 7 2 において、提供範囲情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 7 3 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 7 2 を繰り返す。

S T 1 7 3 において、以下の (1) , (2) の処理を実行し、S T 1 7 4 に移る。

(1) 図 1 1 に示す提供範囲情報制御画像 1 0 8 を表示する。

(2) 提供範囲情報入力部 1 0 8 a に提供範囲情報を表示する。

S T 1 7 4 において、提供範囲情報入力部 1 0 8 a に提供範囲情報の入力されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 7 5 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 7 6 に移る。

【 0 1 9 4 】

S T 1 7 5 において、提供範囲情報入力部 1 0 8 a に入力内容を表示する。そして、S T 1 7 4 に戻る。

S T 1 7 6 において、登録更新ボタン 1 0 8 b が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 7 7 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 7 8 に移る。

S T 1 7 7 において、提供範囲情報入力部 1 0 8 a の入力内容は妥当であるか否かを判別することにより、提供範囲情報の追加登録・内容更新が可能であるか否かを判別する。

S T 1 7 8 において、更新された提供範囲情報を運用者用情報処理装置 S V に送信する。そして、S T 1 7 4 に戻る。

S T 1 7 9 において、終了ボタン 1 0 8 c が選択されたか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 1 8 0 に移り、ノー (N) の場合は S T 1 7 4 に戻る。

S T 1 8 0 において、提供範囲情報制御画像 1 0 8 を非表示にする。そして、提供範囲情報制御処理を終了して、図 28 の S T 1 1 5 に戻る。

【 0 1 9 5 】

なお、前記個人用情報処理装置 C L a において、前記携帯電話 C L a 2 が購買履歴情報や行動履歴情報を運用者用情報処理装置 S V に送信する処理については、販売時点情報管理レジスタ P O S から送信された購買履歴情報を受信、記憶、送信したり、前記携帯電話 C L a 2 の歩数計機能、G P S 機能、カメラ機能によって生成した行動履歴情報を送信するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明を省略する。また、前記配当が入金される処理については、運用者用情報処理装置 S V によって入金された配当を入金するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明を省略する。さらに、前記ターゲティング広告を受信・表示する処理については、前記個人用情報処理装置 C L a がターゲティング広告 (電子メール) を受信して表示するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明を省略する。

【 0 1 9 6 】

(実施例 1 の企業用情報処理装置 C L b のメイン処理の説明)

図 3 2 は実施例 1 の企業用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。

図 3 2 のフローチャートの各 S T (ステップ) の処理は、前記制御部の R O M 等に記憶されたプログラムに従って行われる。また、この処理は前記制御部の他の各種処理と並行してマルチタスクで実行される。

【 0 1 9 7 】

図 3 2 に示すフローチャートは、前記企業用情報処理装置 C L b が起動して企業会員用制御プログラム A P 1 1 を実行した場合に開始される。

10

20

30

40

50

図32のST201において、以下の(1)、(2)の処理を実行し、ST202に移る。

(1) ログインフラグFL2を「0」にセットする。

(2) 図14に示すメイン画像201を表示する。

ST202において、入会手続ボタン201aが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST203に移り、ノー(N)の場合はST204に移る。

ST203において、企業会員の入会を制御する入会制御処理を実行し、ST202に戻る。なお、前記入会制御処理は、図16に示す企業会員情報制御画像204を表示し、企業識別情報入力部204aに企業識別情報が入力されて登録更新ボタン204bを選択された場合に、入力された企業識別情報を送信するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

10

【0198】

ST204において、入会手続ボタン201a以外の他のボタン201b~201gが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST205に移り、ノー(N)の場合はST219に移る。

ST205において、ログインフラグFL2が「1」であるか否かを判別することにより、ログイン済であるか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST208に移り、ノー(N)の場合はST206に移る。

ST206において、企業用のログイン制御処理を実行し、ST207に移る。なお、前記ログイン制御処理は、図15Aに示すログイン画像202を表示し、ログイン情報入力部202aにログイン情報が入力されてログインボタン202bを選択された場合に、入力されたログイン情報を運用者用情報処理装置SVに送信して、ログイン可能情報を受信した場合にログインフラグFL2を「1」にセットすると共に、ログイン失敗情報を受信した場合に図15Bに示すログイン失敗画像203を表示するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

20

【0199】

ST207において、ログインフラグFL2が「1」になったかを判別することにより、ログインできたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST208に移り、ノー(N)の場合はST202に戻る。

ST208において、検索結果情報ボタン201bが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST209に移り、ノー(N)の場合はST210に移る。

30

ST209において、検索結果情報を制御する検索結果情報制御処理(後述する図33のフローチャート参照)を実行し、ST202に戻る。

ST210において、広告情報ボタン201cが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST211に移り、ノー(N)の場合はST212に移る。

ST211において、広告情報を制御する広告情報制御処理を実行し、ST202に戻る。なお、前記広告情報制御処理については、前記広告要求情報を前記提供範囲要求情報に、前記広告情報を前記提供範囲情報に置き換えるだけで、前記提供範囲情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

40

【0200】

ST212において、情報運用ボタン201dが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST213に移り、ノー(N)の場合はST214に移る。

ST213において、要望範囲情報を制御する要望範囲情報制御処理を実行し、ST202に戻る。なお、前記要望範囲情報制御処理については、前記要望範囲要求情報を前記提供範囲要求情報に、前記要望範囲情報を前記提供範囲情報に置き換えるだけで、前記提供範囲情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST214において、会員情報ボタン201eが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST215に移り、ノー(N)の場合はST216に移る。

【0201】

50

ST 2 1 5において、企業が会員情報を制御する企業会員情報制御処理を実行し、ST 2 0 2に戻る。なお、前記企業会員情報制御処理については、前記企業識別要求情報を前記提供範囲要求情報に、前記企業識別情報を前記提供範囲情報に置き換えるだけで、前記提供範囲情報制御処理と同様の説明となるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST 2 1 6において、対価支払履歴ボタン2 0 1 fが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 1 7に移り、ノー(N)の場合はST 2 1 8に移る。

ST 2 1 7において、金銭的対価の支払いを制御する対価支払履歴表示処理(後述する図3 4のフローチャート参照)を実行し、ST 2 0 2に戻る。

【0 2 0 2】

ST 2 1 8において、企業の退会手続やユーザ削除手続を制御する退会・ユーザ削除制御処理を実行し、ST 2 0 2に戻る。なお、前記退会・ユーザ削除制御処理は、図2 1 Aに示す退会・ユーザ削除画像2 0 9を表示し、退会ボタン2 0 9 aが選択された場合に退会情報を運用者用情報処理装置SVに送信して図2 1 Bに示す退会完了画像2 1 0を表示すると共に、ユーザ削除ボタン2 0 9 bが選択された場合にユーザ削除情報を運用者用情報処理装置SVに送信してユーザ削除完了画像2 1 1を表示するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

ST 2 1 9において、企業会員用制御プログラムAP 1 1を終了する入力がされたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 2 0に移り、ノー(N)の場合はST 2 0 2に戻る。

ST 2 2 0において、メイン画像2 0 1を非表示にしてメイン処理を終了する。

【0 2 0 3】

(実施例1の企業用情報処理装置CL bの検索結果情報制御処理のフローチャートの説明)

図3 3は実施例1の企業用情報処理装置の検索結果情報制御処理のフローチャートであり、図3 2のST 2 0 9のサブルーチンの説明図である。

【0 2 0 4】

図3 3のST 2 3 1において、検索結果履歴要求情報を運用者用情報処理装置SVに送信する。そして、ST 2 3 2に移る。

ST 2 3 2において、検索結果履歴情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 3 3に移り、ノー(N)の場合はST 2 3 2を繰り返す。

ST 2 3 3において、以下の(1)、(2)の処理を実行し、ST 2 3 4に移る。

(1) 図1 7に示す検索結果情報制御画像2 0 4を表示する。

(2) 検索結果履歴表示部2 0 4 dに検索結果履歴情報を表示する。

ST 2 3 4において、検索条件情報入力部2 0 4 aに検索条件情報の入力されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 3 5に移り、ノー(N)の場合はST 2 3 6に移る。

【0 2 0 5】

ST 2 3 5において、検索条件情報入力部2 0 4 aに入力内容を表示する。そして、ST 2 3 4に戻る。

ST 2 3 6において、検索ボタン2 0 4 bが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 3 7に移り、ノー(N)の場合はST 2 4 1に移る。

ST 2 3 7において、検索条件情報入力部2 0 4 aの入力内容は妥当であるか否かを判別することにより、検索条件情報による検索が可能であるか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 3 8に移り、ノー(N)の場合はST 2 3 4に戻る。

ST 2 3 8において、入力された検索条件情報を運用者用情報処理装置SVに送信する。そして、ST 2 3 4に戻る。

【0 2 0 6】

ST 2 3 9において、検索結果情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST 2 4 0に移り、ノー(N)の場合はST 2 3 9を繰り返す。

10

20

30

40

50

ST240において、検索結果情報表示部204cに検索結果情報を表示する。そして、ST234に戻る。

ST241において、テキストボタン204eが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST242に移り、ノー(N)の場合はST243に移る。

ST242において、各表示部204c, 204dの表示内容をテキスト表示に更新する。そして、ST234に戻る。

【0207】

ST243において、各グラフボタン204f~204hが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST244に移り、ノー(N)の場合はST245に移る。

ST244において、各表示部204c, 204dの表示内容を各グラフA~C表示に更新する。そして、ST234に戻る。

ST245において、終了ボタン104gが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST246に移り、ノー(N)の場合はST234に戻る。

ST246において、検索結果情報制御画像204を非表示にする。そして、検索結果情報制御処理を終了して、図32のST209に戻る。

【0208】

(実施例1の企業用情報処理装置CLbの対価支払履歴制御処理のフローチャートの説明)

図34は実施例1の企業用情報処理装置の対価支払履歴制御処理のフローチャートであり、図32のST217のサブルーチンの説明図である。

【0209】

図34のST251において、支払履歴要求情報を運用者用情報処理装置SVに送信する。そして、ST252に移る。

ST252において、支払履歴情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST253に移り、ノー(N)の場合はST252を繰り返す。

ST253において、以下の(1), (2)の処理を実行し、ST254に移る。

(1) 図20に示す対価支払履歴制御画像208を表示する。

(2) 支払履歴表示部208cに支払履歴情報を表示する。

ST254において、対価入力部208aに金銭的対価の額の入力されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST255に移り、ノー(N)の場合はST256に移る。

ST255において、対価入力部208aに入力内容を表示する。そして、ST254に戻る。

【0210】

ST256において、支払ボタン208bが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST257に移り、ノー(N)の場合はST259に移る。

ST257において、対価入力部208aの入力内容は妥当であるか否かを判別することにより、金銭的対価の支払が可能であるか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST258に移り、ノー(N)の場合はST254に戻る。

ST258において、以下の(1)~(4)の処理を実行し、ST254に戻る。

(1) 金銭的対価を前記運用者用情報処理装置SVに出金する金銭的対価出金処理を実行する。

(2) 対価支払情報を送信する。

(3) 支払履歴表示部208cの支払履歴情報を更新する。

(4) 対価入力部208aの入力内容を削除する

ST259において、終了ボタン104gが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST260に移り、ノー(N)の場合はST234に戻る。

ST260において、対価支払履歴制御画像208を非表示にする。そして、対価支払履歴制御処理を終了して、図32のST217に戻る。

【0211】

なお、前記企業用情報処理装置CLbにおいて、前記告知情報を受信・表示する処理に

10

20

30

40

50

については、前記企業用情報処理装置 C L b が前記告知情報（電子メール）を受信して表示するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明を省略する。

【0212】

（実施例1の運用者用情報処理装置 S V のメイン処理の説明）

図35は実施例1の運用者用情報処理装置のメイン処理のフローチャートである。

図36は図35の続きのフローチャートである。

図35、図36のフローチャートの各 S T（ステップ）の処理は、前記制御部の R O M 等に記憶されたプログラムに従って行われる。また、この処理は前記制御部の他の各種処理と並行してマルチタスクで実行される。

【0213】

図35、図36に示すフローチャートは、前記運用者用情報処理装置 S V が起動した場合に開始される。

図35の S T 3 0 1 において、（1）個人識別情報、（2）企業識別情報を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 0 2 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 0 3 に移る。

S T 3 0 2 において、受信した各識別情報を会員情報として記憶する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 0 3 において、（1）購買履歴情報、（2）行動履歴情報、（3）提供範囲情報を受信を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 0 4 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 0 5 に移る。

【0214】

S T 3 0 4 において、受信した各情報を個人関連情報として個人識別情報と対応付けて記憶する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 0 5 において、（1）広告情報、（2）要望範囲情報、（3）対価支払情報を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 0 6 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 0 7 に移る。

S T 3 0 6 において、受信した各情報を企業識別情報と対応付けて記憶する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 0 7 において、ログイン情報を受信を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 0 8 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 1 1 に移る。

【0215】

S T 3 0 8 において、ログイン情報は妥当であるか否かを判別することにより、ログイン可能であるか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 0 9 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 1 0 に移る。

S T 3 0 9 において、ログイン可能情報をログイン情報が送信された各装置 C L a , C L b に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 1 0 において、ログイン失敗情報をログイン情報が送信された各装置 C L a , C L b に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 1 1 において、（1）個人識別要求情報、（2）企業識別要求情報を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 1 2 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 1 3 に移る。

S T 3 1 2 において、（1）個人識別情報、（2）企業識別情報を（1）個人識別要求情報、（2）企業識別要求情報が送信された各装置 C L a , C L b に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

【0216】

S T 3 1 3 において、提供範囲要求情報を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場合は S T 3 1 4 に移り、ノー（N）の場合は S T 3 1 5 に移る。

S T 3 1 4 において、提供範囲情報を提供範囲要求情報が送信された個人用情報処理装置 C L a に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 1 5 において、家計簿要求情報を受信したか否かを判別する。イエス（Y）の場

10

20

30

40

50

合は S T 3 1 6 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 1 8 に移る。

S T 3 1 6 において、家計簿情報を生成する家計簿情報生成処理を実行する。そして、S T 3 1 7 に移る。

【 0 2 1 7 】

S T 3 1 7 において、家計簿情報を家計簿要求情報が送信された個人用情報処理装置 C L a に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 1 8 において、家計簿情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 1 9 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 2 1 に移る。

S T 3 1 9 において、家計簿情報から購買履歴情報を抽出する。そして、S T 3 2 0 に移る。

S T 3 2 0 において、抽出された情報によって購買履歴情報を更新する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 2 1 において、健康管理要求情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 2 2 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 2 4 に移る。

S T 3 2 2 において、健康管理情報を生成する健康管理情報生成処理を実行する。そして、S T 3 2 3 に移る。

【 0 2 1 8 】

S T 3 2 3 において、健康管理情報を健康管理要求情報が送信された個人用情報処理装置 C L a に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 2 4 において、健康管理情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 2 5 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 2 7 に移る。

S T 3 2 5 において、健康管理情報から行動履歴情報を抽出する。そして、S T 3 2 6 に移る。

S T 3 2 6 において、抽出された情報によって行動履歴情報を更新する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 2 7 において、日記要求情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 2 8 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 3 0 に移る。

S T 3 2 8 において、日記情報を生成する日記情報生成処理を実行する。そして、S T 3 2 9 に移る。

【 0 2 1 9 】

S T 3 2 9 において、日記情報を日記要求情報が送信された個人用情報処理装置 C L a に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 3 0 において、日記情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 3 1 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 3 3 に移る。

S T 3 3 1 において、日記情報から行動履歴情報を抽出する。そして、S T 3 3 2 に移る。

S T 3 3 2 において、抽出された情報によって行動履歴情報を更新する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

図 3 6 の S T 3 3 3 において、配当履歴要求情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 3 4 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 3 6 に移る。

S T 3 3 4 において、配当履歴情報を生成する配当履歴情報生成処理を実行する。そして、S T 3 3 5 に移る。

【 0 2 2 0 】

S T 3 3 5 において、配当履歴情報を配当履歴要求情報が送信された個人用情報処理装置 C L a に送信する。そして、S T 3 0 1 に戻る。

S T 3 3 6 において、検索結果履歴要求情報を受信したか否かを判別する。イエス (Y) の場合は S T 3 3 7 に移り、ノー (N) の場合は S T 3 3 9 に移る。

S T 3 3 7 において、検索結果履歴情報を生成する検索結果履歴情報生成処理を実行する。そして、S T 3 3 8 に移る。

S T 3 3 8 において、検索結果履歴情報を検索結果履歴要求情報が送信された企業用情

10

20

30

40

50

報処理装置CLbに送信する。そして、ST301に戻る。

ST339において、検索条件情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST340に移り、ノー(N)の場合はST341に移る。

【0221】

ST340において、検索結果情報を生成する検索結果情報生成処理を実行する。そして、ST341に移る。

ST341において、以下の(1),(2)の処理を実行し、ST301に戻る。

(1)生成された検索結果情報・検索条件情報を企業識別情報と対応付けて記憶する。

(2)検索結果情報を検索条件情報が送信された企業用情報処理装置CLbに送信する。

ST342において、配信依頼情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST343に移り、ノー(N)の場合はST345に移る。

ST343において、ターゲティング広告を生成するターゲティング広告生成処理を実行する。そして、ST344に移る。

【0222】

ST344において、以下の(1),(2)の処理を実行し、ST301に戻る。

(1)生成されたターゲティング広告を企業識別情報と対応付けて記憶する。

(2)ターゲティング広告を個人用情報処理装置CLaに送信する。

ST345において、支払履歴要求情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST346に移り、ノー(N)の場合はST348に移る。

ST346において、支払履歴情報を生成する支払履歴情報生成処理を実行する。そして、ST347に移る。

ST347において、支払履歴情報を支払履歴要求情報が送信された企業用情報処理装置CLbに送信する。そして、ST301に戻る。

ST348において、退会情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST349に移り、ノー(N)の場合はST350に移る。

【0223】

ST349において、退会情報を送信した個人・企業の情報を削除する退会処理を実行する。そして、ST301に戻る。

ST350において、ユーザ削除情報を受信したか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST351に移り、ノー(N)の場合はST301に戻る。

ST351において、企業のユーザ(企業担当者)についての情報を削除するユーザ削除処理を実行する。そして、ST301に戻る。

なお、階級情報を設定・記憶する処理については、受信した企業識別情報に基づいて企業の階級情報を設定して記憶するだけであり、告知情報を送信する処理については、検索結果情報が生成可能であるか否かを判別された場合に告知情報に対応する企業用情報処理装置CLbに送信するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明については省略する。また、前記金銭的対価を入金して配当を出金する処理については、企業用情報処理装置CLbによって出金された金銭的対価を入金し且つ各個人に対する配当を演算して個人用情報処理装置CLaに対して出金するだけであるため、フローチャートによる図示および詳細な説明を省略する。

【0224】

(実施例1の運用者用情報処理装置SVの運用管理処理の説明)

図37は実施例1の運用者用情報処理装置の運用管理処理のフローチャートである。

図37のフローチャートの各ST(ステップ)の処理は、前記制御部のROM等に記憶されたプログラムに従って行われる。また、この処理は前記制御部の他の各種処理と並行してマルチタスクで実行される。

【0225】

図37に示すフローチャートは、前記運用者用情報処理装置SVが起動して運用者用制御プログラムAP22を実行した場合に開始される。

図37のST361において、以下の(1),(2)の処理を実行し、ST362に移

10

20

30

40

50

る。

(1) ログインフラグFL3を「0」にセットする

(2) 図23に示すメイン画像301を表示する

ST362において、ボタン301a~301cが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST363に移り、ノー(N)の場合はST372に移る。

【0226】

ST363において、ログインフラグFL3が「1」であるか否かを判別することにより、ログイン済であるか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST366に移り、ノー(N)の場合はST364に移る。

ST364において、運用者用のログイン制御処理を実行し、ST365に移る。なお、前記ログイン制御処理は、図24Aに示すログイン画像302を表示し、ログイン情報入力部302aにログイン情報が入力されてログインボタン302bを選択された場合に、ログイン情報入力部302aの入力内容は妥当であるか否かを判別し、ログイン可能である場合にログインフラグFL1を「1」にセットすると共に、ログインに失敗した場合に図24Bに示すログイン失敗画像303を表示するだけであるため、フローチャートの図示および詳細な説明については省略する。

【0227】

ST365において、ログインフラグFL3が「1」になったかを判別することにより、ログインできたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST366に移り、ノー(N)の場合はST362に戻る。

ST366において、個人会員情報一覧ボタン301aが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST367に移り、ノー(N)の場合はST368に移る。

ST367において、個人会員情報を図25に示す個人会員情報一覧制御画像304に一覧表示する個人会員情報一覧表示処理を実行し、ST362に戻る。

ST368において、企業会員情報一覧ボタン301bが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST369に移り、ノー(N)の場合はST370に移る。

ST369において、企業会員情報を図26に示す企業会員情報一覧制御画像305に一覧表示する企業会員情報一覧表示処理(後述する図30のフローチャート参照)を実行し、ST362に戻る。

【0228】

ST370において、情報利用状況ボタン301cが選択されたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST371に移り、ノー(N)の場合はST362に戻る。

ST371において、個人関連情報の利用状況を生成して図27に示す情報利用状況制御画像306に表示する情報利用状況表示処理を実行し、ST362に戻る。

ST372において、個人会員用制御プログラムAP1を終了する入力がされたか否かを判別する。イエス(Y)の場合はST122に移り、ノー(N)の場合はST102に戻る。

ST373において、メイン画像301を非表示にして運用管理処理を終了する。

【0229】

(実施例1の作用)

前記構成を備えた実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済の個人によって(図15、図28のST104~ST107、図35のST307~310参照)、個人用のメイン画像101(図5参照)の情報運用ボタン101eが選択された場合に、提供範囲情報制御画像108(図11参照)の提供範囲情報入力部108aに提供範囲情報が表示される(図28のST114, ST115、図31のST171~ST173等参照)。また、個人によって提供範囲情報入力部108aのチェックボックスに対する入力がされ、登録更新ボタン108bが選択された場合に、更新された提供範囲情報が運用者用情報処理装置SVのアクセス制御装置SV3に送信される(図31のST174~ST178参照)。

【0230】

10

20

30

40

50

また、前記アクセス制御装置SV3は、前記提供範囲情報を受信し（図35のST303，ST304参照）、受信した提供範囲情報に基づいて、企業に対してアクセス可能な範囲の情報（検索結果情報、マーケティング情報）を送信する（図36のST339～ST341参照）。

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、前記個人用情報処理装置CLaが提供範囲情報をアクセス制御装置SV3に対して送信することにより、個人関連情報について企業に対してアクセス可能な範囲を個人が設定できる。

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、前記提供範囲情報は、「Aクラスの企業」、「Bクラスの企業」、「Cクラスの企業」の階級情報ごとに、提供範囲情報を設定することが可能となっており、企業への信頼度や配当への期待度に応じて、個人関連情報について企業に対してアクセス可能な範囲を個人が設定できる。

10

【0231】

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済の個人によって個人用のメイン画像101の家計簿情報ボタン101bが選択された場合に、家計簿情報制御画像105（図8参照）の家計簿情報入力部105aに家計簿情報が表示される（図28のST108，ST109、図29のST131～ST133，ST139～ST144等参照）。

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、運用者用情報処理装置SVに記憶された個人関連情報（購買履歴情報）に基づいて生成された家計簿情報を個人が閲覧・参照することができる。

20

【0232】

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、個人によって家計簿情報入力部105aに対する入力がされ、登録更新ボタン105bが選択された場合には、更新された家計簿情報が運用者用情報処理装置SVの個人関連情報記憶装置SV2に送信される（図31のST135～ST138参照）。

また、前記個人関連情報記憶装置SV2は、受信した家計簿情報から購買履歴情報を抽出して登録・更新する（図35のST318～ST320参照）。

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、前記個人用情報処理装置CLaが家計簿情報を個人関連情報記憶装置SV2に対して送信することにより、個人関連情報（購買履歴情報）を個人が編集することができる。

30

【0233】

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済の個人によって個人用のメイン画像101の健康管理情報ボタン101cが選択された場合に、健康管理情報制御画像106（図9参照）の健康管理情報入力部106aに健康管理情報が表示される（図28のST110，ST111、図30のST151～ST153，ST159～ST162等参照）。

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済の個人によって個人用のメイン画像101の日記情報ボタン101dが選択された場合に、日記情報制御画像107（図10参照）の日記情報入力部107aに日記情報が表示される（図28のST112，ST113等参照）。

40

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、運用者用情報処理装置SVに記憶された個人関連情報（行動履歴情報）に基づいて生成された健康管理情報や日記情報を個人が閲覧・参照することができる。

【0234】

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、個人によって健康管理情報入力部106aに対する入力がされ、登録更新ボタン106bが選択された場合には、更新された健康管理情報が運用者用情報処理装置SVの個人関連情報記憶装置SV2に送信される（図31のST155～ST158参照）。また、個人によって日記情報入力部107aに対する入力がされ、登録更新ボタン107bが選択された場合には、更新された日記情報が個人関連情報記憶装置SV2に送信される。

50

また、前記個人関連情報記憶装置SV2は、受信した健康管理情報や日記情報から購買履歴情報を抽出して登録・更新する（図35のST324～ST326，ST330～ST332参照）。

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、前記個人用情報処理装置CLaが家計簿情報を個人関連情報記憶装置SV2に対して送信することにより、個人関連情報（行動履歴情報）を個人が編集することができる。

【0235】

なお、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、運用者用情報処理装置SVに記憶された個人識別情報についても個人が閲覧・参照・編集等することができる（図7、図28のST102，ST103，ST116，ST117、図35のST301，ST302，ST311，ST312等参照）。

この結果、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、運用者に提供された個人関連情報を個人が制御できる。すなわち、運用者用情報処理装置SVに提供した個人関連情報を個人が自由に閲覧・参照したり、マーケティング情報としてどのように利用されるかを指定したりすることができる。

【0236】

また、前記構成を備えた実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済みの企業のユーザ（企業担当者）によって（図15、図32のST204～ST207、図35のST307～310参照）、企業用のメイン画像201（図14参照）の対価支払履歴ボタン201fが選択された場合に、対価支払履歴制御画像208（図20参照）の対価入力部208aに検索結果情報や広告情報に対する金銭的対価が入力可能になっている（図32のST216，ST217、図34のST251～ST253等参照）。また、前記ユーザによって対価入力部208aに金銭的対価の額が入力がされ、支払ボタン208bが選択された場合に、入力された金銭的対価の額が運用者用情報処理装置SVの配当管理装置SV5に出金されると共に、対価支払情報が前記配当管理装置SV5に送信される（図31のST254～ST254参照）。

【0237】

また、前記配当管理装置SV5には、金銭的対価が入金されると共に、前記対価支払情報が受信される（図36のST305，ST306参照）。また、前記配当管理装置SV5は、入金された前記金銭的対価の額のうち、運用者側の手数料が引かれた額について、前記個人に割り当てられる配当を演算する。ここで、実施例1の前記配当管理装置SV5では、前記検索結果情報の検索結果情報量に対して、前記個人が提供した提供情報量が占める割合に基づいて、前記配当が演算される。また、前記配当管理装置SV5は、演算された前記配当を各個人の個人用情報処理装置CLaに出金し、個人用情報処理装置CLaには前記配当が入金される。

このため、企業に開示された個人関連情報の価値に応じて個人に金銭的対価が支払われるようにすることができ、個人ごとの利益が公平となるように調節することができる。

【0238】

また、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、ログイン済の前記ユーザによって、企業用のメイン画像201の情報運用ボタン201dが選択された場合に、要望範囲情報制御画像207（図19参照）の要望範囲情報入力部207aに要望範囲情報が表示される。また、前記ユーザによって要望範囲情報入力部207aのチェックボックスに対する入力がされ、登録更新ボタン207bが選択された場合に、更新された要望範囲情報が運用者用情報処理装置SVのアクセス制御装置SV3に送信される。

また、前記アクセス制御装置SV3は、前記要望範囲情報を受信し（図35のST305，ST306参照）、受信した要望範囲情報と前記提供範囲情報とが重複する範囲で、企業に対して検索結果情報を送信する（図36のST339～ST341参照）。

【0239】

したがって、実施例1の前記個人関連情報取引管理システムSでは、前記企業用情報処理装置CLbが要望範囲情報をアクセス制御装置SV3に対して送信することにより、企

10

20

30

40

50

業が個人関連情報について提供を要望する範囲を選択できると共に、提供範囲情報と要望範囲情報とが重複した範囲で、企業がマーケティング情報を利用でき、企業が企業単体の活動のみでは収集できない情報（個人関連情報）を利用することができる。

また、実施例 1 の前記個人関連情報取引管理システム S では、前記アクセス制御装置 S V 3 が、前記階級情報と、前記提供範囲情報と、前記要望範囲情報とを照合して、前記要望範囲情報が要望する目的・期間・種類で前記個人関連情報を提供可能な個人が複数存在する場合に、前記検索結果情報が生成可能であると判別し、前記告知情報を前記企業用情報処理装置 C L b に送信する。

この結果、実施例 1 の前記個人関連情報取引管理システム S では、前記企業用情報処理装置 C L b に告知情報が受信、表示され、企業に対してマーケティング情報が生成可能であることを告知することができる。

10

【 0 2 4 0 】

また、実施例 1 の前記個人関連情報取引管理システム S では、ログイン済の前記ユーザによって、企業用のメイン画像 2 0 1 の広告情報ボタン 2 0 1 c が選択された場合に、広告情報制御画像 2 0 6（図 1 8 参照）の広告情報入力部 2 0 6 a に広告情報が入力可能になっている。また、前記ユーザによって広告情報入力部 2 0 6 a に対する入力がされ、登録更新ボタン 2 0 6 b が選択された場合に、入力された広告情報と、前記配信依頼情報とが運用者用情報処理装置 S V のターゲティング広告管理装置 S V 6 に送信される。

また、前記ターゲティング広告管理装置 S V 6 は、前記広告情報と、前記配信依頼情報とを受信し、広告情報に基づいて生成されたターゲティング広告を、該当する各個人の個人用情報処理装置 C L a に送信する（図 3 5 の S T 3 0 5 , S T 3 0 6、図 3 6 の S T 3 4 2 ~ S T 3 4 4 参照）。

20

この結果、実施例 1 の前記個人関連情報取引管理システム S では、前記個人用情報処理装置 C L a にターゲティング広告が受信、表示され、企業が不特定多数の個人に対してターゲティング広告を配信できる。

【 0 2 4 1 】

（変更例）

以上、本発明の実施例を詳述したが、本発明は、前記実施例に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲内で、種々の変更を行うことが可能である。本発明の変更例（H01）～（H018）を下記に例示する。

30

（H01）前記実施例では、運用者用情報処理装置 S V を、7 台の各装置 S V 1 ~ S V 7 によって各機能を分担したが、これに限定されず、例えば、1 台の装置に全機能を集約することも可能である。また、例えば、6 台以下または 8 台以上の複数の装置に各機能を分担させることも可能である。

（H02）前記実施例では、前記金銭的対価として、現実の口座に預金された現金を例示したが、これに限定されず、例えば、電子マネーや電子クーポン（商品・サービスの割引権）等を適用することも可能である。

【 0 2 4 2 】

（H03）前記実施例では、前記購買履歴情報の受信機能、電子メールの送受信機能、GPS 機能、カメラ機能、歩数計機能、ナビゲーション機能等を有する前記携帯電話 C L a2 によって、前記購買履歴情報や前記行動履歴情報を取得して、個人関連情報として個人関連情報記憶装置 S V 2 に送信してし閲覧・参照等しているが、これに限定されず、例えば、前記個人用クライアントパソコン C L a1 に、GPS カメラ、電子歩数計、電子体重計、カーナビゲーション、IC チップ付き電子マネーカード、IC チップ付きクレジットカード等を接続して取得した前記購買履歴情報や前記行動履歴情報を送信して閲覧・参照等することも可能である。

40

（H04）前記実施例において、前記家計簿情報や前記健康管理情報等は、文字情報によって構成されているが、これに限定されず、例えば、前記日記情報や前記検索結果情報等のように、画像やグラフ・表等に変換して表示することも可能である。

【 0 2 4 3 】

50

(H05) 前記実施例では、前記広告情報について、本文情報等の文字情報として設定したが、これに限定されず、例えば、広告の画像情報も設定可能とすることも可能である。

(H06) 前記実施例では、前記要望範囲情報について、前記個人関連情報を利用する目的・期間・種類を設定可能としたが、これに限定されず、例えば、目的・期間・種類に加えて人数(該当人数、対象人数)や対象年齢層等を設定可能とすることも可能である。

(H07) 前記実施例では、前記提示範囲情報および前記要望範囲情報について、入会後に登録・更新可能としたが、これに限定されず、例えば、入会時に予め登録させるようにすることも可能である。

(H08) 前記実施例において、個人関連情報として、前記購買履歴情報と前記行動履歴情報とを例示したが、これに限定されず、例えば、個人の証券情報等を前記個人関連情報に含めることも可能である。

10

【0244】

(H09) 前記実施例では、前記入会制御処理において、各会員情報制御画像104, 204(図7、図16参照)を介して、入力された個人識別情報・企業識別情報を運用者用情報処理装置SVに送信するが、例えば、送信後に登録完了画像を表示したり、登録完了メールを登録した個人・企業に送信したり、運用者に送信したりすることも可能である。

(H010) 前記実施例では、家計簿情報制御処理、健康管理情報制御処理、日記情報制御処理、提供範囲情報制御処理、個人会員情報制御処理において、各画像104~108(図7~図11参照)を介して、入力・更新された各情報を運用者用情報処理装置SVに送信するが、例えば、送信前に本当に登録するかを確認する確認画像を表示したり、送信後に登録完了画像を表示したりすることも可能である。また、例えば、各画像104~108の表示前に各情報の運用方法について個人が承諾することを促す承諾画像を表示することも可能である。

20

(H011) 前記実施例では、前記健康管理情報制御画像106(図9参照)において、消費カロリーの情報の履歴のみを表示・編集可能としているが、これに限定されず、例えば、前記個人が食品から摂取した摂取カロリー情報の履歴や前記個人の体重の履歴等を表示・編集可能とすることも可能である。

【0245】

(H012) 前記実施例では、提供範囲情報および提供範囲情報を、各画像108, 207の情報入力部108a, 207aのチェックボックスで入力する構成としたが(図11、図19参照)、これに限定されず、例えば、前記検索条件情報や前記広告情報の提供条件情報と同様に、SQLで記載されたクエリ(query)を入力する構成とすることも可能である。

30

(H013) 前記実施例では、検索結果情報制御処理、広告情報制御処理、要望範囲情報制御処理、企業会員情報制御処理、対価支払履歴表示処理において、各画像204~207(図16~図20参照)を介して、入力・更新された各情報を運用者用情報処理装置SVに送信するが、例えば、送信前に本当に登録するかを確認する確認画像を表示したり、送信後に登録完了画像を表示したりすることも可能である。また、例えば、各画像204~208の表示前に各情報の運用方法について企業が承諾することを促す承諾画像を表示することも可能である。

40

【0246】

(H014) 前記実施例において、検索結果情報制御処理において、検索結果情報制御画像204の検索結果履歴表示部204dに検索結果履歴情報を表示したが(図17、図33のST231~ST233等参照)、検索結果情報制御画像204に表示する内容についてはこれに限定されず、例えば、日・週・月・年ごとの利用状況(検索回数)等を表示することも可能である。

(H016) 前記実施例では、電子メールとしてのターゲティング広告を送信(配信)したが、これに限定されず、例えば、配信対象の各個人の各画像104~108(図7~図11参照)に、文字情報や画像情報等としてのターゲティング広告を表示したり、いわゆる、バナー(banner)広告の画像を表示したりすることも可能である。

50

【 0 2 4 7 】

(H015) 前記実施例において、ターゲティング広告の配信に応じて支払われた金銭的対価については、各個人に配当が分配されていないが、これに限定されず、各個人に配当が分配されるようにすることも可能である。

(H016) 前記実施例において、企業側が運用者を介して不特定多数の個人に対してターゲティング広告を配信したが、個人に広告等の情報を企業が発信する方法についてはこれに限定されず、例えば、取得した各個人の個人識別情報に基づいて、各個人に広告等の情報を直接発信することも可能である。例えば、個人識別情報の住所・氏名からダイレクトメール(郵便)を発送したり、電話番号から商品・サービスのセールスの電話をしたりすることも可能である。この場合、企業が、個人識別情報の利用実績を個人ごとに集計して、前記利用実績に応じた金銭的対価の額を前記運用者用情報処理装置S Vを介して個人に支払うことも可能である。

(H017) 前記実施例では、企業から支払われた金銭的対価の額から運用者の手数料を引いた額から各個人に配当を支払っているが、これに限定されず、前記金銭的対価の額の全額を各個人に配当として支払うことも可能である。

【 0 2 4 8 】

図38は変更例の配当の演算方法による配当の額の一例を示す説明図であり、提供情報量が10から100までの91種類となる91人の個人が存在し且つ手数料が引かれた金銭的対価の額が100万円であった場合に、提供情報量が10の個人の偏差値および配当の額と、提供情報量が100の個人の偏差値および配当の額とを示す説明図である。

(H018) 前記実施例において、入金された前記金銭的対価のうちの前記個人に割り当てられた配当は、入金された前記金銭的対価の額のうち、運用者側の手数料が引かれた額を、正規分布の各区間の面積が全体に占める割合に基づいて演算されていたが、前記配当の演算方法についてはこれに限定されず、例えば、各個人の提供情報量ごとの偏差値を演算し、各個人の前記偏差値が全員の前記偏差値の合計値に占める割合に基づいて演算することも可能である。例えば、図38に示すように、提供情報量が10から100までの91種類となる91人の個人が存在した場合には、提供情報量が10の個人の偏差値が32.9となり、提供情報量が100の個人の偏差値が67.0となる。よって、手数料が引かれた金銭的対価の額が100万円であった場合には、提供情報量が10の個人には724円($10^6 \times \{32.9 / (32.9 + \dots + 67.0)\}$ 724 [円])、提供情報量が100の個人には1473円($10^6 \times \{67.0 / (32.9 + \dots + 67.0)\}$ 1473 [円])の配当がそれぞれ分配される。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 2 4 9 】

経済産業省が主導する情報大航海プロジェクトと呼ばれる政策が、総額150億円の予算を投じられて実施されていることから、個人に関する情報(個人関連情報、提供者関連情報)の重要性が増しているものと推測する。本願発明の個人関連情報取引管理システム(提供者関連情報取引管理システム)Sは、個人に関する情報を運用して利益を得るものであるため、前記政策に寄与し得るものと考えられる。

また、わが国における企業が発行するポイントの2006年度の年間最低発行額が約6654億円という調査結果があり、わが国における2008年度のインターネット広告費の合計が約6983億円との調査報告もある。よって、本願発明の個人関連情報取引管理システムSに係る市場規模は、わが国において、合計約1兆3637億円程度であると推測される。よって、例えば、この市場規模のうちの0.1%のシェアを獲得することができれば、約13億円の売り上げが期待でき、ベンチャー企業が成立するために十分な市場規模があると推察される。

さらに、発明者が独自に行ったアンケート調査により、入力の煩雑さが解消された家計簿アプリケーション等であれば、使用する可能性のある潜在ユーザが多く存在することが確認されており、個人に関する情報を個人自身が制御したいというニーズが十分にあることも確認されている。

【符号の説明】

【0250】

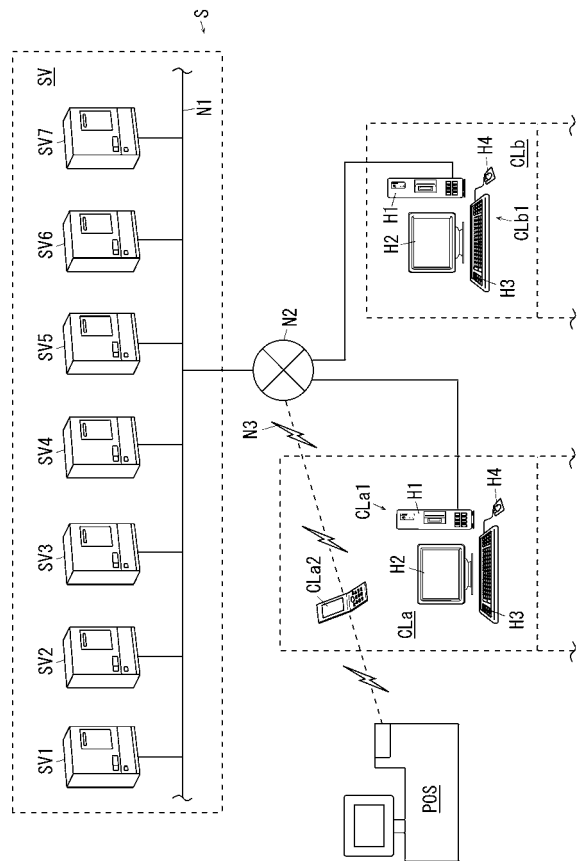
C A 24 , C S 21 ... 個人識別情報送信手段、C A 26 , C S 1 ... 個人識別情報受信手段、C A 31 , C S 6 ... 購買履歴情報受信手段、C A 32 , C S 7 ... 購買履歴情報記憶手段、C A 33 ... 購買履歴情報送信手段、C A 36 ... 行動履歴情報送信手段、C A 41 ... 家計簿要求情報送信手段、C A 42 , C S 29 ... 家計簿情報受信手段、C A 44 ... 家計簿情報表示手段、C A 51 ... 健康管理要求情報送信手段、C A 52 , C S 34 ... 健康管理情報受信手段、C A 54 ... 健康管理情報表示手段、C A 61 ... 日記要求情報送信手段、C A 62 , C S 38 ... 日記情報受信手段、C A 64 ... 日記情報表示手段、C A 71 ... 提供範囲要求情報送信手段、C A 72 , C S 10 ... 提供範囲情報受信手段、C A 74 ... 提供範囲情報表示手段、C A 76 ... 提供範囲情報送信手段、C A 81 ... 配当入金手段、C A 87 ... 個人関連広告情報受信手段、C A 88 ... 個人関連広告情報表示手段、C B 14 , C S 23 ... 企業識別情報送信手段、C B 16 , C S 3 ... 企業識別情報受信手段、C B 27 ... 利用要求情報送信手段、C B 28 ... 利用情報受信手段、C B 29 ... 利用情報表示手段、C B 31 ... 告知情報受信手段、C B 32 ... 告知情報表示手段、C B 44 ... 広告情報送信手段、C B 45 ... 配信依頼情報送信手段、C B 47 , C S 12 ... 広告情報受信手段、C B 52 , C S 14 ... 要望範囲情報受信手段、C B 56 ... 要望範囲情報送信手段、C B 67 ... 金銭の対価出金手段、C L a ... 個人用情報処理装置、提供者用情報処理装置、C L a1 ... 移動端末、C L a2 ... 固定端末、C L b ... 企業用情報処理装置、利用者用情報処理装置、C S 2 ... 個人識別情報記憶手段、C S 5 ... 企業識別情報記憶手段、C S 8 ... 行動履歴情報受信手段、C S 9 ... 行動履歴情報記憶手段、C S 5a ... 階級情報記憶手段、C S 11 ... 提供範囲情報記憶手段、C S 13 ... 広告情報記憶手段、C S 15 ... 要望範囲情報記憶手段、C S 24 ... 提供範囲要求情報受信手段、C S 25 ... 提供範囲情報送信手段、C S 26 ... 家計簿要求情報受信手段、C S 27 ... 家計簿情報生成手段、C S 28 ... 家計簿情報送信手段、C S 31 ... 健康管理要求情報受信手段、C S 32 ... 健康管理情報生成手段、C S 33 ... 健康管理情報送信手段、C S 35 ... 日記要求情報受信手段、C S 36 ... 日記情報生成手段、C S 37 ... 日記情報送信手段、C S 40 ... 利用要求情報受信手段、C S 41 ... 利用情報生成手段、C S 43 ... 利用情報送信手段、C S 47 ... 配信依頼情報受信手段、C S 48 ... 個人関連広告情報生成手段、C S 50 ... 個人関連広告情報送信手段、C S 51 ... 金銭の対価入金手段、C S 57 ... 配当演算手段、C S 58 ... 配当出金手段、C S 68 ... 生成可能判別手段、C S 69 ... 告知情報送信手段、S ... 個人関連情報取引管理システム、提供者関連情報取引管理システム、S V ... 運用者用情報処理装置、運用者用情報処理装置。

10

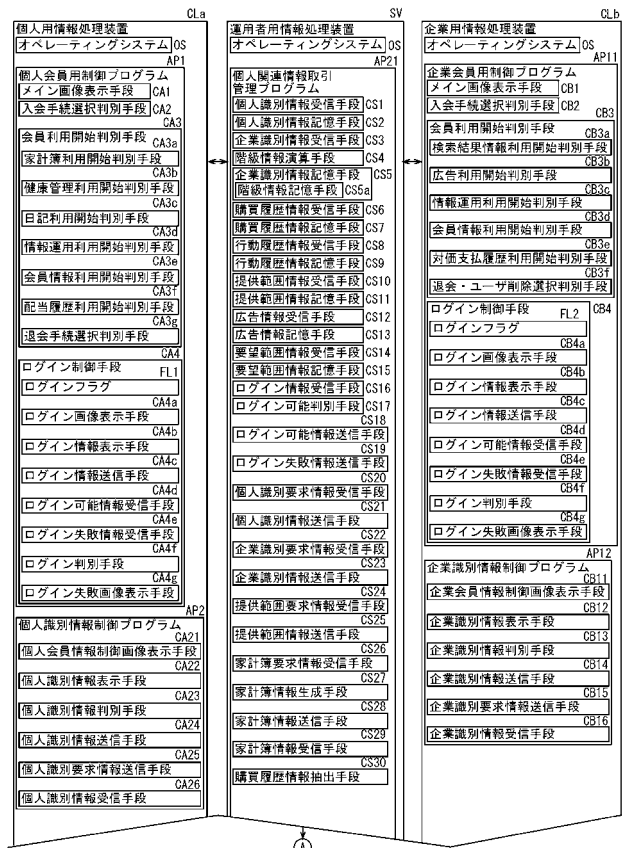
20

30

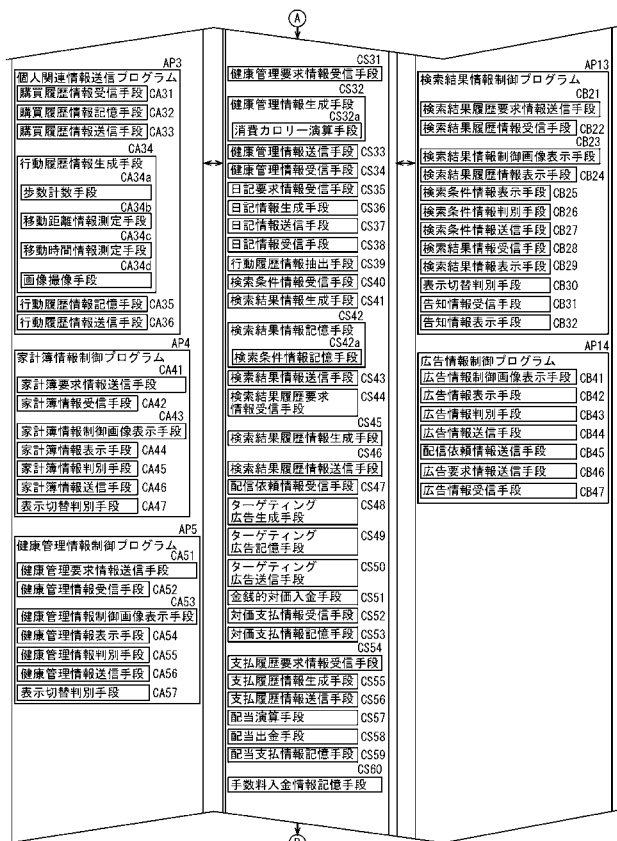
【図1】



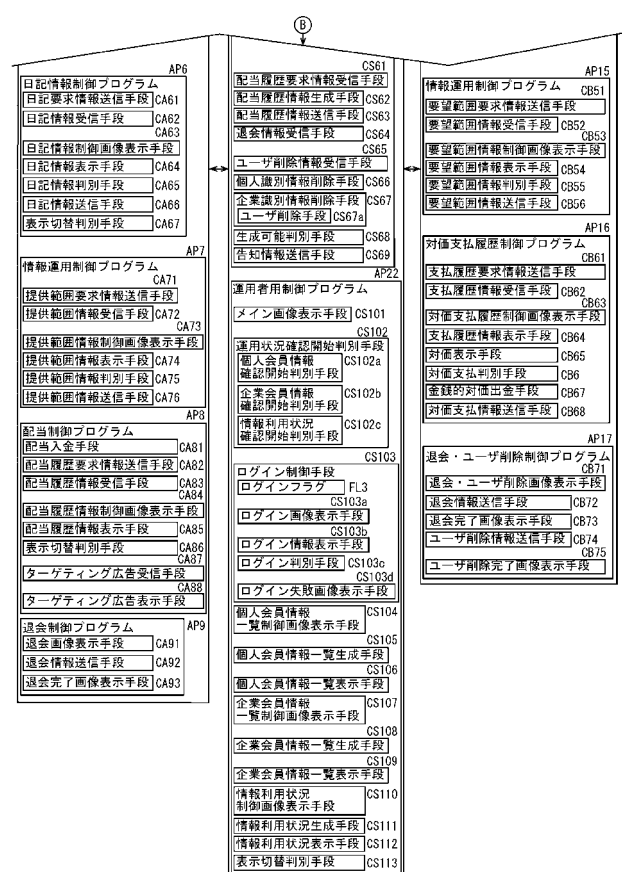
【図2】



【図3】



【図4】



【 図 5 】

トップ (個人用)

101a 会員入会手続

会員向けページ

101b 家計簿情報の登録・更新・参照

101c 健康管理情報の登録・更新・参照

101d 日記情報の登録・更新・参照

101e 情報運用の登録・更新・参照

101f 会員情報の登録・更新・参照

101g 配当履歴の参照

101h 退会手続

~101

【 図 7 】

個人会員情報

会員ID : ...

・氏名 : (姓) ... (名) ...

・住所 : ...

・生年月日 : 19...年...月...日

・電話番号 : ...-...-...

・メールアドレス : ...@...

・パスワード : * * * * * * * *

・入金口座 : ...

104a 104

登録・更新 104b 終了 104c

【 図 6 】

(図 6 A)

ログイン (個人用)

102a 会員ID : ...

パスワード : * * * * * * * *

ログイン 102b

~102

(図 6 B)

ログイン失敗 (個人用)

ログインに失敗しました

戻る 103a

~103

【 図 8 】

家計簿情報

[...月...日]

105a 店名情報

105b 登録・更新

105c 前へ

105d 次へ

105e 日単位

105f 週単位

105g 月単位

105h 年単位

105i 合計 ...円

105j 終了

105k 決済方法

105l 数量

105m 商品名

105n JANコード

105o 単価

105p 合計

105q 決済方法

105r 数量

105s 商品名

105t JANコード

105u 単価

105v 合計

105w 登録・更新

105x 登録・更新

105y 登録・更新

105z 登録・更新

【 図 9 】

健康管理情報

[...月...日]

106a 時間 場所 消費カロリー

106b 登録・更新

106c 前日へ

106d 翌日へ

106e 合計 ...カロリー

106f 終了

【 図 10 】

日記情報

[...月...日]

107a 画像 時刻 地図 本文

107b 登録・更新

107c 前日へ

107d 翌日へ

107e 終了

~107

【 図 1 1 】

情報運用（アクセス条件・受領サービス）

[Aクラスの企業]

- ・個人会員情報
 - 氏名 住所 生年月日 電話番号 メールアドレス
- ・購買履歴情報
 - ・目的
 - 制限無し 目的A 目的B 目的C 目的D
 - ・期間
 - 制限無し 期間A 期間B 期間C 期間D
 - ・商品・サービス
 - 制限無し 種類A 種類B 種類C 種類D
- ・行動履歴情報
 - ・目的
 - 制限無し 目的A 目的B 目的C 目的D
 - ・期間
 - 制限無し 期間A 期間B 期間C 期間D
 - ・健康管理情報・日記情報
 - 制限無し 種類A 種類B 種類C 種類D
- ・受領サービス
 - 制限無し 電子メール 郵便 電話セールス

[Bクラスの企業]

- ・個人会員情報

⋮

[Cクラスの企業]

- ・個人会員情報

⋮

登録・更新 108b 終了 108c 108a

108

【 図 1 2 】

109a ← 109

109h 終了

109g 年単位

109f 合計 月単位

109e 週単位

109d 日単位

109c 次へ

109b 前へ

…月…日
(企業A)

購買履歴情報の目的A・期間A・種類Aの情報提供料： …円

相当履歴

【 図 1 3 】

(図 1 3 A)

退会手続（個人用）

会員ID …

本当に退会しますか？

110a 110b

退会 終了

110

(図 1 3 B)

退会完了（個人用）

退会手続が完了しました。
ご利用ありがとうございました。

終了 111a

111

【 図 1 5 】

(図 1 5 A)

ログイン（企業用）

202a → 会員ID …

ユーザID …

パスワード： *****

ログイン 202b

202

(図 1 5 B)

ログイン失敗（企業用）

ログインに失敗しました

戻る 203a

203

【 図 1 4 】

トップ（企業担当者用）

201a → 会員入会手続

会員向けページ

201b → マーケティング情報の利用・参照

201c → 広告情報の登録・更新・参照

201d → 情報運用の登録・更新・参照

201e → 会員情報の登録・更新・参照

201f → 対価支払・支払履歴の参照

201g → 退会手続・ユーザ削除手続

201

【 図 1 6 】

企業会員情報	
会員ID	: ...
企業クラス	: ...クラス
企業名	: ...
上場 (市場・区分)	: ...
認証 (取得・区分)	: ...
出金口座	: ...
ユーザID	: ...
企業担当者名	: (姓) ... (名) ...
パスワード	: *****
[登録・更新] 204b [終了] 204c	

204

【 図 1 7 】

マーケティング情報	
(検索条件)	← 205a
条件A & 条件B & 条件C...	
[検索] 205b	
(検索結果)	← 205c
結果A	
...	
(検索結果履歴)	← 205d
結果B	
結果C	
...	
[テキスト] 205e [グラフA] 205f [グラフB] 205g [グラフC] 205h [終了] 205i	← 205

【 図 1 8 】

広告情報	
(登録履歴)	
本文	提供条件
...	条件D & 条件E & 条件F...
[登録・更新]	[登録・更新]
...	...
[終了] 206c	

206

【 図 1 9 】

情報運用 (要望条件)	
・個人会員情報	
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス	
・購買履歴情報	
・目的	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 目的A <input type="checkbox"/> 目的B <input type="checkbox"/> 目的C <input type="checkbox"/> 目的D	
・期間	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 期間A <input type="checkbox"/> 期間B <input type="checkbox"/> 期間C <input type="checkbox"/> 期間D	
・商品・サービス	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 種類A <input type="checkbox"/> 種類B <input type="checkbox"/> 種類C <input type="checkbox"/> 種類D	
・行動履歴情報	
・目的	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 目的A <input type="checkbox"/> 目的B <input type="checkbox"/> 目的C <input type="checkbox"/> 目的D	
・期間	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 期間A <input type="checkbox"/> 期間B <input type="checkbox"/> 期間C <input type="checkbox"/> 期間D	
・健康管理情報・日記情報	
<input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 種類A <input type="checkbox"/> 種類B <input type="checkbox"/> 種類C <input type="checkbox"/> 種類D	
[登録・更新] 207b	[終了] 207c

207a
207

【 図 2 0 】

対価支払・支払履歴

結果A (条件A & 条件B & 条件C) の利用料 : 円

(支払履歴)

208a 208b

・…月…日 : …円 ← 208c

・…月…日 : …円

⋮

広告A (電子メール) の配信料 : 円

(支払履歴)

208a 208b

・…月…日 : …円 ← 208c

⋮

⋮

← 208d

208

【 図 2 1 】

(図 2 1 A)

退会手続・ユーザ削除手続 (企業用)

会員ID : …

ユーザID : …

退会・ユーザ削除しますか?

209a 209b 209c

← 209

(図 2 1 B)

退会完了 (企業用)

退会手続が完了しました。

ご利用ありがとうございました。

← 210a

← 210

(図 2 1 B)

ユーザ削除完了 (企業用)

ユーザ削除が完了しました。

ご利用ありがとうございました。

← 211a

← 211

【 図 2 2 】

(実験例1の配当の演算方法)

正規分布グラフの区間	割合	100万円の割り当て	該当人数	一人当たりの分配	配当金
$\sim \mu - 2\sigma$	2.28%	22,800円	10,000人	2.28円	約2.28円
$\mu - 2\sigma \sim \mu - 1\sigma$	13.59%	135,900円	9,772人	13.90円	約16.18円
$\mu - 1\sigma \sim \mu \pm 0\sigma$	34.13%	341,300円	8,413人	40.56円	約56.75円
$\mu \pm 0\sigma \sim \mu + 1\sigma$	34.13%	341,300円	5,000人	68.26円	約125.01円
$\mu + 1\sigma \sim \mu + 2\sigma$	13.59%	135,900円	1,587人	85.63円	約210.64円
$\mu + 2\sigma \sim$	2.28%	22,800円	228人	100円	約310.64円

【 図 2 3 】

トップ (運用者用)

運用者向けページ

301a

301b

301c

← 301

【 図 2 4 】

(図 2 4 A)

ログイン (運用者用)

302a → 運用者ID :

パスワード :

← 302b

← 302

(図 2 4 B)

ログイン失敗 (運用者用)

ログインに失敗しました

← 303a

← 303

【 図 2 5 】

個人会員情報一覧						
会員 ID	氏名	住所	生年月日	電話番号	メール	
...	
...	
...	
...	

終了 - 304b

304a

304

【 図 2 6 】

企業会員情報一覧				
会員 ID	企業クラス	企業名	上場	認証
...
...
...
...

終了 - 305b

305a

305

【 図 2 7 】

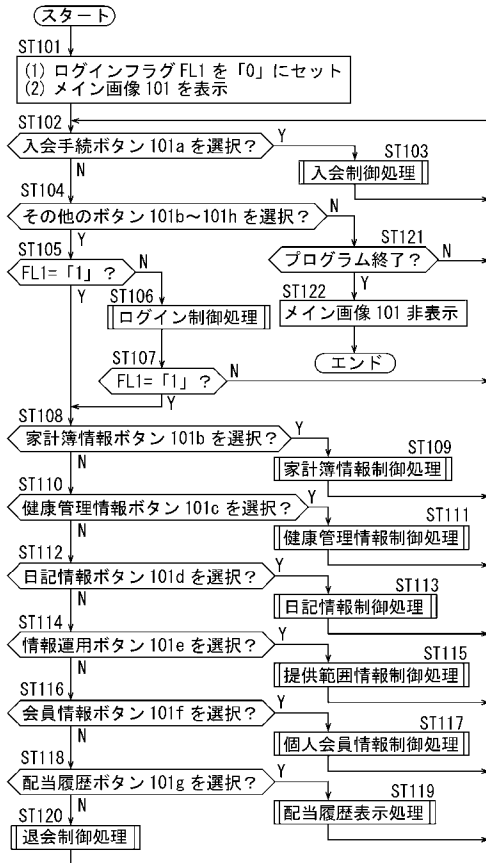
情報利用状況	
[...月...日]	
・個人利用状況	
・利用個人数	: 計 ...人
・利用回数	: 計 ...回
・企業利用状況	
・利用企業数	: 計 ...社
・利用回数	: 計 ...回
・対価支払状況	
・支払企業数	: 計 ...社
・支払件数	: 計 ...件
・支払額	: 計 ...円
・手数料収入	: 計 ...円

前へ 306b 次へ 306c 日単位 306d 週単位 306e 月単位 306f 年単位 306g 終了 306h

306

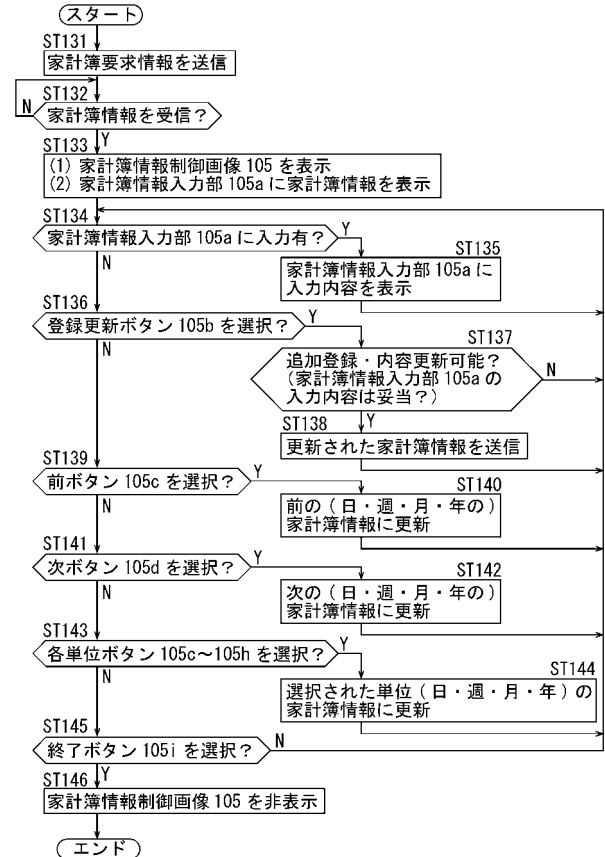
【 図 2 8 】

個人用情報処理装置 Cla のメイン処理のフローチャート



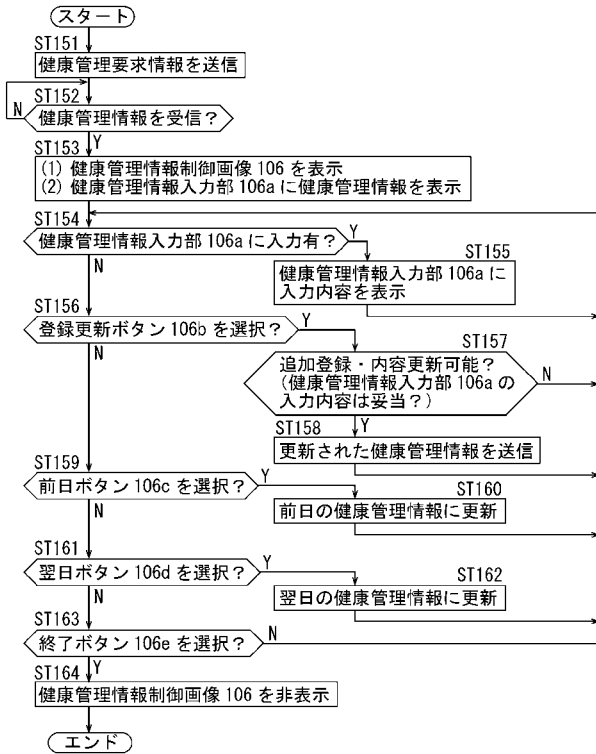
【 図 2 9 】

個人用情報処理装置 Cla の家計簿情報制御処理のフローチャート (メイン処理の ST107 のサブルーチン)



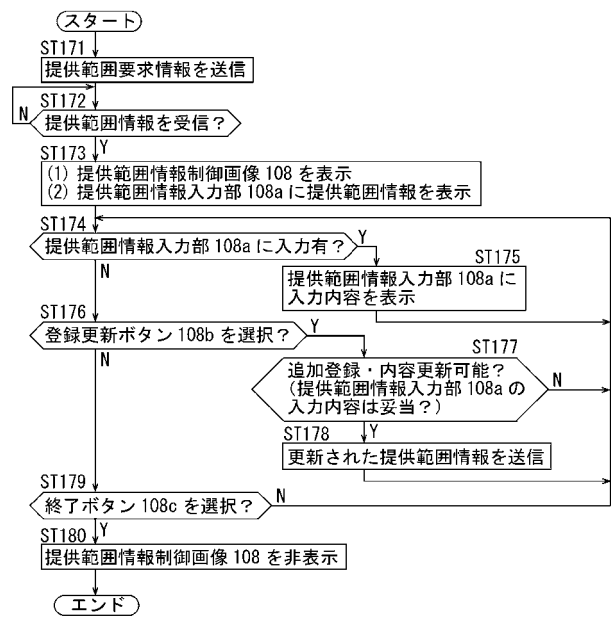
【図 3 0】

個人用情報処理装置 CLa の健康管理情報制御処理のフローチャート
(メイン処理の ST111 のサブルーチン)



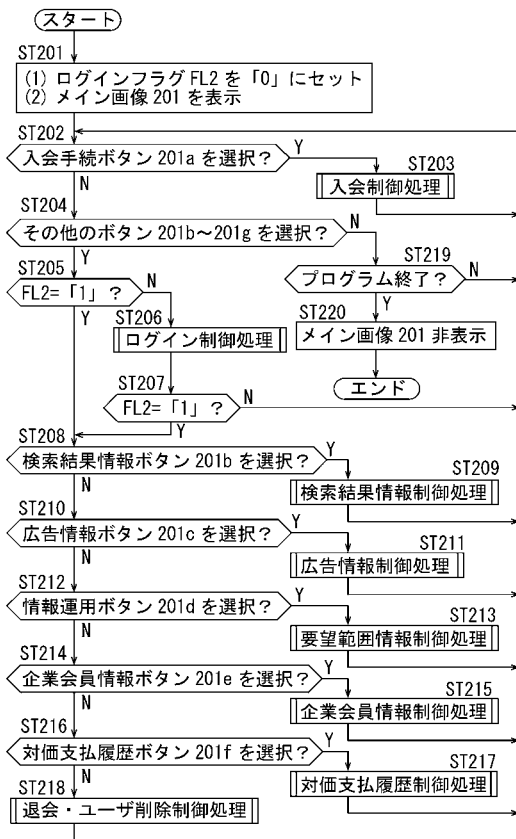
【図 3 1】

個人用情報処理装置 CLa の提供範囲情報制御処理のフローチャート
(メイン処理の ST115 のサブルーチン)



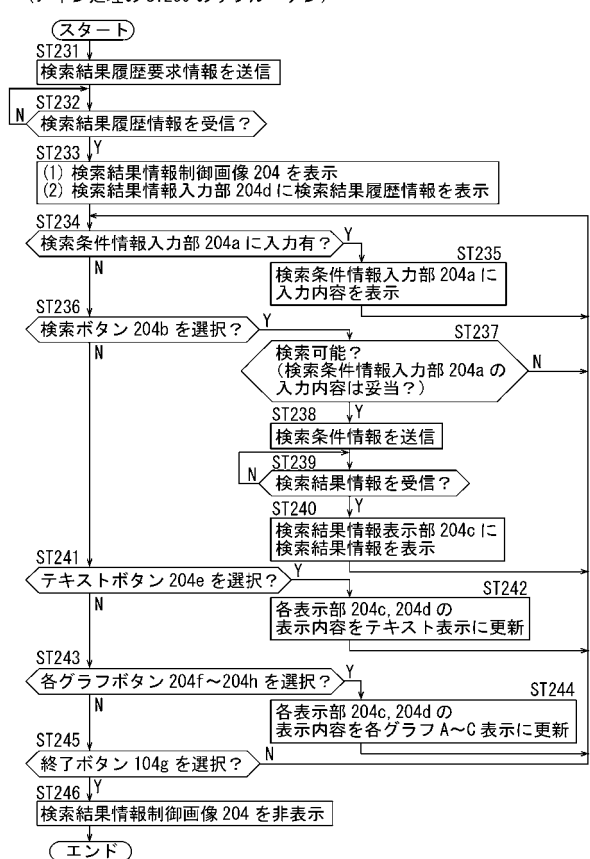
【図 3 2】

企業用情報処理装置 CLb のメイン処理のフローチャート



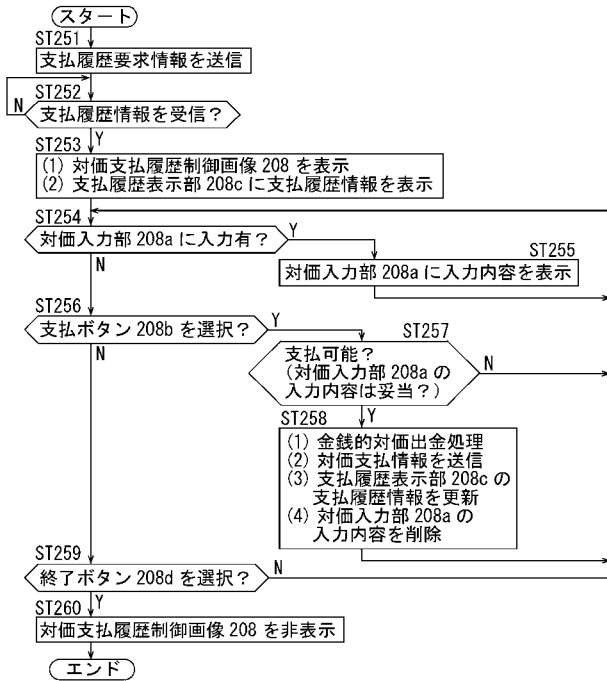
【図 3 3】

企業用情報処理装置 CLb の検索結果情報制御処理のフローチャート
(メイン処理の ST209 のサブルーチン)



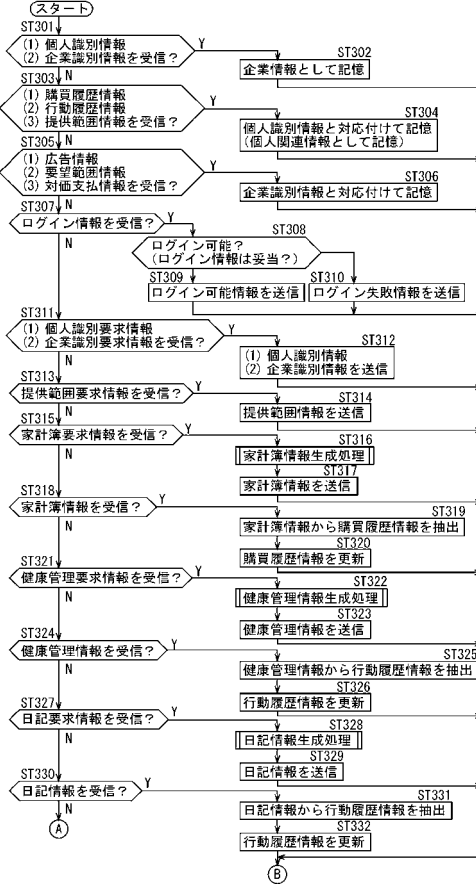
【図 3 4】

企業用情報処理装置 Clb の対価支払履歴制御処理のフローチャート
(メイン処理の ST217 のサブルーチン)



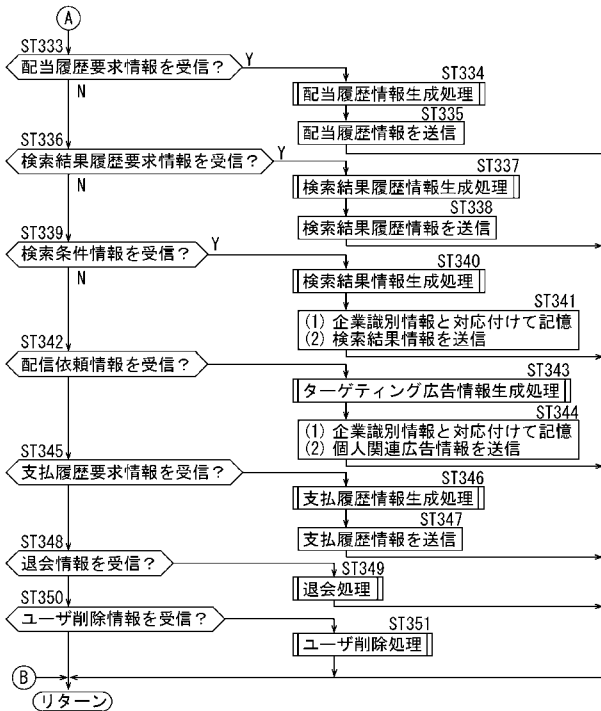
【図 3 5】

運用者用情報処理装置 SV のメイン処理のフローチャート



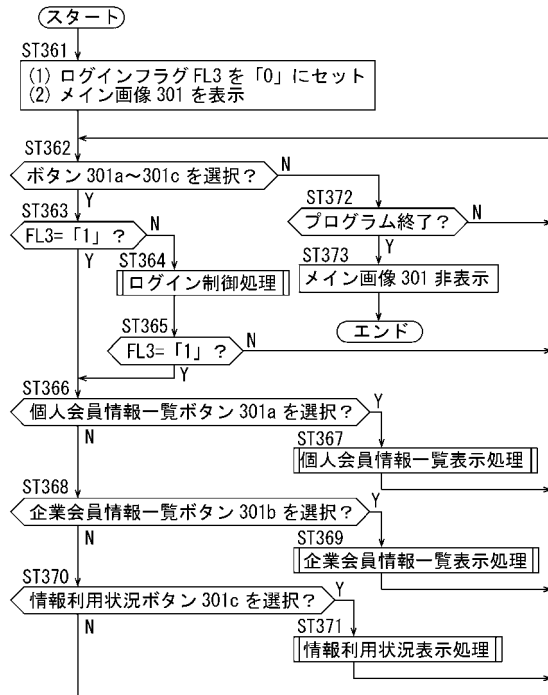
【図 3 6】

運用者用情報処理装置 SV のメイン処理のフローチャート (つづき)



【図 3 7】

運用者用情報処理装置 SV の運用管理処理のフローチャート



【 図 3 8 】

(配当の計算方法の変更例)

データ量	10~100の91人
10の偏差値	32.9
100の偏差値	67.0
10の100万円に対する分配額	724円
100の100万円に対する分配額	1,473円

フロントページの続き

- (72)発明者 伊勢川 暁
東京都品川区東大井1 - 1 0 - 4 0 公立大学 産業技術大学院大学内
- (72)発明者 其田 雅徳
東京都品川区東大井1 - 1 0 - 4 0 公立大学 産業技術大学院大学内
- (72)発明者 荒井 健太郎
東京都品川区東大井1 - 1 0 - 4 0 公立大学 産業技術大学院大学内